

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 掲載種の付加情報(根拠情報) <動物(哺乳類)>

継続 : 現行リストに掲載されている種類
 新規(候補) : 現行リストに掲載されておらず、事務局で掲載候補と判断した種類

【国外由来の外来種】 現行リスト掲載種のうち、現行リストからカテゴリ区分が変更になるもの(「その他の定着予防外来種→定着防止外来種」といったカテゴリ名の変更によるものは除く)

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名(別名、流通名)	学名	選定理由	評価項目												原産地・分布	日本での分布	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症						
									定着可能性		生態系被害		分布拡大		特に問題となる設置		逸出・拡散																					
									生物	導入	競合	交雑	捕食	生態系改変	繁殖	気候	重要地域	人体	経済産業	利用													付着混入					
侵入・定着防止外来種(未定着)																																						
侵入予防外来種(まだ侵入していない種)																																						
継続	1	未定着	侵入予防外来種		特定外来生物	ジャワマンダース	<i>Herpestes javanicus</i>	I	○	-	○	-	◎	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	東南アジア原産	-	森林、草地、農地などに生息する	利用に関する情報は得られなかった	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき	日本に定着しているマンダースは本種であると考えられていたが、調査の結果、フリマンダースとして別種として扱うこととなった。生態的特徴等はフリマンダースとほぼ同じであり、定着すれば同様の影響を生じさせると考えられる	①特定外来、②IUCN、③GISD、④各県(沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019) Veron et al.(2007)	近縁種のフリマンダースは防除事例あり	-	-	-	感染症法の輸入届出対象動物	
定着防止外来種(侵入はしているが定着していない種)																																						
継続	2	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	カニクイザル	<i>Macaca fascicularis</i>	I、IV	○	-	○	◎	○	-	○	◎	-	-	○	-	-	-	-	-	東南アジア原産。パラオ、モロニアイス、サモア等の島嶼に外来種として定着	千葉県房総半島でかつて野生化し、二ホンザルと交雑していた可能性が指摘されている	森林、マングロープ等に生息	かつて千葉県勝浦市の公園で飼育されていた。学術研究用等で許可を受けた個体が飼育されている	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき	伊豆諸島内島に放されて野生化したのが確認された。鳥類の卵やヒナを捕食し、生態系に影響を及ぼすおそれがある	①特定外来、②IUCN、③GISD、④各県(沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	https://www.iucngisd.org/gisd/speciesname/Macaca+fascicularis	-	-	-	感染症法により輸入禁止	Bウイルス病、黄熱
新規(候補)	3	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	タイワンザル×ニホンザル	<i>Macaca cyclopis × Macaca fuscata</i>	I、III	○	-	○	◎	○	-	○	◎	-	-	○	-	-	-	-	-	-	平地から高山の森林	利用に関する情報は得られなかった	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき	かつて、下北半島や和歌山県に定着していたが、現在は根絶	①特定外来、②IUCN、③GISD、④各県(多数)	自然環境研究センター(編著)(2019)	白井啓・川本秀(2011)タイワンザルとアカゲザル 交雑回避のための根絶計画 日本の外来哺乳類(山田文雄・池田浩・小倉剛 編) p.169-202 東京大学出版会 和歌山におけるタイワンザルの群れ根絶の経過 https://www.jstage.jst.go.jp/article/prime/34/0/34.41_3_/pdf/-char/ja	-	-	-	感染症法により輸入禁止	Bウイルス病、黄熱	
継続	4	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	リスザル	<i>Saimiri sciureus</i>	I	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	南米原産(外来種としてフロリダやカリフォルニア)	静岡県伊豆地域で脱走個体が確認されたことがある	森林に生息	40~100万円程度で販売されている。多数の動物園で飼育されている。実験動物として飼育されている	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき	フロリダ州では導入された個体群が定着しており、植物や小動物を捕食している	①要注意、④各県(静岡県、沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	感染症法により輸入禁止	エルシニア症、トキソプラズマ症	
継続	5	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	フクロギツネ	<i>Trichosurus vulpecula</i>	I	○	-	-	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	オーストラリア原産(外来種としてニュージーランド)	多摩動物園で飼育されている	都市部から森林まで幅広く生息する	ニュージーランドでは本種により植生の改変や鳥類への食害影響等が見られている	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき	①特定外来、②IUCN、③GISD、④各県(北海道、沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	感染症法の輸入届出対象動物	ウシ結核		
継続	6	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	トウハイイロリス	<i>Sciurus carolinensis</i>	I	○	-	◎	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	北米原産	-	森林、公園、市街地	かつて動物園で飼育されていた。野外への導入や定着事例は無い	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき	ヨーロッパ各地で定着しており、感染症(ラボウイルス感染症)の伝播等により在来種を減少させている	①特定外来、②IUCN、③GISD、④各県(北海道、沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	感染症法の輸入届出対象動物		
継続	7	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	タイリクモモンガ	<i>Pteromys volans</i>	I	○	-	◎	◎	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	ロシア、中国、朝鮮半島など	-	森林に生息	かつてはペットとして飼育されていたが、現在は特定外来生物に指定されており、輸入・飼養が規制されている	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき	北海道に定着した場合には在来種のエゾモモンガとの交雑のおそれがある	①特定、④各県(北海道、沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2009)	-	-	-	感染症法の輸入届出対象動物	レプトスピラ症	
新規(候補)	6	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	ポリネシアネズミ	<i>Rattus exulans</i>	I、III	○	-	○	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	東南アジア原産	かつて宮古島で構本が採取されたが、その後確認されていない	住宅地から森林まで幅広く生息する	利用に関する情報は得られなかった	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき	同属のドブネズミやクマネズミに比べて小体だが、ニュージーランドでは海鳥類やカゲ類を食害し、生態系に影響を及ぼしていることが知られている	③GISD	Ohdachi et al.(2015)	-	-	-	感染症法の輸入届出対象動物	Q熱、咬鼠症等	
継続	9	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	シママンダース	<i>Mungos mungos</i>	I	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アフリカ原産	-	サバンナや森林、灌叢周辺に生息する	利用に関する情報は得られなかった	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき	在来の地表性昆虫類を中心に捕食し得る。養蜂被害や農作物への被害のおそれがある	①特定、④各県(沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	感染症法の輸入届出対象動物		
継続	10	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	カニクイアライグマ	<i>Procyon cancrivorus</i>	I、IV	○	-	○	-	◎	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	中南米原産	-	森林に生息し、特に水辺の森林を好む	アライグマに混入してペットとして輸入された可能性もあるが、実態は不明。現在は特定外来生物に指定されており、輸入・飼養が規制されている	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき	アライグマと同様に、在来生物に対する競合・捕食・感染症の伝播、農業被害などの可能性がある	①特定外来、④各県(北海道、千葉県、沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	感染症法の輸入届出対象動物	アライグマ回虫	
継続	11	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	フェレット	<i>Mustela furo</i>	I	○	◎	○	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	ヨーロッパ、北アメリカ	-	森林、草地、河川敷、都市などに生息する	5~6万円程度でペットとして販売されている。北海道動物の愛護及び管理に関する条例で特定外来動物に指定されており、飼養には届出が必要	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき	ニュージーランドでは鳥類などの在来生物の存続を脅かしている	①要注意、③GISD、④各県(北海道、千葉県、沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	https://www.iucngisd.org/gisd/speciesname/Mustela+furo	-	-	-	感染症法の輸入届出対象動物	エルシニア症、サルモネラ症、皮膚糸状菌症
継続	12	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	シカ属(サンバー、タイワンジカ、アカシカ、国内産ニホンジカを除く)	<i>Cervus spp.</i>	I	○	○	○	◎	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	北半球に広く生息する	-	森林、草地に生息する	狩猟対象として本来の生息地外に人為的に導入されることがあった。展示動物として飼育されている	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき	和歌山県友ヶ島および大阪府堺市に定着している個体群はタイワンジカ、サンバー、アカシカの交雑個体である。IUCNのワースト100対象種はアカシカである	①特定外来、②IUCN、③GISD、④各県(沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	友ヶ島におけるタイワンジカ交雑種防除計画 策定事業 https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/r3images/185_r3wakayama-taiwanjika.pdf	-	-	-	家畜伝染病予防法による検疫対象動物 鳥獣保護管理法の狩猟鳥獣(ニホンジカ、エゾシカ)	日本紅斑熱、ツツガムシ病、肺吸虫症、E型肝炎、ライム病
新規(候補)	13	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	サンバー	<i>Cervus unicolor</i>	I	○	○	○	◎	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	インド、スリランカ、中国南部、台湾、東南アジア	-	森林に生息する	鹿牧場で飼育されている	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき	動物園、養鹿場での飼育が確認されている。和歌山県友ヶ島および大阪府堺市周辺に、本種とタイワンジカ、アカシカおよびニホンジカの交雑個体が野生化している	①特定外来	Matsumoto et al.(2015)、宮崎・丹波(2016)	-	-	-	感染症法の輸入届出対象動物		
新規(候補)	14	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	タイワンジカ	<i>Cervus nippon taiouanus</i>	I	○	○	○	◎	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	台湾	-	森林に生息する	鹿牧場で飼育されている	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき	動物園、養鹿場での飼育が確認されている。和歌山県友ヶ島および大阪府堺市周辺に、本種とサンバー、アカシカおよびニホンジカの交雑個体が野生化している	①特定外来	Matsumoto et al.(2015)、宮崎・丹波(2016)	-	-	-	感染症法の輸入届出対象動物		
新規(候補)	15	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	アカシカ	<i>Cervus elaphus</i>	I	○	○	○	◎	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ヨーロッパ、北アフリカ	-	森林に生息する	鹿牧場で飼育されている	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき	動物園、養鹿場での飼育が確認されている。和歌山県友ヶ島および大阪府堺市周辺に、本種とサンバー、タイワンジカおよびニホンジカの交雑個体が野生化している	①特定外来、②IUCN	Matsumoto et al.(2015)、宮崎・丹波(2016)	-	-	-	感染症法の輸入届出対象動物		
継続	16	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	アキシジカ(アキシジカ)属	<i>Axis spp.</i>	I、IV	○	-	○	◎	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	インド、スリランカ原産。東ヨーロッパ、北米、南米、ニュージーランドに侵入	-	森林、草原などに生息する	東山動物園など複数の動物園で飼育されている。特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されている	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき	ニホンジカとの競合・交雑の可能性が指摘されている。本属には計4種が含まれる	①要注意、③GISD、④各県(沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	感染症法の輸入届出対象動物		
継続	17	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	ダマシカ属	<i>Dama spp.</i>	I、IV	○	-	○	◎	◎	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	ヨーロッパ、西アジア原産。南北アメリカ、オーストラリア、アフリカなどに導入され定着している	-	森林、草原などに生息する	平川動物公園など複数の動物園で飼育されている	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき	ニホンジカと交雑するおそれがある	①要注意、③GISD、④各県(沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	https://www.iucngisd.org/gisd/speciesname/Damadama#	-	-	-	一部の種、亜種はワシントン条約付属書掲載 感染症法の輸入届出対象動物	
継続	18	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	シフゾウ	<i>Elaphurus davidianus</i>	I、IV	○	-	-	◎	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	中国原産だが野生個体群は絶滅	-	沼地、湿地など	多摩動物園など複数の動物園で飼育されている	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき	野生の個体群は絶滅した国際的な希少動物で、動物園で飼育されているのみ。現状では野外に逸出する可能性は低い。飼育下ではシカ属との交雑例が報告されている	①要注意、④各県(沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	感染症法の輸入届出対象動物		
防除推進外来種(生態系等へ及ぼす影響が大きなもの)																																						
検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名(別名、流通名)	学名	選定理由	評価項目												原産地・分布	日本での分布	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症						
継続	19	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①②	特定外来生物	ハリネズミ属(アムールハリネズミ、マンシュウハリネズミなど)	<i>Echinaceus spp.</i>	I	○	○	○	◎	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	ユーラシア大陸北部原産	静岡県、神奈川県	草地、農地、森林、湿地など	ペットとして飼育されていた。現在は特定外来生物に指定され輸入・飼養は規制されている	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき	栃木県真岡市では個体群がほぼ消滅した。伊豆半島では分布が拡大傾向にある。地上営巣性鳥類への悪影響が指摘されている	①特定外来、④各県(北海道、静岡県、沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	秩谷ら(2020) https://www.jstage.jst.go.jp/article/jwrs/45/0/45_1/pdf/~char/ja	-	-	-	感染症法の輸入届出対象動物	サルモネラ症

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名(別名、流通名)	学名	選定理由	評価項目													原産地・分布	日本での分布	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症				
									定着可能性		生態系被害			分布拡大		特に問題となる被害		進出・拡散																			
									生物	導入	統合	交雑	捕食	生態系被害	繁殖	気候	重要地域	人体	経済産業	利用	付着													混入			
継続	20	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①③④	特定外来生物	タイワンザル	<i>Macaca cyclops</i>	I, III																	台湾原産	伊豆大島(下北半島、和歌山県)では根絶	平地から高山の森林	と動物園などで飼育されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	かつて、下北半島や和歌山県でニホンザルとの交雑が生じた。カンキツ類や、モロヘギなど農業被害を発生させている。	①特定外来、②各県(多数)	自然環境研究センター(編著)(2019) https://www.jstage.jst.go.jp/article/primat/34/0/34_41_3/pdf/-char/ja	白井啓・川本芳(2011)タイワンザルとアカゲザル 交雑回避のための根絶計画 日本の外来哺乳類(山田文雄・池田透・小倉剛 編) p169-202 東京大学出版会 和歌山におけるタイワンザルの群れ根絶の達成 https://www.jstage.jst.go.jp/article/primat/34/0/34_41_3/pdf/-char/ja	-	-	感染症法により輸入禁止	Bウイルス病、黄熱
継続	21	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①③④	特定外来生物	アカゲザル	<i>Macaca muratta</i>	I, III																	南アジア・東南アジア原産	房総半島	森林や農地に生息	井の頭自然文化園などで飼育されている。房総半島で野生化した個体群は観光施設で飼育されている個体に由来する。	房総半島ではニホンザルとの交雑が進んでおり、純系のニホンザル個体群の絶滅の恐れが生じている。農業被害も見られる。	①特定外来、③GISD、④各県(多数)	自然環境研究センター(編著)(2019)	千葉県(2021)第2次千葉県アカゲザル防除実施計画 白井啓・川本芳(2011)タイワンザルとアカゲザル 交雑回避のための根絶計画 日本の外来哺乳類(山田文雄・池田透・小倉剛 編) p169-202 東京大学出版会	千葉県(2021)第2次千葉県アカゲザル防除実施計画	感染症法により輸入禁止	Bウイルス病、黄熱		
新規(候補)	22	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①③④	特定外来生物	アカゲザル×ニホンザル	<i>Macaca muratta</i> × <i>Macaca fuscata</i>	I, III																	-	房総半島	森林や農地に生息	房総半島ではニホンザルとの交雑が進んでおり、純系のニホンザル個体群の絶滅の恐れが生じている。農業被害も見られる。	①特定外来	自然環境研究センター(編著)(2019)	千葉県(2021)第2次千葉県アカゲザル防除実施計画 白井啓・川本芳(2011)タイワンザルとアカゲザル 交雑回避のための根絶計画 日本の外来哺乳類(山田文雄・池田透・小倉剛 編) p169-202 東京大学出版会	千葉県(2021)第2次千葉県アカゲザル防除実施計画	感染症法により輸入禁止	Bウイルス病、黄熱			
継続	23	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①	特定外来生物	キタリス	<i>Sciurus vulgaris</i>	I																	ロシア、中国など	東京都、埼玉県、茨城県の狭山丘陵	森林に生息する	かつてペットとして販売されていたが、現在は特定外来生物に指定され、輸入・飼養は規制されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	①特定外来、④各県(北海道、沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	田村(2017)狭山丘陵に生息する特定外来生物キタリスの早期対策の試み https://www.jstage.jst.go.jp/article/mammalscience/57/2/57_367/article/-char/ja	-	-	感染症法の輸入届出対象動物		
継続	24	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	①②④	特定外来生物	クリハラリス(タイワンリス)	<i>Callosciurus erythraeus</i>	I, III																	台湾、中国、東南アジア原産	東京都、静岡県、山梨県、大阪府、兵庫県、和歌山県、長崎県、大分県、熊本県	森林、竹林、市街地、農地に生息する	かつてはペットや展示動物として飼育されていたが、現在は特定外来生物に指定され、輸入・飼養は規制されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	①特定外来、④各県(滋賀県、静岡県、千葉県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	安田(2017)九州に定着した特定外来生物クリハラリスの由来と防除 https://www.jstage.jst.go.jp/article/jwrs/42/0/42_49.pdf	安田ほか(2024)クリハラリス防除マニュアル https://www.jstage.jst.go.jp/article/mammalscience/64/1/64_89/pdf/-char/ja	感染症法の輸入届出対象動物 鳥獣保護管理法の狩猟鳥獣	ライム病		
継続	25	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①②④	特定外来生物	フィンレイソンリス	<i>Callosciurus finlaysonii</i>	I, II, III																	東南アジア原産	静岡県浜松市	森林、草地、農地、市街地に生息する	かつてペットとして販売されていたが、現在は特定外来生物に指定され、輸入・飼養は規制されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	①特定、④各県(静岡県、沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	浜松市 クリハラリス https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kankyou/ris/kurihararisu.html	安田ほか(2024)クリハラリス防除マニュアル https://www.jstage.jst.go.jp/article/mammalscience/64/1/64_89/pdf/-char/ja	感染症法の輸入届出対象動物 鳥獣保護管理法の狩猟鳥獣	ライム病		
継続	26	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①②		シマリス(チョウセンシマリス)	<i>Tamias sibiricus</i>	I																	ロシア、中国、朝鮮半島原産	北海道、新潟県、山梨県、岐阜県	森林や公園に生息する	ペットとして大量に飼養されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	①要注意、③GISD、④各県(北海道、滋賀県、沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	感染症法の輸入届出対象動物 鳥獣保護法により、北海道以外では狩猟鳥獣指定。北海道はシマリス捕獲禁止区域指定(在来エシシマリスの混雑の可能性があるため)	サルモネラ症		
継続	27	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①④	特定外来生物	マスカラット	<i>Ondatra zibethicus</i>	I																	北米原産	埼玉県、千葉県、東京都	河川周辺、湿地、沼地、水田	かつて毛皮を目的として飼養されていたが、現在は特定外来生物に指定され、輸入・飼養は規制されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	①特定外来、③GISD、④各県(千葉県、沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	水元小舎沼特定外来生物防除の取り組み https://www.city.katsushika.lg.jp/res/project/default/project/_page_001/024/035/04t/ekuteigairi.pdf	-	-	感染症法の輸入届出対象動物	野兔病、オムスグ出血症、シアルス	
継続	28	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	①②③④		ドブネズミ	<i>Rattus norvegicus</i>	I, II, III																	中央アジア原産(汎世界分布)	島根も含めほぼ日本全国	都市部から森林まで幅広い環境に生息する	実験動物として系統化された品種が利用されている。ペット用に系統化されたファンシーラットがペットショップで販売されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	③GISD、④各県(多数)	自然環境研究センター(編著)(2019)	国指定ユリ・モルリ鳥獣保護区保全事業実施結果 https://www.hokenriyo.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/eisei/yomimono/nezukon/nezumi/boujushishin.files/kihon.pdf	東京都保健医療局 https://www.hokenriyo.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/eisei/yomimono/nezukon/nezumi/boujushishin.files/kihon.pdf	感染症法の輸入届出対象動物 鳥獣保護管理法の捕獲許可対象外	人獣共通感染症を含む病原体の媒介(エ型肝炎、リンパ球性脈絡膜膜炎、Q熱、鼠咬症、レプトスピラ症、広葉性血線虫症 など)		
継続	29	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	①②③④		クマネズミ	<i>Rattus rattus</i>	I, II, III																	東南アジア原産(汎世界分布)	島根も含めほぼ日本全国	都市部から森林まで幅広い環境に生息する	ペットや実験動物としての利用は知られていない。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	③GISD、④各県(多数)	自然環境研究センター(編著)(2019)	小笠原におけるネズミ類の根絶とその生態系に与える影響 https://www.google.com/url?sa=t&url=https://www.hokenriyo.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/eisei/yomimono/nezukon/nezumi/boujushishin.files/kihon.pdf	東京都保健医療局 https://www.hokenriyo.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/eisei/yomimono/nezukon/nezumi/boujushishin.files/kihon.pdf	感染症法の輸入届出対象動物 鳥獣保護管理法の捕獲許可対象外	人獣共通感染症を含む病原体の媒介(エ型肝炎、リンパ球性脈絡膜膜炎、Q熱、鼠咬症、レプトスピラ症、広葉性血線虫症 など)		
継続	30	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	①②③④		ハツカネズミ	<i>Mus musculus</i>	I, III																	原産地はヨーロッパ大陸だが詳細は不明。移入されて汎世界的に分布している。	島根も含めほぼ日本全国	都市部や農村地域に多いが、森林や草地など幅広い環境に生息する。	実験動物として系統化された品種が利用されている。ペット用に系統化されたファンシーマウスがペットショップで販売されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	②IUCN、③GISD、④各県(北海道、千葉県、静岡県、滋賀県、鹿児島県、沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	小笠原諸島のネズミ類はクマネズミと共に防除が実施された。海外では島嶼からの根絶事例がある。 https://www.iucn.org/species/mus/musculus	関西広域連合(2017)行政担当者向けスーリア防除マニュアル https://www.kouiki-kansai.jp/material/files/group/10/nutoriaboujo.pdf	感染症法の輸入届出対象動物 鳥獣保護管理法の捕獲許可対象外	ハンタウイルス感染症		
継続	31	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	①②③④	特定外来生物	ヌートリア	<i>Myocastor coypus</i>	I																	南米原産	静岡県以西の本州および四国の一部	河川、湖、沼沢地、水田	かつては毛皮を目的として飼養されていたが、現在は特定外来生物に指定され、輸入・飼養は規制されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	①特定外来、②IUCN・日本、③GISD、④各県(滋賀県、千葉県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	神戸市(2021)神戸市ヌートリア防除実施計画 https://www.city.kobe.lg.jp/documents/8314/nutoria-boujo2021.pdf	関西広域連合(2017)行政担当者向けスーリア防除マニュアル https://www.kouiki-kansai.jp/material/files/group/10/nutoriaboujo.pdf	狂犬病予防法の検疫対象動物 鳥獣保護管理法の狩猟鳥獣	ヌートリア糞線虫症		
継続	32	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①		カイウサギ(アナウサギ)	<i>Oryctolagus cuniculus</i>	I, II, III																	ヨーロッパのイベリア半島およびアフリカ北西部、ヨーロッパ全域、オーストラリアなどに導入され定着。	渡島大島・小島(北海道)、伊予島(千葉県)、地内島(東京都)、松島(兵庫県)、栗島(岡山県)、大久野島(広島県)、羽佐島(香川県)、家島(鹿児島県)、屋敷島(沖縄県)に分布 七ツ島大島(石川県)では根絶	草地や森林に生息する	ペットとして多数が販売、飼育されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	②IUCN・日本、③GISD、④各県(北海道、千葉県、静岡県、滋賀県、鹿児島県、沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	国指定七ツ島鳥獣保護区(石川県輪島市の七ツ島)内におけるアナウサギの根絶について～積極的駆除対策を実施してアナウサギの根絶を達成した日本国内初の事業～ https://chubu.env.go.jp/pre/2019/post_44.html	-	-	家畜伝染病予防法による検疫対象動物	野兔病、ウイルス性出血熱	
継続	33	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	①②③		ノネコ(イエネコ)の野生化したもの	<i>Felis catus</i>	I, II																	中東原産のリビアヤマネコを家畜化。汎世界的に分布。	日本全国に分布	森林、草地、農地、市街地に生息する	ペットとして大量に飼育、販売されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	②IUCN・日本、③GISD、④各県(北海道、千葉県、静岡県、滋賀県、鹿児島県、沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	在来ヤマネコのいる対馬、西表島では感染症の伝播の可能性が指摘され、実際にツシマヤマネコへのFTVの感染が確認されている。奄美大島におけるアマミノクロウサギ、沖縄島やんばる地域におけるマンバルクイアノグチグサ等国内希少野生動物種を含む希少種の捕食が確認されている。 御蔵島ではオオミズナギドリを捕食し、被害を与えていることが確認されている。小笠原諸島、御蔵島、奄美大島、徳之島などで対策が実施されている。	https://www.city.amami.lg.jp/kankyo/document/kannikaku.pdf	奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画 https://www.city.amami.lg.jp/kankyo/document/kannikaku.pdf	狂犬病予防法の検疫対象動物 感染症法の輸入届出対象動物 鳥獣保護管理法の狩猟鳥獣	トキソプラズマ症、レプトスピラ症、リステリア症、カンピロバクター症、皮膚糸状菌症、ネコ回虫症、猫ひかき病、Q熱、SFTS	

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名(別名、流通名)	学名	特定理由	評価項目														原産地・分布	日本での分布	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症																																				
									定着可能性		生態系被害				分布拡大		特に問題となる被害		進出・拡散																																																			
									生物	導入	競合	交雑	捕食	寄生	繁殖	気候	重要地域	人体	経済産業	利用	付帯	混入																																																
継続	34	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	①②③	特定外来生物	ノイヌ(イヌの野生化したもの)	Canis familiaris	I																																				原種であるオオカミは北半球に広く分布している。家畜化されたイヌは世界的に分布。	日本全国に分布	都市近郊に多くみられるが、森林内にも生息する	ペットとして大量に飼育、販売されている。	人の管理下にあるイヌについて、逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	奄美大島ではアマミノクロウサギ、アマミドケズミ、ケナガネズミが、沖縄島ではケンパルウチイ、ケナガネズミが捕食されていることが確認されている。	③GISD、④各県(北海道、千葉県、静岡県、滋賀県、鹿児島県、沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019) https://www.city.kawasaki.jp/350/cmsfiles/contents/0000064/64659/3arikata.pdf	狂犬病予防法に基づいて野良犬の捕獲が実施されている。川崎市における動物行政の方向性と動物愛護センターのあり方 https://www.city.kawasaki.jp/350/cmsfiles/contents/0000064/64659/3arikata.pdf																狂犬病予防法の輸入禁止動物 鳥獣保護管理法の狩猟鳥獣		狂犬病、レプトスピラ症、パストレン症、カブノサイトファーガ・カニモルサス感染症、コリネバクテリウム・ウトルセラシス感染症、ブルセラ症、リステリア症、サルモネラ症、カンピロバクター症、エルシニア・エンテロコレリチ・イノセレンス症、慢性結核、皮膚糸状菌症、トキソプラズマ症、回虫幼虫移行症、Q熱、エキソコックス症、SFTS
継続	35	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①②③④	特定外来生物	フリマンゲース	Herpestes auropunctatus	I、II																																	かつてはハブ及び野猫を防除する目的で輸入、放逐された。展示動物としても飼育されていたが、現在は特定外来生物に指定され、輸入・飼養は規制されている。	中東、南アジア、東南アジア、中国南部等原産。	沖縄島(奄美大島は根絶、鹿児島県本土部は小さく根絶)	森林、草地、農地、市街地に生息する	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	奄美大島では2024年に根絶が宣言されたが、沖縄島北部の世界自然遺産地域には依然として生息が確認されている。アマミドケズミ、ケナガネズミ、アマミノクロウサギ等に食害被害を及ぼしている。	①特定外来、④各県(鹿児島県、沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	奄美大島における特定外来生物フリマンゲースの根絶の宣言について https://www.env.go.jp/press/press_03661.html	野生鳥獣被害防止マニュアル-アライグマ、ヌートリア、キョン、マンゲース、タイワンリス(特定外来生物編) -平成22年3月版 https://www.maff.go.jp/seisan/tyozyu/higai/manu/old_manual/old_manual.html#07												レプトスピラ症								
継続	36	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	①②③④	特定外来生物	アメリカミンク(ミンク)	Mustela vison	I、II、III																																	かつては毛皮を目的として飼養されていたが、現在は特定外来生物に指定され、輸入・飼養は規制されている。	北米原産。中国、ヨーロッパに導入されている。	北海道、宮城県、福島県、群馬県、長野県	河川や湖沼周辺の森林や草地	かつては毛皮を目的として飼養されていたが、現在は特定外来生物に指定され、輸入・飼養は規制されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	世界自然遺産地域の知床などに定着している。サンショウウオ類や鳥類、小型哺乳類の捕食が懸念される。また在来のイタチ類に競合による影響を及ぼす可能性がある。	①特定外来、③GISD、④各県(北海道、沖縄)	自然環境研究センター(編著)(2019)	北海道におけるアメリカミンク防除実施計画書 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/1/0/4/6/2/4/3/7/_bouzyo2.pdf														感染症法の輸入届出対象動物 鳥獣保護管理法の狩猟鳥獣	新型コロナウイルス感染症					
継続	37	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	①②③④	特定外来生物	アライグマ	Procyon lotor	I、II、III																																	都市部から森林・湿地帯までの水辺に生息する。木々のうろや窟、人家や畜舎、	北中米原産	北海道、本州、四国、九州	都市部から森林・湿地帯までの水辺に生息する。木々のうろや窟、人家や畜舎、	かつては毛皮を目的として飼養されていたが、現在は特定外来生物に指定され、輸入・飼養は規制されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	世界自然遺産地域の知床などに定着している。北海道ではホンネサリやエゾサンショウウオの食害、サギ類のクロネーの消失などの生態系影響を生じている。本州でも二枚貝の捕食を通じてタコ類への影響や、イシガメ、サンショウウオ類、カエル類の捕食等が見られている。	①特定外来、②W100、④各県(千葉県、沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	市町村ができる特定外来生物アライグマの捕獲強化対策 -北海道新十津川町の事例 https://www.jstage.jst.go.jp/article/hozen/s04pub/0/svpub_2310/article-char/ja/野生鳥獣被害防止マニュアル-アライグマ、ヌートリア、キョン、マンゲース、タイワンリス(特定外来生物編) https://www.maff.go.jp/seisan/tyozyu/higai/manu/old_manual.html#08	アライグマ防除の手引き https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/manual_raccoon.pdf 北海道アライグマ捕獲プログラム https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/allen/araiguma/araiguma_top.html	狂犬病予防法の検査対象動物 鳥獣保護管理法の狩猟鳥獣	人獣共通感染症を含む病原体の媒介(狂犬病、ジステンパー、アライグマ糞糞虫、Strongyloides procyonis、アライグマ腸虫、Baylisascaris procyonis、インフルエンザ、日本脳炎、レプトスピラ、紅斑熱群リケッチャ、サルモネラなど)																	
継続	38	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	①②③④	特定外来生物	ハウビシン	Pagma larvata	I、III																																			20世紀前半には毛皮用として輸入されていた。	台湾、中国、東南アジア原産	本州、四国	都市部から森林まで幅広い環境に生息する	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	農業被害や家畜への侵入が問題になっている。世界自然遺産地域の白神山などに定着している。タヌキ、キツネ、テンなどの在種種に競合による影響を及ぼす可能性がある。	④各県(北海道、千葉県、静岡県、滋賀県、鹿児島県、沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	栃木県アライグマ・ハクビシン防除実施計画書 https://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/document/s/02_tochigiharakuplan.pdf	野生鳥獣被害防止マニュアル-アライグマ、ヌートリア、キョン、マンゲース、タイワンリス(特定外来生物編) -平成22年3月版 https://www.maff.go.jp/seisan/tyozyu/higai/manu/old_manual/old_manual_tokutei_gairi_01/gairi.html	鳥獣保護管理法の狩猟鳥獣 感染症法により輸入禁止動物に指定されている	新型コロナウイルス感染症																
継続	39	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①②④	特定外来生物	キョン	Muntiacus reevesi	I、II、III																																		岡山動物園などで飼育されている。現在は特定外来生物に指定され、輸入・飼養は規制されている。	中国、台湾原産	千葉県、茨城県、東京都伊豆大島	森林、草地、農地、市街地に生息する	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	房総半島の観光施設から逸出して定着している。千葉県、東京都が防除を実施している。2017年に侵入が確認された茨城県では、生息情報の収集を行っている	①特定外来、④各県(千葉県、静岡県、滋賀県、鹿児島県、沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	第2次千葉県キョン防除実施計画書 https://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/choujuu/kyon/documents/2nd_kyon.pdf	野生鳥獣被害防止マニュアル-アライグマ、ヌートリア、キョン、マンゲース、タイワンリス(特定外来生物編) -平成22年3月版 https://www.maff.go.jp/seisan/tyozyu/higai/manu/old_manual/old_manual_tokutei_gairi_01/gairi.html	家畜伝染病予防法による検査対象動物																		
継続	40	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①②③④	特定外来生物	ノヤギ(ヤギの野生化したもの)	Capra hircus	I、II																																				ノヤギ(ヤギの野生化したもの)	小笠原諸島(父島、八丈島、八丈小島および、奄美大島、西表島など南西諸島の各地で家畜が野生化した個体が生息している)	森林、草地、農地、集落周辺等に生息する	家畜として多数飼育されている。	人の管理下にあるヤギについて、逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	小笠原諸島(父島、八丈島、八丈小島および、奄美大島、西表島など南西諸島の各地で家畜が野生化した個体が生息している)	②IUCN・日本、③GISD、④各県(鹿児島県、沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	東京都の取組 - 外来種対策 - ノヤギ排除 https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/07agaswara/nature/heritage/grapple_chichijima	家畜伝染病予防法による検査対象動物	ブルセラ症、炭疽、トキソプラズマ症、																
継続	41	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①④	特定外来生物	ノブタ・イノブタ(ブタ・イノブタの野生化したもの)	Sus scrofa	I																																								原種のイノシシはユーラシア原産。北米、オーストラリアなどに導入され定着。	北海道足寄町、沖縄県西表島、小笠原諸島(父島、八丈島、八丈小島および、奄美大島、西表島など南西諸島の各地で家畜が野生化した個体が生息している)	森林、草地、農地、集落周辺等に生息する	家畜として多数飼育されている。	人の管理下にあるブタ・イノブタについて、逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	小笠原諸島の島ではアオウミガメの卵の採食や、昆虫類の減少を引き起こしていた。島では根絶に成功した。	②IUCN・日本、③GISD、④各県(静岡県、滋賀県、沖縄県)	自然環境研究センター(編著)(2019)	ウシガエルとノブタを根絶しました! https://ogasawara-info.jp/pdf/panhlet/panhlet_kankyu9_4.pdf	家畜伝染病予防法による検査対象動物	日本脳炎、SFTS、狂犬病、E型肝炎、豚インフルエンザ、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、寄生虫病である回虫症、旋毛虫症、猫オンコセルカ症、顎口虫症、肺吸虫症、有鉤条虫症、クリプトスピリジウム症												

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 掲載種の付加情報(根拠情報) <動物(哺乳類)>

継続: 現行リストに掲載されている種類
 新規(候補): 現行リストに掲載されておらず、事務局で掲載候補と判断した種類

現行リスト掲載種のうち、現行リストからカテゴリ区分が変更になるもの(「その他の定着予防外来種→定着防止外来種」といったカテゴリ名の変更によるものは除く)

全欄用

※対策優先度の要件は防除推進外来種のみ記入

2025.2.14時点

【国内由来の外来種】																																							
総合対策外来種(定着)																																							
防除推進外来種(生態系等へ及ぼす影響が大きなもの)																																							
検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名(別名、流通名)	学名	選定理由	評価項目												原産地・分布	問題となっている地域	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症							
									定着可能性		生態系被害				分布拡大		特に問題となる被害		逸出・拡散																				
									生物	導入	競合	交雑	捕食摂食	生態系改変	繁殖	気候	重要地域	人体	経済産業	利用													付着混入						
新規(候補)	1	国内由来の外来種	防除推進外来種	①		口永良部島のヤクシマザル	<i>Macaca fuscata yakui</i>	I	-	-	○	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	原産地・分布	問題となっている地域	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症					
																							口永良部島(移入分布)	口永良部島(移入分布)	森林に生息する			口永良部島に国内外来種として定着しており、エラブオオコウモリとのハイブリッドの割合が懸念されている。	④各県(鹿児島県)	Ohdachi et al. (2010)	口永良部島では過去に捕獲が実施されたことがある 令和4年度エラブオオコウモリ保全業務報告書 https://kuchinoerabu-jima-senior.org/ima/2023report.bat.pdf	ニホンザル特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル https://www.env.go.jp/press/files/jp/14608.pdf				Bウイルス感染症、赤痢、結核			
継続	2	国内由来の外来種	防除推進外来種	①		奥尻島・隠久島・知夫里島等のタヌキ	<i>Nyctereutes procyonoides viverrinus</i>	I, II	/	/	○	-	○	-	○	○	○	-	○	-	-	-	日本(北海道、本州、四国、九州)を含む東アジア原産	奥尻島、佐渡島、知夫里島、隠久島(移入分布)	森林、草地、農地、集落周辺等に生息する	奥尻島には毛皮を目的とした養殖のために導入された。		タヌキは鳥類、ネズミ類、昆虫類、植物を採食し、そうした生物に対する影響が考えられる。	④各県(北海道、鹿児島県)	Ohdachi et al. (2010)							鳥獣保護管理法による狩猟鳥獣感染症法による輸入禁止動物	疥癬症、レプトスピラ症、SARS	
継続	3	国内由来の外来種	防除推進外来種	①		北海道・佐渡島・口之島のテン	<i>Martes melampus</i>	I	/	/	○	○	○	-	○	○	○	-	○	-	-	-	本州、四国、九州	北海道、佐渡島、口之島(移入分布)	森林、草地、農地、集落周辺等に生息する	佐渡島にはウサギの天敵として導入された。北海道には毛皮を目的とした養殖のために導入されたと考えられている。		佐渡ではノウサギの減少要因になっている可能性があるほか、順化ゲージに入られていたトキが食害にあった。トカラ列島の口之島では鳥類に食害がある。	④各県(北海道、鹿児島県)	Ohdachi et al. (2010)	北海道、佐渡島共に、被害防止を目的とした捕獲を実施している。 佐渡市鳥獣被害防止計画 https://www.city.sado.niigata.jp/uploaded/attachment/48073.pdf							鳥獣保護管理法による狩猟鳥獣感染症法の輸入届出対象動物	
継続	4	国内由来の外来種	防除推進外来種	①		北海道・伊豆諸島・南西諸島などのニホンイタチ	<i>Mustela itatis</i>	I, II	/	/	-	-	◎	-	○	○	◎	-	○	-	-	-	本州、四国、九州	北海道、利尻島、礼文島、三宅島、利島、青ヶ島、八丈島、隠岐、福江島、飯島、口之島、中之島、臥蛇島、平島、護国島、石巻、喜界島、沖永良部島、与論島、産間味島、阿高島、慶留間島、外地島、北大東島、南大東島、宮古島、伊良部島、下地島、池間島、多良間島、波照間島(移入分布)	森林、草地、農地、集落周辺等に生息する	三宅島ではネズミ被害の対策として導入された。		自然分布域外に導入した場合、小哺乳類、両生昆虫類(特にカゲロビ類)、鳥類、昆虫類などに影響が生じる可能性がある。	④各県(北海道、鹿児島県、沖縄県)	Ohdachi et al. (2010)	沖縄県外来種対策行動計画に基づくニホンイタチ 防除計画 https://www.pref.okinawa.jp/res/projects/default_project/?page/001/004/820/05-02nhonmitati.pdf						鳥獣保護管理法による狩猟鳥獣		
継続	5	国内由来の外来種	防除推進外来種	①②		徳之島などのニホンイノシシ	<i>Sus scrofa</i>	I, II	/	/	-	-	○	-	○	○	○	-	◎	-	-	-	日本(本州、四国、九州)及びユーラシア大陸	徳之島、奄美大島、沖縄島、慶良間諸島	森林、草地、農地、集落周辺等に生息する	狩猟対象として利用されている。		奄美大島、徳之島、沖縄島では、垂種リュウキュウイノシシ <i>S. s. nakianus</i> との交雑が疑われる例がいくつかある。対馬では在来のイノシシが絶滅した後、由来不明のイノシシが放され、農業被害等が問題となっている。	②IUCN、③GISD、④各県(北海道、千葉県、鹿児島県)	Ohdachi et al. (2010)	シカ・イノシシの捕獲強化対策と捕獲目標について https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/attach/pdf/index-35.pdf	箱わなによるイノシシ捕獲マニュアル https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chojyuhogo/documents/inoshishi_hokoku.pdf					鳥獣保護管理法による狩猟鳥獣	日本脳炎、SFTS、狂犬病、回虫症、E型肝炎、日本紅斑熱	
継続	6	国内由来の外来種	防除推進外来種	①④		新島・喜界島などのニホンジカ	<i>Cervus nippon</i>	I, II	/	/	-	-	○	-	○	○	○	-	◎	-	-	-	日本(北海道、本州、四国、九州)及びロシア極東部	新島、喜界島、洞爺湖中島、富山(ヤクシカ交雑)	森林、草地などに生息する	狩猟対象として利用されている。		1969年に地内島(新島の西1.5km)に観光目的で放したシカが泳いで新島に渡ったことによる。対馬では在来のイノシシが絶滅した後、由来不明のイノシシが放され、農業被害等が問題となっている。	②IUCN、③GISD、④各県(北海道、千葉県、鹿児島県)	Ohdachi et al. (2010)	シカ・イノシシの捕獲強化対策と捕獲目標について https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/attach/pdf/index-35.pdf	ニホンジカ 特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル https://www.env.go.jp/press/files/jp/13307.pdf					鳥獣保護管理法による狩猟鳥獣	日本脳炎、ライム病、日本紅斑熱、Q熱	
【国内に自然分布域をもつ国外由来の外来種】																																							
総合対策外来種(定着)																																							
防除推進外来種(生態系等へ及ぼす影響が大きなもの)																																							
検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名(別名、流通名)	学名	選定理由	評価項目												原産地・分布	問題となっている地域	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症							
									定着可能性		生態系被害				分布拡大		特に問題となる被害		逸出・拡散																				
									生物	導入	競合	交雑	捕食摂食	生態系改変	繁殖	気候	重要地域	人体	経済産業	利用													付着混入						
継続	7	国内由来の外来種	防除推進外来種	①		対馬以外のシベリアイタチ	<i>Mustela sibirica</i>	I	/	/	○	○	○	-	○	○	-	-	○	-	-	-	日本(対馬)を含む東アジア原産	本州西部、四国、九州(移入分布)	森林、草地、農地、集落周辺等に生息する	朝鮮半島などから毛皮を目的とした養殖のために導入されたと考えられている。		在来種のニホンイタチに対して競合による影響が生じている。小型哺乳類、鳥類、両生昆虫類に対する食害を生じる。	④各県(沖縄県、滋賀県、鹿児島県)	村上・寛谷 (2002)	多くの市町村で被害防止を目的とした捕獲を実施している。 周南市鳥獣被害防止計画 https://www.city.shunan.lg.jp/uploaded/attachment/91928.pdf							感染症法の輸入届出対象動物	SFTS

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 掲載種の付加情報(根拠情報) <動物(鳥類)>

- 継続 : 現行リストに掲載されている種類
新規(候補) : 現行リストに掲載されておらず、事務局で選定候補と判断した種類

【国外由来の外来種】

現行リストからカテゴリ区分が変更になるもの(その他の特定予防外来種一定着防止外来種といったカテゴリ名の変更によるものは除く)

Table with columns: 検討区分, No, 定着段階, カテゴリ, 対策優先度の要件, 特定外来生物, 和名(別名、漢字名), 学名, 選定理由, 評価項目 (定着可能性, 生態系被害, 分布拡大, etc.), 原産地・分布, 日本の分布, 生息環境等, 利用状況, 利用上の留意事項, 備考, 抽出根拠, 文献等, 防除事例, 防除マニュアル, 他法令での位置付け, 関係する感染症

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 掲載種の付加情報(根拠情報) <動物(鳥類)>

継続 : 現行リストに掲載されている種類
 新規(候補) : 現行リストに掲載されておらず、事務局で選定候補と判断した種類

【国内由来の外来種】 現行リストからカテゴリ区分が変更になるもの(「その他の定着予防外来種→定着防止外来種」といったカテゴリ名の変更によるものは除く)

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名 (別名、漢字名)	学名	選定理由	評価項目																原産地・分布	問題となっている地域	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症		
									定着可能性		生態系被害						分布拡大		特に問題となる被害		逸出・拡散																	
									生物	導入	競合	交雑	捕食摂食	生態系改変	繁殖	気候	重要地域	人体	経済産業	利用	付着混入	重要地域	人体	経済産業													利用	付着混入
総合対策外来種(定着) 防除推進外来種(生態系等へ及ぼす影響が大きいもの)																																						
新規(候補)	1	国内由来の外来種	防除推進外来種	④		鹿児島県奄美・トカラ列島及び沖縄県沖縄諸島・大東諸島のキジ	<i>Phasianus colchicus</i>	III, IV																					中之島、臥蛇島、隠岐之島島、奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部、北大東島、渡嘉敷島、米間島	草原、農耕地	農業害虫駆除や狩猟目的で放鳥された。	新たな放鳥は慎むべき。	北大東島には1975年10月に害虫駆除目的で60羽が移入されて定着。しかし、現在は農作物を食い荒らす害鳥となっている。 鹿児島県では、狩猟目的として、1971年と1972年にトカラ列島(中之島、臥蛇島、隠岐之島島)に放鳥されたほか、奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島にも放鳥された。 沖永良部島の知名町では有害捕獲が行われている。令和6年度の「知名町鳥獣被害防止計画」では、ハレイソウへの被害があるとして、町単独事業で捕獲報酬金(1,500円/1羽)を設定し捕獲を実施している。	④各県: 奈良、鹿児島、⑤川上委員	知名町鳥獣被害防止計画(令和5年度) https://www.town.china.lg.jp/nouru/kurusu/sangyo/nogyo/documents/bousikekaku.pdf	-	-	-

【家畜由来の外来種】

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名 (別名、漢字名)	学名	選定理由	評価項目																原産地・分布	問題となっている地域	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症		
									定着可能性		生態系被害						分布拡大		特に問題となる被害		逸出・拡散																	
									生物	導入	競合	交雑	捕食摂食	生態系改変	繁殖	気候	重要地域	人体	経済産業	利用	付着混入	重要地域	人体	経済産業													利用	付着混入
総合対策外来種(定着) 防除検討外来種(被害の大きさが防除推進外来種には及ばないもの)																																						
新規(候補)	2	家畜由来の外来種	防除検討外来種	-		野生化したアイガモ	<i>Anas platyrhynchos</i> × <i>A. p. var. domestica</i>	IV																					日本各地	ため池、池沼、河川、水田、湿地、水路、クレーク	アイガモ農法(水田内にアイガモを放つて雑草や農業害虫を食べてもらう有機農業の方法)に利用される。	人の管理下にあるアイガモについて、逸出しないよう十分注意し、放逐は厳に慎むべき。	アイガモはアヒルとマガモを掛け合わせて創出された雑種のこと。 福岡県の外来種リストでは、マガモやカマガモなどの交雑の懸念のほか、水生植物の摂食や在来カモ類とエサの競合が可能性があるとして、定着に留意している。 原種となるマガモは罹患しても症状を出さない不顕性感染となり、ウイルスの排出量も多くウイルスを拡散する可能性が高いと考えられている。そのためマガモ由来となる本種についても注意が必要である。	④各道県: 北海道、滋賀、兵庫、福岡	-	-	-	高病原性鳥インフルエンザウイルスの媒介となる可能性がある
新規(候補)	3	家畜由来の外来種	防除検討外来種	-		野生化したアヒル	<i>Anas platyrhynchos var. domestica</i>	IV																					日本各地	ため池、池沼、河川、水田、湿地、水路、クレーク	愛玩目的やペットとして屋外で飼養されることが多い。	人の管理下にあるアヒルについて、逸出しないよう十分注意し、放逐は厳に慎むべき。	-アヒルはマガモを家畜化したものこと。 -福岡県の外来種リストでは、マガモやカマガモなどの交雑の懸念のほか、水生植物の摂食や在来カモ類とエサの競合が可能性があるとして、定着に留意している。 -原種となるマガモは罹患しても症状を出さない不顕性感染となり、ウイルスの排出量も多くウイルスを拡散する可能性が高いと考えられている。そのためマガモ由来となる本種についても注意が必要である。	④各府県: 茨城、千葉、滋賀、京都、兵庫、山口、福岡、⑤川上委員	-	-	-	高病原性鳥インフルエンザウイルスの媒介となる可能性がある
新規(候補)	4	家畜由来の外来種	防除検討外来種	-		野生化したバリケン	<i>Cairina moschata</i>	IV																					山口、沖縄	ため池、池沼、河川、水田、湿地、水路、クレーク	愛玩目的などで屋外で飼養されることがある。	人の管理下にあるバリケンについて、逸出しないよう十分注意し、放逐は厳に慎むべき。	生態系被害については不明である。大型のカモの仲間であり、水生植物の摂食や在来カモ類とエサの競合する可能性がある。 本種とアヒルは交雑するため、マガモと交雑する可能性が懸念される。 沖縄県の首里城にある龍潭池に野生化した個体が定着し繁殖しているほか、各地で野生化した個体が確認されている。	③GISD、⑤川上委員	-	-	-	-

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 掲載種の付加情報(根拠情報) <動物(両生類)>

継続 : 現行リストに掲載されている種類
 新規(候補) : 現行リストに掲載されておらず、事務局で掲載候補と判断した種類

【国外由来の外来種】 現行リスト掲載種のうち、現行リストからカテゴリ区分が変更になるもの(「その他の定着予防外来種→定着防止外来種」といったカテゴリ名の変更によるものは除く)

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名(別名、流通名)	学名	選定理由	評価項目														原産地・分布	日本での分布	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症
									定着可能性		生態系被害		分布拡大		重要地域		特に問題となる被害		逸出・拡散															
									生物	導入	競合	交雑	捕食	生態系改変	繁殖	気候	人体	経済産業	利用	付着	混入													
侵入・定着防止外来種(未定着)																																		
侵入予防外来種(まだ侵入していない種)																																		
継続	1	未定着	侵入予防外来種		特定外来生物	コキーコヤスガエル	<i>Eleutherodactylus coqui</i>	I	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	プエルトリコ原産。小アンティル、フロリダ、ハワイ、ガラパゴスに侵入。	-	森林を中心に幅広い環境に生息。	なし。	-	海外では貨物などに紛れて移動したと考えられている。導入されたハワイ島では高密度に生息し、観光ホテル等で鳴声による騒音被害が発生している。	③GISD、①特定外来(4各県:長崎、沖縄)	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	-		
継続	2	未定着	侵入予防外来種		特定外来生物	ジョンストンコヤスガエル	<i>Eleutherodactylus johnstonei</i>	IV	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	小アンティル諸島原産。ベネズエラ、ジャマイカ等に侵入。	-	農耕地、荒地、都市、湿地等	なし。	-	生態系等への影響に関する知見の集積が必要。	①特定外来、③GISD	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	-		
継続	3	未定着	侵入予防外来種		特定外来生物	オンシツガエル	<i>Eleutherodactylus planirostris</i>	IV	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	小アンティル諸島原産。ジャマイカ、メキシコ、フロリダ、グアム、ハワイ等に侵入。	-	森林、農耕地、草地、湿地等	なし。	-	温室で見られることから和名がある。生態系等への影響に関する知見の集積が必要。	①特定外来、③GISD	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	-		
定着防止外来種(侵入はしているが定着していない種)																																		
継続	4	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	キューバズツキガエル(キューバアマガエル)	<i>Osteopilus septentrionalis</i>	I	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	キューバ、パルマ等原産。フロリダ、プエルトリコ、小アンティル諸島、ハワイ等に侵入。	-	森林、草原、湿地、住宅地等。塩分耐性もある。	かつてはペット等として販売、飼養されていた。現在は特定外来生物に指定され輸入・飼養は規制されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	皮膚粘液による上位捕食者への影響も考えられる。捕食性が強く、他のカエルも餌とする。	①特定外来、③GISD	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	-		
継続	5	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	特定外来生物のヒキガエル属(オオヒキガエルを除く)	<i>Bufo</i> spp.	IV	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	北米～南米	-	森林、草原、農耕地等。種によって異なる。	かつてはペット等として販売、飼養されていた。現在は特定外来生物に指定され輸入・飼養は規制されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	ブレーンズヒキガエル <i>B. cognatus</i> 、キンイロヒキガエル <i>B. guttatus</i> 、アカボシヒキガエル <i>B. punctatus</i> 、オウヒキガエル <i>B. quercinus</i> 、テキサスヒキガエル <i>B. speciosus</i> 、コノハヒキガエル <i>B. typhonius</i> 、アフリカヒキガエル <i>Bufo regularis</i> の7種。	①特定外来、③GISD	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	-		
継続	6	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	ヨーロッパミドリヒキガエルなどヒキガエル属5種(ヨーロッパミドリヒキガエル、テキサスミドリヒキガエル、ナンブヒキガエル、ガルフコーストヒキガエル、ロココヒキガエル(キャハンヒキガエル))	<i>Bufo</i> spp.	IV	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	ヨーロッパ、北米、南米	-	森林、草原、農耕地等。種によって異なる。	ペットとして流通し飼養されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	ヨーロッパミドリヒキガエル <i>B. viridis</i> 、テキサスミドリヒキガエル <i>B. debilis</i> 、ナンブヒキガエル <i>B. terrestris</i> 、ガルフコーストヒキガエル <i>B. valliceps</i> 、ロココヒキガエル(キャハンヒキガエル) <i>B. paracnemis</i> の5種。	④各県:北海道、長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	-			
継続	7	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	アジアジムグリガエル	<i>Kaloula pulchra</i>	IV	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	南アジア～東南アジア～中国原産。ボルネオ、スラウエシに侵入。	-	森林、水辺等	かつてはペット等として飼養されていた。現在は特定外来生物に指定され輸入・飼養は規制されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	輸入貨物への混入例が確認されている。	①特定外来、③GISD	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	-		
継続	8	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	ヘリグロヒキガエル	<i>Bufo melanostictus</i>	IV	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	南アジア～東南アジア	-	森林、草原、農耕地等	かつてはペット等として飼養されていた。現在は特定外来生物に指定され輸入・飼養は規制されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	輸入貨物への混入例が確認されている。	①特定外来、③GISD	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	-		
新規(候補)	9	未定着	定着防止外来種		未判定外来生物	ホンコンシロアゴガエル	<i>Polypedates megacephalus</i>	IV	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	中国南部、インドシナに自然分布し台湾に侵入している。	-	なし。	-	-	中国大陸から台湾に2006年に侵入して著しく分布拡大しており、生態系被害が指摘されている。2022年に沖縄島への個体の侵入(台湾からのコンテナへの侵入)が確認されており、日本に置かれたコンテナ内で1ヶ月以上にわたり生きていたことが確認されており、更なる侵入、定着が懸念される。	①未判定外来、③GISD	上村他(2022)、Lee et al.(2019)	-	-	-	-		
総合対策外来種(定着)																																		
防除推進外来種(生態系等へ及ぼす影響が大きなもの)																																		
継続	10	分布拡大期～まん延期(小笠原・南西諸島)	防除推進外来種	①②③	特定外来生物	オオヒキガエル	<i>Bufo marinus (Rhinella marina)</i>	I, II, III	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	合衆国テキサス州最南部から中米、アマゾン川流域に原産。プエルトリコ、ハワイ、フィリピン、ニューギニア、オーストラリアなどに導入された。	東京都(小笠原諸島父島、母島)、沖縄県(大東諸島、石垣島)	サトウキビ畑など人里近くの開けた場所に生息。	害虫駆除のために導入された。現在は特定外来生物に指定され輸入・飼養は規制されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	2011年に沖縄島で定着が確認されたが根絶された。2023年、2024年にも沖縄島で混入と思われる個体が見つかっている。耳腺からの毒液により、カエルの捕食者が死亡することがある。	①特定外来、③GISD、④各県:栃木、長崎、沖縄	自然環境研究センター(2019)、日本爬虫両生類学会編(2021)	環境省:沖縄八重山地域におけるオオヒキガエル防除実施計画 https://kyushu.env.go.jp/okinawa/amami-okinawa/plans/aien/pdf/z-3-j.pdf	-	-	-	広東住血腫虫の宿主になり得るとの報告がある。		
継続	11	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①③	特定外来生物	チュウゴクオオサンショウウオ	<i>Andrias davidianus</i>	I, II	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	中国	京都府など	河川	かつて食用に輸入されたといわれているが詳細は不明。特定外来生物であるが許可を受けた個体が施設で飼養されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	遺伝的かく乱等によるオオサンショウウオへの被害が確認されており、特定外来生物に指定された。	①特定外来、④各県:京都、兵庫、長崎、沖縄	第10回特定外来生物等分類群専門家グループ会合(爬虫両生類)、自然環境研究センター(編著)(2019)	2023年度時点で、京都府京都市、三重県名張市、奈良県宇陀市、岡山県鏡野町、愛知県瀬戸市が文化庁「天然記念物緊急調査事業」によりチュウゴクオオサンショウウオ及び交雑個体に関する調査及び捕獲を実施している。	-	-	-	種の保存法による国際希少野生動物種。	
新規(候補)	12	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①③	特定外来生物	オオサンショウウオ属の全種(オオサンショウウオ、チュウゴクオオサンショウウオを除く)	<i>Andrias</i> spp.	I, II	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	中国	京都府など	河川	特定外来生物であるが、許可を受けた個体が施設で飼養されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	2024年5月時点でスライゴオオサンショウウオ <i>A. sibirici</i> 、 <i>A. jiangxiensis</i> (和名なし)、 <i>A. cheni</i> (和名なし)の3種を含む。遺伝的かく乱等によるオオサンショウウオへの被害の可能性があり、特定外来生物に指定された。	③特定外来	第10回特定外来生物等分類群専門家グループ会合(爬虫両生類)、自然環境研究センター(編著)(2019)	2023年度時点で、京都府京都市、三重県名張市、奈良県宇陀市、岡山県鏡野町、愛知県瀬戸市が文化庁「天然記念物緊急調査事業」によりチュウゴクオオサンショウウオ及び交雑個体に関する調査及び捕獲を実施している。	-	-	-	種の保存法による国際希少野生動物種。	
新規(候補)	13	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①③	特定外来生物	オオサンショウウオ属の交雑個体	<i>Andrias</i>	I, II	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	岐阜、愛知、滋賀、三重、奈良、京都、岡山、広島等の各府県	河川	特定外来生物であるが許可を受けた個体が施設で飼養されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	遺伝的かく乱等によるオオサンショウウオへの被害が確認されており、特定外来生物に指定された。	③特定外来	第10回特定外来生物等分類群専門家グループ会合(爬虫両生類)、自然環境研究センター(編著)(2019)	2023年度時点で、京都府京都市、三重県名張市、奈良県宇陀市、岡山県鏡野町、愛知県瀬戸市が文化庁「天然記念物緊急調査事業」によりチュウゴクオオサンショウウオ及び交雑個体に関する調査及び捕獲を実施している。	-	-	-	種の保存法による国際希少野生動物種。		

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名 (別名、流通名)	学名	選定理由	評価項目														原産地・分布	日本での分布	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症
									定着可能性		生態系被害				分布拡大		重要地域		特に問題となる被害		選出・拡散													
									生物	導入	競合	交雑	捕食摂食	生態系改変	繁殖	気候	人体	経済産業	利用	付着混入														
継続	14	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	①③	特定外来生物	ウシガエル	<i>Rana catesbeiana</i> (<i>Lithobates catesbeianus</i>)	I	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	北米原産。メキシコ、大アンティル諸島、ヨーロッパ、東南アジア、中国、台湾等に侵入。	北海道南部以南の日本列島のほぼ全域	池沼等	かつて食用に輸入され、養殖されていた。現在は特定外来生物に指定され、輸入・飼養等は規制されているが、学校教材等で許可を受けた個体が飼養されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	さまざまな小動物を広く捕食する他、カエルツボカビ症・ラナウイルス症病原体を媒介すると指摘されている。小笠原諸島では根絶された。	①特定外来、③GISD、④各県：北海道、青森、福島、茨城、千葉、神奈川県、石川、長野、静岡県、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、山口、徳島、香川、高知、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	-	
継続	15	分布拡大期～まん延期(小笠原・南西諸島)	防除推進外来種	①②③	特定外来生物	シロアゴガエル	<i>Polypedates leucomystax</i>	I, II	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	南アジア～東南アジア	与論島、沖縄諸島、宮古諸島、石垣島、北大東島	森林、農耕地、住宅地等	かつてペットとして飼養されていた。現在は特定外来生物に指定され、輸入・飼養等は規制されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	外来の寄生虫が確認されている。	①特定外来、③GISD、④各県：長崎、鹿児島、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	-	
防除検討外来種(被害の大きさが防除推進外来種には及ばないもの)																																		
継続	16	定着初期/限定分布	防除検討外来種	/	/	アフリカツメガエル	<i>Xenopus laevis</i>	I	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	アフリカ中部原産。イギリス、合衆国カリフォルニア州、チリ、メキシコ、ジャワ島、アセンション島などへの定着が報告されている。	千葉県、静岡県、和歌山県、兵庫県	池沼や池などの止水域。	日本で最も多く利用されているカエルのひとつ。実験動物、ペット用、アロワナなど肉食性観賞魚の餌用として流通している。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	カエルツボカビ症・ラナウイルス症病原体を媒介すると指摘されているが、評価未了。鯉養殖場でコイの幼魚が食べられる被害。	③GISD、④各県：北海道、静岡県、兵庫県、和歌山、長崎、鹿児島、沖縄	自然環境研究センター(2019)、日本爬虫両棲類学会編(2021)、土永(2019)	和歌山県では継続的な防除が実施されている。 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032600/gairai/afurikatumegearu.html	鹿児島県(2024)アフリカツメガエル防除マニュアル https://www.pref.kagoshima.jp/ed04/kurashi-kankyo/gairai/documents/72338_2020051115158-1.pdf	-	-	

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 掲載種の付加情報(根拠情報) <動物(両生類)>

継続 : 現行リストに掲載されている種類

新規(候補) : 現行リストに掲載されておらず、事務局で掲載候補と判断した種類

現行リスト掲載種のうち、現行リストからカテゴリ区分が変更になるもの(「その他の定着予防外来種→定着防止外来種」といったカテゴリ名の変更によるものは除く)

【国内由来の外来種】

2025.2.14時点

会誌用

※対策優先度の要件は防除推進外来種のみ記入

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名 (別名、流通名)	学名	選定理由	評価項目														原産地・分布	問題となっている地域	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症			
									定着可能性		生態系被害				分布拡大		特に問題となる被害		逸出・拡散																		
									生物	導入	競合	交雑	捕食摂食	生態系改変	繁殖	気候	重要地域	人体	経済産業	利用	付着混入																
総合対策外来種(定着)																																					
防除推進外来種(生態系等へ及ぼす影響が大きなもの)																																					
継続	1	国内由来の外来種	防除推進外来種	①②		北海道、伊豆諸島などのアズマヒキガエル	<i>Bufo formosus</i>	I	/	/	○	-	◎	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	鳥根半島、鳥取県、近畿地方北部、志摩半島、紀伊半島中部、中部地方以東	北海道、佐渡島、伊豆諸島	森林、農耕地、草原、公園等	ペットとして飼養されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を現に慎むべき。	八丈島、北海道で継続的な駆除が行われ、成果が報告されている。	④各県：北海道、長崎、	八谷(2024)、後藤(2021)	北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づき「指定外来種」に指定され防除が実施されている。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/shit-eigainaihu/boujo.html	-	-	-
継続	2	国内由来の外来種	防除推進外来種	①		関東以北及び島に侵入したヌマガエル	<i>Fajervarya kawamurai</i>	IV	/	/	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	本州中部以西、四国、九州、奄美諸島、沖縄諸島、台湾、中国	関東、長崎県島嶼部(ただし平戸島は在来)、種子島	水田、河川敷等	ペットとして飼養されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を現に慎むべき。	日本在来のカエル類の中で近年の侵入が最も頻繁に生じている種であり、その負効な食性により他種に影響を及ぼす可能性が示唆されているため注意を要する。生息実態及び生態系等への影響に関する知見の集積が必要。	④各県：関東各県、長崎(島嶼部)	土居(2012)	-	-	-	-	

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 掲載種の付加情報(根拠情報) <動物(爬虫類)>

継続 : 現行リストに掲載されている種類
 新規(候補) : 現行リストに掲載されておらず、事務局で掲載候補と判断した種類

【国外由来の外来種】 現行リスト掲載種のうち、現行リストからカテゴリ区分が変更になるもの(「その他の定着予防外来種→定着防止外来種」といったカテゴリ名の変更によるものは除く)

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名(別名、流通名)	学名	選定理由	評価項目														原産地・分布	日本での分布	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症							
									定着可能性		生態系被害		分布拡大		特に問題となる被害		逸出・拡散																								
									生物	導入	競合	交雑	捕食摂食	生態系改変	繁殖	気候	重要地域	人体	経済産業	利用	付随混入																				
侵入・定着防止外来種(未定着)																																									
定着防止外来種(侵入しているが定着していない種)																																									
継続	1	未定着	定着防止外来種			ワニガメ属	<i>Macrochelys spp.</i>	III, IV	○	-	○	-	○	-	-	○	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	アメリカ合衆国 東部	-	河川、湖、池沼、渚原等	ペットとして飼養されている。動物愛護管理法により特定動物に指定されており、新規のペット利用はない。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	特定動物への指定前はペット用の利用がなされていた。各地で逸出個体が発見されている。従来は1種とされてきたが、スワージー川のものとは別種とされた。	④各県:茨城、栃木、千葉、長野、滋賀、京都、兵庫、和歌山、徳島、香川、福岡、佐賀、長崎、沖縄	第3回特定外来生物等分類専門家グループ(爬虫類・両生類)、安川(2005)、自然環境研究センター(編著)(2019)、小林(2009)	-	-	-	-	-	-	-	動物愛護管理法による特定動物(危険動物)
継続	2	未定着	定着防止外来種			ニシキガメ属	<i>Chrysemys spp.</i>	IV	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	アメリカ合衆国、カナダ	-	河川、池沼、渚地等	ペットとして飼養されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	アカミガメ等の代替種となるおそれがある。2種を含む。	④各県:長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	-	-	-	-	-
継続	3	未定着	定着防止外来種			チズガメ属3種(ミシシッピーチズガメ、フトマユチズガメ(サビーンチズガメを含む)、ニセチズガメ)	<i>Graptemys spp.</i>	IV	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アメリカ合衆国	-	河川、池沼、渚地等	ペットとして飼養されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	生息実態及び生態系等への影響に関する知見の集積が必要。チュウゴクスピコンとは亜種関係にあったが、2023年それぞれ独立の種として分類に変更があった。 <i>P. japonicus</i> の外来種としての分布情報などは不明。自然分布域以外のものは鹿児島県の指定外来動物に指定されている。	④各県:長崎、沖縄	第3回特定外来生物等分類専門家グループ(爬虫類・両生類)、安川(2005)、自然環境研究センター(編著)(2019)、USGS-NAS	-	-	-	-	-	-	-	-
継続	4	未定着	定着防止外来種			クーターガメ属	<i>Pseudemys spp.</i>	IV	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	北米、中米	-	河川、湖沼、湿地、汽水域等	ペットとして飼養されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	ほとんどの種がペットとして輸入されている。特にベニシシユクーター、 <i>P. peninsularis</i> の輸入が多く、安価に販売されている。アカミガメ等の代替種となりうるおそれがある。	④各県:滋賀、長崎、沖縄	第3回特定外来生物等分類専門家グループ(爬虫類・両生類)、安川(2005)、自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	-	-	-	-	-
継続	5	未定着	定着防止外来種			チュウゴクセマールハコガメ	<i>Cuora flavomarginata flavomarginata</i>	IV	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	中国、台湾	-	森林とその周辺、河川の周辺、沼沢地、渚原等	ペットとして飼養されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	八重山諸島に亜種ヤエヤマセマールハコガメ <i>C. f. evelynae</i> が分布。沖縄島や宮古島ではしばしば野外でセマールハコガメが確認され、宮古島では定着しているが、これらの亜種は確定されていない。本亜種の属するシシガメ科は開国交雑するための留意が必要。	④各県:長野、福岡、長崎、沖縄	日本生態学会(編)(2002)、Ota et al.(2004)、安川(2005)、自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	-	-	-	-	-
継続	6	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	ハナガメ	<i>Mauromys sinensis</i>	IV	○	-	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	台湾、中国南部、ベトナム北部原産	-	平野の河川や池沼、水路	特定外来生物に指定される前はペットとして多数が流通していた。	飼育個体の逸走に注意する。(ハナガメ・タイワンハナガメを飼っている場合) https://www.env.go.jp/nature/intro/2019/01/01/20190101_01_hanagame.pdf	逸走されたと考えられる個体が野外で見つかったことがある。ニホンシシガメを含む他イシガメ属と雑種を形成するため遺伝的かく乱を生じおそれがある。野外での交雑個体の確認も報告されている。	①特定外来 ④各県:茨城、千葉、愛知、京都、長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	-	-	-	-	-
新規(候補)	7	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	特定外来生物のハナガメ交雑種	<i>Mauromys sinensis</i> × <i>M. japonica</i> , <i>M. sinensis</i> × <i>M. mutica</i> , <i>M. sinensis</i> × <i>M. roosei</i>	IV	○	-	○	◎	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	飼育下で作出されたもので、野外集団は知られていない	-	平野の河川や池沼、水路	特定外来生物に指定される前はペットとして少数が流通していた。	飼育個体の逸走に注意する。(ハナガメ・タイワンハナガメを飼っている場合) https://www.env.go.jp/nature/intro/2019/01/01/20190101_01_hanagame.pdf	カメ類の雑種の多くに繁殖能があることからニホンシシガメとの交雑が生じ、遺伝的かく乱が生じる恐れが指摘されている(ただし、これら特定外来生物の繁殖能については報告がない)。日本では散発的に野外での報告例もある。	①特定外来	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	-	-	-	-	-	
継続	8	未定着	定着防止外来種			アメリカスピコン属	<i>Apalone spp.</i>	IV	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	北米、中米	-	河川、池沼、渚地等	ペットとして飼養されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	フロリダスピコン <i>A. ferox</i> 、スベスピコン <i>A. mutica</i> 、トグスピコン <i>A. spinifera</i> が国内で販売されている。	④各県:北海道(トグスピコンとして)、滋賀、長崎、沖縄	第3回特定外来生物等分類専門家グループ(爬虫類・両生類)、安川(2005)、自然環境研究センター(編著)(2019)、USGS-NAS	-	-	-	-	-	-	-	-
継続	9	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	ブラウンノール	<i>Anolis sagrei</i>	I	○	-	○	-	◎	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	中米、西インド諸島原産。北米、ハワイ、ケイマン諸島、台湾等に侵入。	-	森林、草原等	かつてはペット等として飼養されていた。現在は特定外来生物に指定され輸入・飼養は規制されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	フロリダの侵入地では在来のグリーンノールと交雑している。特定外来生物に指定される以前はペット用などで利用されていた。	①特定外来、③GISD、④各県:長崎、沖縄	第2回特定外来生物等分類専門家グループ(爬虫類・両生類)、Lever(2003)、自然環境研究センター(編著)(2019)、Huang et al.(2008a, 2008b)、Kraus(2009)、Latella et al.(2011)、ISSG-GISD	-	-	-	-	-	-	-	-
継続	10	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	特定外来生物のノール属(グリーンノール、ブラウンノール除く)	<i>Anolis spp.</i>	IV	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	西インド諸島	-	森林、草原等	かつてはペット等として飼養されていた。現在は特定外来生物に指定され輸入・飼養は規制されているが、学術研究等で許可を受けた個体が飼養されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	<i>Anolis allogus</i> , <i>A. altaceus</i> , <i>A. angusticeps</i> , ナイトノール <i>A. equestris</i> , ガーマンノール <i>A. gannani</i> , <i>A. homolepis</i> の6種。特定外来生物に指定される以前はペット用などで利用されていた。	①特定外来、③GISD、④各県:長崎、沖縄	第5・6・7回特定外来生物等分類専門家グループ(爬虫類・両生類)、Lever(2003)、自然環境研究センター(編著)(2019)、Kraus(2009)、Latella et al.(2011)、ISSG-GISD	-	-	-	-	-	-	-	-
継続	11	未定着	定着防止外来種			ヒヨウモントカゲモドキ	<i>Eublepharis macularius</i>	IV	○	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	南アジア~西アジア	-	岩砂漠、低木林等	ペットとして多数が流通し飼養されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	爬虫類に病原性を持ち、在来種オビトカゲモドキに致死性のある原虫 <i>Cryptosporidium</i> spp. に感染している場合があり、在来爬虫類への感染が懸念される。	④各県:長崎、沖縄	第3回特定外来生物等分類専門家グループ(爬虫類・両生類)、Terrell et al.(2003)、藤本(2005)、自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	-	-	-	-	-
継続	12	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	ミナミオオガシラ	<i>Boiga irregularis</i>	I	○	○	○	-	◎	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	オーストラリア、ソロモン諸島、ニューギニア、インドネシア原産。グアムに侵入。	-	森林等	かつてペット等として飼養されていた可能性がある。現在は特定外来生物に指定され輸入・飼養は規制されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	沖縄島で貨物への混入に由来すると考えられる個体が捕獲されたことがある。有毒だが咬まれると重体になることもある。グアム島での定着事例等を考慮すると、ひとたび侵入定着すると排除は困難とする指摘がある。	①特定外来、③GISD、④各県:長崎、沖縄	第2回特定外来生物等分類専門家グループ(爬虫類・両生類)、Lever(2003)、自然環境研究センター(編著)(2019)、Kraus(2009)、ISSG-GISD	-	-	-	-	-	-	-	-
継続	13	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	特定外来生物のオオガシラ属(ミナミオオガシラを除く)	<i>Boiga spp.</i>	IV	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	南アジア~東南アジア	-	森林等	かつてペット等として飼養されていた可能性がある。現在は特定外来生物に指定され輸入・飼養は規制されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	ミドリオオガシラ <i>B. cyanea</i> 、イヌオオガシラ <i>B. cynodon</i> 、マングロープヘビ <i>B. dendrophila</i> 、ボウシオオガシラ <i>B. nigriceps</i> の4種。グアム島のミナミオオガシラの定着事例等を考慮すると、ひとたび侵入定着すると排除は困難とされる。	①特定外来、③GISD、④各県:長崎、沖縄	第6回特定外来生物等分類専門家グループ(爬虫類・両生類)、自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	-	-	-	-	-

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名(別名・流通名)	学名	選定理由	評価項目												原産地・分布	日本での分布	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症
									定着可能性		生態系被害		分布拡大		特に問題となる被害		選出・拡散															
									生物	導入	競合	交雑	捕食	摂食	繁殖	気候	地域	人体	経済産業	利用												
総合対策外来種(定着)																																
防除推進外来種(生態系等へ及ぼす影響が大きなもの)																																
継続	14	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①④	特定外来生物	カミツキガメ	<i>Chelydra serpentina</i>	I, III											北米～南米	千歳で定着。各県で確認記録がある。神奈川県、静岡県、大阪などの府県では繁殖由来とみられる幼体も確認されている。	池沼、河川等		かつてペットとして大量に飼養されていた。現在は特定外来生物に指定され、許可を受けた個体が飼養されている。	逃出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	広義のカミツキガメを指す。4亜種(クマノカミツキガメ <i>C. s. ooseola</i> 、チュウベイクミツキガメ <i>C. s. rossignoni</i> 、ナンベイクミツキガメ <i>C. s. acutirostris</i>)から成る。ペットとして飼養されていたものが逃走や盗取が確認されている。ペットとして定着したと考えられている。千歳県印旛沼水系では定着しており、推定個体数30000匹とされている。静岡県静岡市でも定着が確認されている。	①特定外来、④各県、北海道、茨城、栃木、千葉、神奈川、長野、静岡、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、山口、徳島、香川、福岡、佐賀、長崎、鹿児島	第2回特定外来生物等分類群専門家グループ学会(爬虫両生類)、日本生態学会(編)(2002)、自然環境研究センター(編)(2019)、小林(2007)、加藤・南原(2012)、辻井(2012)	千葉県において2006年より継続的に防除が実施されている。 https://www.bdcchiba.jp/kamitikigame/	環境省外来生物対策室(2012)カミツキガメ防除の手引き https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/kamitikigame.pdf			
継続	15	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	①	特定外来生物(条件付)	アカミミガメ	<i>Trachemys scripta</i>	I											北米産、ハワイ、インドシナ、インド、ヨーロッパに侵入。	日本全国	池沼、湖、河川、湿地等		ペットとして大量に飼養されている。	逃出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	3亜種(ミシシッピーカミツキガメ <i>T. s. elegans</i> 、キバラガメ <i>T. s. scripta</i> 、カンパワードカミツキガメ <i>T. s. troosti</i>)から成る。ペットとして安福に大量に販売され、ペットとして飼養されていたと推察される。2022年に飼育などは規制された条件付き特定外来生物に指定された。輸入および販売は停止した。なお、現在でも全国各地で、多数が定着して野外での繁殖も確認されている。	①特定外来(条件付)、③GISD、④各県、北海道、青森、福島、茨城、千葉、神奈川、長野、静岡、愛知、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、山口、徳島、香川、福岡、佐賀、長崎、鹿児島	第3回特定外来生物等分類群専門家グループ学会(爬虫両生類)、日本生態学会(編)(2002)、Lever(2003)、自然環境研究センター(編)(2019)、有馬ほか(2008a, 2008b, 2009, 2010)、沢田(2012)、Kraus(2009)、安川(2012)、ISSG-GISD	環境省によるアカミミガメ対策推進プロジェクトの他、東京都、愛知県をはじめ各都府県が実施されている。 https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/akamimi.html	環境省(2019)アカミミガメ防除の手引き https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/r_akamimi_tebiki2.pdf	なごや生物多様性保全活動大群(2014)ミシシッピーアカミミガメ防除マニュアル https://bdnagoya.jp/introduction/activities/pdf/manual_red_cared_slider_2603.pdf		アカミミガメ等の爬虫両生類を保有していることがある。
継続	16	分布拡大期～まん延期(小笠原・南西諸島)	防除推進外来種	①②③	特定外来生物	グリーンアノール	<i>Anolis carolinensis</i>	I, II											アメリカ合衆国東部に自然分布し、ハワイ諸島、グアム島、サイパン島、パラオ、キツア島などに定着している。	東京都(小笠原諸島、母島、父島)、沖縄県(沖縄島、産間島)	森林、林縁		現在は特定外来生物に指定されているが、学術研究等の目的で許可を受けた個体が飼養されている。	逃出には十分な注意を払うべき。	小笠原諸島で深刻な生態系被害を引き起こしている。2013年に兄島への侵入が確認され、根絶に向けた取組が進められている。沖縄島や周辺の離島でも定着している。特定外来生物に指定される以前はペット用などで利用されていた。	①特定外来、③GISD、④各県、長崎、沖縄	自然環境研究センター(編)(2019)、日本爬虫両生類学会編(2021)、戸田(2009)	小笠原、沖縄島、産間島において防除が実施されている。 環境省:グリーンアノール対策 https://ogasawara-nature.jp/pamphlet/pamphlet_kankyou9_5.pdf	東京都:グリーンアノール防除マニュアル https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/ogasawara/nature/grapple_greenanole.html	沖縄県:グリーンアノール防除計画 https://www.pref.okinawa.jp/res/projects/default_project/page/001/004/820/05-06guri-nano-ru.pdf		沖縄島、小笠原産の個体がサルモネラ菌を保有していることがある。
継続	17	分布拡大期～まん延期(小笠原・南西諸島)	防除推進外来種	①②③	特定外来生物	タイワンスジオ	<i>Elaphe taeniura friesii</i>	I, II											台湾	沖縄島	森林、農耕地等		展示用、食用、薬用として導入された。現在は特定外来生物に指定されているが、許可を受けた個体が飼養されている。	逃出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	先島諸島には同種の別種サシキマズオ <i>E. schmackeri</i> が生態系へ悪影響を及ぼしている恐れがある。沖縄島では哺乳類、鳥類を捕食する駆逐性のヘビ類がないため、定着した場合捕食による在来生物群への影響が懸念される。	①特定外来、③GISD、④各県、長崎、沖縄	第2回特定外来生物等分類群専門家グループ学会(爬虫両生類)、日本生態学会(編)(2002)、Ota et al.(2004)、自然環境研究センター(編)(2019)、阿部(2009)、寺田(2011)	沖縄県及び環境省によって調査と防除が進められている。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/004/820/05-07taiwanujio.pdf				
継続	18	分布拡大期～まん延期(小笠原・南西諸島)	防除推進外来種	①②③④	特定外来生物	タイワンハブ	<i>Protobothrops mucrosquamatus</i>	I, II, III											台湾、中国南部、東南アジア	沖縄島	森林、農耕地等		展示用、食用、薬用として導入された。現在は特定外来生物に指定されているが、許可を受けた個体が飼養されている。	逃出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	ヘビを用いたショー及び薬用として、1970年代から1990年代半ばまで沖縄島に大量に輸入されていた。これらの逸出が遺棄による定着と推察される。在来ハブとの交雑個体と考えられるヘビが捕獲されている。	①特定外来、④各県、長崎、沖縄	第2回特定外来生物等分類群専門家グループ学会(爬虫両生類)、日本生態学会(編)(2002)、Ota et al.(2004)、自然環境研究センター(編)(2019)、阿部(2009)、寺田(2011)	沖縄県によって防除が実施されている。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/004/820/05-08taiwanhabu.pdf	沖縄県衛生環境研究所(2021)タイワンハブ防除マニュアル https://www.pref.okinawa.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/023/450/taiwanhabu_manual.pdf			
継続	19	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①	特定外来生物	スウィンホーキノボリカゲ	<i>Japalura swinhonis</i>	IV											台湾	神奈川県、静岡県	森林、林縁、農耕地、住宅地等		かつてペット等として飼養されていた可能性がある。現在は特定外来生物に指定され、飼養は規制されている。	逃出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	輸入植物への混入による侵入と推測されている。宮崎県日向市、静岡県浜松市、神奈川県厚木市で定着が確認され、県外にも見出しがある。生態系への影響については知見の収集が必要である。	①特定外来、④各県、静岡、長崎、宮崎、沖縄	加藤他(2010, 2013)、徳他(2019)、向井・田上(2017)、自然環境研究センター(編)(2019)	宮崎県では2017年より環境省、宮崎大学による調査研究と防除の取組がなされ、近年は日向市による防除計画策定事業が実施された。 https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activty/local/gov/hozen/oubo_images/188_r3hyug.jpg				
防除検討外来種(被害の大きさが防除推進外来種には及ばないもの)																																
継続	20	定着初期/限定分布	防除検討外来種			ミナミシガメ	<i>Mauremys mutica mutica</i>	IV											中国、台湾、ベトナム産。	滋賀県、京都府、大阪府	水田、ため池、湿地など		ペット用に流通することがある。	逃出には十分な注意を払い、放逐を現に慎むべき。	国内では京都や滋賀に定着。八重山諸島に定着している。ミナミシガメの近縁種であるミナミシガメ科と交雑する恐れがあるため、特に留意が必要。	④各県、千葉、茨城、京都、長崎、沖縄	自然環境研究センター(2019)、日本爬虫両生類学会編(2021)					
継続	21	定着初期/限定分布	防除検討外来種			チュウゴクスッポン	<i>Pelodiscus sinensis</i>	IV											ベトナム南部から中国大陸沿岸部	沖縄県	河川の中・下流域や池、湖沼等		生きた個体の国内における利用状況は不明。台湾などでは養殖されている。	逃出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	ニホンスッポンとの交雑が生じている可能性がある。生態系及び生態系等への影響に関する知見の集積が必要。日本国内のチュウゴクスッポンの正確な分布状況は不明であるため知見の集積が必要。ただし、養殖用の遺棄、盗取などにより全国各地に定着している可能性がある。ニホンスッポンとは重複種に属する種と推察されたが、2023年それぞれ独立した種として分類に変更があった。	④各県、北海道、福島、茨城、兵庫、長崎、鹿児島、沖縄	自然環境研究センター(2019)、日本爬虫両生類学会編(2021)					
継続	22	定着初期/限定分布(小笠原・南西諸島)	防除検討外来種			グリーンイグアナ	<i>Iguana iguana</i>	IV											中南米、西インド諸島	石垣島	森林等		ペットとして飼養されている。	逃出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	かつては捕獲がなされていたが現在は事業としての防除が行われていない。最新の生息実態、ならびに生態系等への影響に関する知見の集積が必要。	③GISD	第3回特定外来生物等分類群専門家グループ学会(爬虫両生類)、Lever(2003)、自然環境研究センター(編)(2019)、阿部(2009)、Kraus(2009)、ISSG-GISD	2013年頃から環境省による生態調査や捕獲が実施されている。 https://kyushu.env.go.jp/okinawa/pre_2013/0227a.html				
新規(候補)	23	分布拡大期～まん延期(小笠原・南西諸島)	防除検討外来種			ホオログロヤモリ	<i>Hemidictylus frenatus</i>	IV											台湾、インドシナ、インド、東アフリカ、メキシコ等に広く分布し、原産地はアジアと考えられている。	奄美大島以南の南西諸島、小笠原諸島	民家、人工林、海岸など		ペット用や、アロマ等の鎮痛剤に流通することがある。[捕獲を確認]	逃出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	国内では琉球列島および小笠原諸島に分。近年、奄美大島、喜望峯島、宝島でも確認され、奄美大島と喜望峯島では定着している。しばしば他種のヤモリに対して攻撃的で排除する傾向にあり、在来ヤモリ類との競合が懸念される。海外では生態系や細菌など媒介による在来種への影響も懸念されている。	③GISD、④各県、鹿児島	日本爬虫両生類学会編(2021)					
新規(候補)	24	分布拡大期～まん延期	防除検討外来種			ニホンヤモリ	<i>Gekko japonicus</i>	I											中国中東部、朝鮮半島にも分布。	本州、四国、九州と南西諸島、北海道南部	人家周辺、二次林		ペットとして飼養されることがある。	逃出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	交雑・競合により在来種のヤモリ類を排除して置き換わる。日本固有種であるタワヤモリ、ニシヤモリの生息地減少が懸念される。淡路島では、ニホヤモリの侵入によりタワヤモリから本種に置き換わった例がある。近年、約3000年前に大陸由来の個体が九州地方に入り(人為的)にもたらされた可能性が高い。その後全国的に広がったと考えられるとの報告がなされた。	③GISD、④各県、北海道、滋賀、鹿児島	日本爬虫両生類学会(2021)、Chiba et al.(2022)PNAS Nexus. 2022, 1, 1-10.					

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 掲載種の付加情報(根拠情報) <動物(爬虫類)>

- 継続: 現行リストに掲載されている種類
 新規(候補): 現行リストに掲載されておらず、事務局で掲載候補と判断した種類

【国内由来の外来種】 現行リスト掲載種のうち、現行リストからカテゴリ区分が変更になるもの(「その他の定着予防外来種→定着防止外来種」といったカテゴリ名の変更によるものは除く)

※対策優先度の要件は防除推進外来種のみ記入

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名(別名、流通名)	学名	選定理由	評価項目															原産地・分布	問題となっている地域	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症					
									定着可能性		生態系被害					分布拡大	特に問題となる被害	逸出・拡散																						
									生物	導入	競合	交雑	捕食摂食	生態系改変	繁殖			気候	重要地域	人体	経済産業	利用	付着混入																	
総合対策外来種(定着)																																								
防除推進外来種(生態系等へ及ぼす影響が大きなもの)																																								
継続	1	国内由来の外来種	防除推進外来種	②③		沖縄諸島及び宮古諸島のヤエヤマセマルハコガメ	<i>Cuora flavomarginata evelynae</i>	IV																			石垣島、西表島	沖縄島、宮古島、黒島等	森林とその周辺、河川の周辺、沼沢地、灌原等	国の天然記念物に指定されていることから飼養は規制されているが、許可を受けた個体が飼養されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	生息実態及び生態系等への影響に関する知見の集積が必要。セマルハコガメは国の天然記念物に指定されている。沖縄島と宮古島ではしばしば野外で個体が確認され定着している可能性もあるが、これらの亜種は確定されていない。リュウキュウヤマガメとの雑種と思われる個体も確認されている。天然記念物であるため、保護もしくは駆除を行うために課題がある。	④各県: 沖縄	Ota (1999)、前之園・戸田 (2007)、自然環境研究センター(編著)(2019)						
継続	2	国内由来の外来種	防除推進外来種	②③		沖縄諸島及び宮古諸島のヤエヤマシシガメ	<i>Meuremys mutica kami</i>	I, II																			石垣島、西表島、与那国島	沖縄島、阿嘉島、宮古島等	河川、池沼、湿地等	ペットとして飼養されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	生息実態及び生態系等への影響に関する知見の集積が必要。定着しているが、これらの亜種は確定されていない。宮古島ではミヤコサワガニを捕食する被害が指摘されている。	④各県: 鹿児島、沖縄	Ota (1999)、前之園・戸田 (2007)、小林・長谷川(2005)	ミヤコサワガニの生息地において宮古島市による捕獲が実施されている。 https://eco-island.jp/news/231129-2/					
継続	3	国内由来の外来種	防除推進外来種	①②		琉球列島のニホンスッポン	<i>Platystrophia japonica</i>	IV																			本州、四国、九州	大隅諸島、奄美諸島	池沼、河川等	日本全国で多数が養殖されている。奄美群島などには食用、養殖用として持ち込まれたと考えられる。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	生息実態及び生態系等への影響に関する知見の集積が必要。チュウゴクスッポンとは亜種関係にあったが、2023年それぞれ独立の種として分類に変更があった。 <i>P. japonica</i> の外来種としての分布情報などは不明。自然分布域以外のものは鹿児島県の指定外来動植物に指定されている。	④各県: 青森、福島、鹿児島、沖縄	日本生態学会(編)(2002)、自然環境研究センター(編著)(2019)、爬虫両棲類学会編(2021)						
継続	4	国内由来の外来種	防除推進外来種	①		九州、鹿児島島のオキナワキノボリトカゲ	<i>Japalura polygonata polygonata</i>	IV																			奄美諸島、沖縄諸島	宮崎県日南市、鹿児島県指宿市、鹿児島島。	森林等	ペット用に流通することがある。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	生息実態及び生態系等への影響に関するさらなる知見の集積が必要。自然分布域以外のものは鹿児島県の指定外来動植物に指定されている。	④各県: 長崎、宮崎、鹿児島	日本爬虫両棲類学会(2009)、太田他(2013)、Jono et al. (2013)、Ota et al.(2006)	宮崎県日南市の生息地では宮崎大学などによって生息状況調査が実施されてきた。	鹿児島県(2024)オキナワキノボリトカゲ防除マニュアル https://www.pref.kagoshima.jp/ad04/ku-rashi-kankyo/gairai/documents/72338_20240510171229-1.pdf				
継続	5	国内由来の外来種	防除推進外来種	①③		伊豆諸島のニホントカゲ	<i>Plestiodon japonicus</i>	IV																			近畿中・北西部～西日本と周辺島嶼	八丈島	森林、農耕地、住宅地等	ペットとして飼養されることがある。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	本種の分類が見直され、東日本とロシア沿海州のものは別種ヒガシニホントカゲ <i>Plestiodon japonicus</i> とされた。八丈島の外来個体群は独自のニホントカゲ。オカダトカゲとの交雑が確認されている。	栗山ほか(2009)、Okamoto et al. (2013)	国立環境研究所によって遺伝構造や生態などの調査が実施された。						

【国外由来の外来種との指摘がなされているが、国内に自然分布域を持つ可能性を現時点では否定できない種】

※対策優先度の要件は防除推進外来種のみ記入

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名(別名、流通名)	学名	選定理由	評価項目															原産地・分布	日本での分布	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症					
									定着可能性		生態系被害					分布拡大	特に問題となる被害	逸出・拡散																						
									生物	導入	競合	交雑	捕食摂食	生態系改変	繁殖			気候	重要地域	人体	経済産業	利用	付着混入																	
総合対策外来種(定着)																																								
防除推進外来種(生態系等へ及ぼす影響が大きなもの)																																								
新規(候補)	1	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	①③		自然分布域外のクサガメ	<i>Meuremys reevesii</i>	I																			朝鮮半島、台湾、中国	本州、四国、九州と周辺島嶼	河川、湖沼、水田、水路	ペットとして多数が流通し飼養されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	日本産の集団は自然分布域ではなく移入集団であるとされるが、対馬、岩手や九州北部などに自然分布域を持つ可能性を現時点では否定できない。一方、千葉県、福井県、愛知県などでは在来種ニホントカゲに対する遺伝的な攪乱が深刻な影響を生じさせる事例が報告されており、このような地域では積極的な防除を行う必要がある。鹿児島県の指定外来動植物に指定されている。	④各県: 北海道、青森、道真、兵庫、山口、鹿児島、⑤意向調査: 環境省外来種、地方公共団体	日本爬虫両棲類学会(編著)(2021)、Suzuki et al.(2011)、小貫野・小林(2022)、Matsuda et al.(2024)	近年はアカミガメと並び各地で防除の対象とされている。鹿児島県は防除マニュアルを作成、公表している。	鹿児島県(2024)クサガメ防除マニュアル https://www.pref.kagoshima.jp/ad04/ku-rashi-kankyo/gairai/documents/72338_20231017092136-1.pdf				

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 掲載種の付加情報(根拠情報) <動物(魚類)>

継続 : 現行リストに掲載されている種類
 新規(候補) : 現行リストに掲載されておらず、事務局で掲載候補と判断した種類

【国外由来の外来種】 現行リスト掲載種のうち、現行リストからカテゴリ区分が変更になるもの(「その他の定着予防外来種→定着防止外来種」といったカテゴリ名の変更によるものは除く)

2025.2.14時点

WGでの意見を基に修正したもの。WG後も引き続き1カ月を目途に意見募集中。

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名(別名、流通名)	学名	選定理由	評価項目																原産地・分布	日本での分布	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症								
									定着可能性	生態系被害	分布拡大	特に問題となる被害	抽出・拡散	生物	導入	競合	交雑	捕食	生態系改変	繁殖	気候	重要地域	人体	経済産業													利用	付着混入						
<p>侵入・定着防止外来種(未定着)</p> <p>侵入予防外来種(まだ侵入していない種)</p>																																												
新規(候補)	1	未定着	侵入予防外来種			エールワイフ	<i>Aloea pseudoharengus</i>	I	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	カナダのラブラドル州から米国ワシントン州までの大西洋岸。湖、河川から河口付近の沿岸域まで生息。陸封型と両側海進型がある。河川を遡上して湖や河川の氾濫域で産卵する。	-	湖、河川から河口付近の沿岸域まで生息。陸封型と両側海進型がある。河川を遡上して湖や河川の氾濫域で産卵する。	利用に関する情報は得られなかった。	-	五大湖では稚魚などの捕食により在来種や在来の漁業対象種の減少を引き起こした。その他、海外では、在来の底生動物群集に影響を及ぼした事例がある。	③GISD	Global invasive species database: https://www.iucngisd.org/gisd/species.php?sc=625	-	-	-	
継続	2	未定着	侵入予防外来種		特定外来生物	ブラウンヘッド	<i>Ameiurus nebulosus</i>	I、IV	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アメリカ東部産。河川氾濫域の底質が柔らかい場所、湖沼に生息。	-	河川氾濫域の底質が柔らかい場所、湖沼に生息。	利用に関する情報は得られなかった。	-	アメリカでは移入された湖で在来のトゲウオを駆逐した例がある。	①特定外来、③GISD、④各県:長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-		
継続	3	未定着	侵入予防外来種		特定外来生物	フラットヘッドキャットフィッシュ	<i>Pygodiopsis olivaris</i>	I、IV	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アメリカ東部、中部。倒木や枯れ枝が沈んでいる池の斜面が緩やかな場所を好む。	-	倒木や枯れ枝が沈んでいる池の斜面が緩やかな場所を好む。	利用に関する情報は得られなかった。	-	アメリカでは本種が侵入した水域で、同科の在来種やザリガニ類などの減少が見られている。	①特定外来、③GISD、④各県:長崎、沖縄	Global invasive species database: https://www.iucngisd.org/gisd/species.php?sc=331	-	-	-		
継続	4	未定着	侵入予防外来種		特定外来生物	ホワイトパーチ	<i>Morone americana</i>	I、IV	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アメリカ北東部の沿岸地域。中・大規模河川の止水部分や池に生息。主に汽水域に生息するが、淡水域にも生息している。	-	中・大規模河川の止水部分や池に生息。主に汽水域に生息するが、淡水域にも生息している。	利用に関する情報は得られなかった。	-	肉食性が強く、捕食により在来種を駆逐する可能性がある。アメリカ各地で本種が在来種の卵を捕食することによる影響が報告されている。塩分耐性が強く、海を越えて水系を超えた移動が可能。国内では導入記録は無く、国内への定着可能性について知見の集積が必要。	①特定外来、③GISD、④各県:長崎、沖縄	Global invasive species database: https://www.iucngisd.org/gisd/species.php?sc=999	-	-	-		
継続	5	未定着	侵入予防外来種		特定外来生物	ラップ	<i>Gymnocephalus cernuus</i>	I	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	イギリスからロシア、中国までのヨーロッパ大陸。低地から高地までの河川、富栄養湖、大河川の河口や汽水湖が多い。	-	イギリスや北米のいくつかの地域で、捕食や競争によって在来種の減少などの影響を及ぼした事例がある。最大10年生きる。	①特定外来、③GISD、④各県:長崎、沖縄	Global invasive species database: https://www.iucngisd.org/gisd/species.php?sc=544	-	-	-					
継続	6	未定着	侵入予防外来種		特定外来生物	ラウンドゴビー	<i>Neogobius melanostomus</i>	I	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アゾフ海、黒海、カスピ海流域。大河川の汽水域や湖沼、海などの底質が砂や礫である浅瀬を好む。	-	大河川の汽水域や湖沼、海などの底質が砂や礫である浅瀬を好む。	利用に関する情報は得られなかった。	-	アメリカの五大湖などで、産卵環境や種の競合、餌の競争などによって、在来種の減少を引き起こしている。	①特定外来、③GISD、④各県:長崎、沖縄	Global invasive species database: https://www.iucngisd.org/gisd/speciesname/Neogobiusmelanostomus	-	-	-		
<p>定着防止外来種(侵入はしているが定着していない種)</p>																																												
継続	7	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	ガー科	<i>Atractosteus, Lepisosteusの全種</i>	I、IV	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	公園や城の堀などで遺棄されたゴミや、船やトラックのタイヤなどから運ばれてくる。河川(汽水-淡水域)、湖沼、公園園や城の堀などで遺棄されたゴミや、船やトラックのタイヤなどから運ばれてくる。河川(汽水-淡水域)、湖沼、公園園や城の堀などで遺棄されたゴミや、船やトラックのタイヤなどから運ばれてくる。	河川(汽水-淡水域)、湖沼、公園園や城の堀などで遺棄されたゴミや、船やトラックのタイヤなどから運ばれてくる。	観賞魚として飼育されていた。現在は特定外来生物に指定され、輸入・飼育等は規制されている。展示用等で許可を受けた少数が利用されている。	野外的な放流は厳に慎むべき。	国内で遺棄された大型個体の捕獲が相次ぎ、長期生存できることは明らかであり、将来、繁殖に成功した場合、急速に増加し、捕食により在来生物相に影響を及ぼすおそれがある。複数個体が生息している。ガー科全種が肉食性で、どの種も全長1-2mと非常に大型になるため、捕食による影響は大きいと思われる。生態系被害について、知見の集積が必要。	①特定外来、④各県:北海道、茨城、長野、滋賀、京都、大阪、和歌山、山口、徳島、香川、高知、佐賀、長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	公園の池や城の堀などで発見された個体が捕獲されて取り除かれることがある。	①特定外来、④各県:北海道、茨城、長野、滋賀、京都、大阪、和歌山、山口、徳島、香川、高知、佐賀、長崎、沖縄	Global invasive species database: https://www.iucngisd.org/gisd/speciesname/Atractosteus	-	-	-
新規(候補)	8	未定着	定着防止外来種			ヨーロッパウナギ	<i>Anguilla anguilla</i>	I	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	スキャンジニア半島からモロッコにかけての大西洋沿岸とバルト海、黒海、地中海。西海、他にDNAを用いた調査で新種など数種が確認されたことがある。	小川から大河川、湖までの様々な環境の様々な底質に生息する。河川で成長し、成熟した個体は海に下って産卵する。	養殖種として輸入され、養殖されていたことがある。	野外的な放流は厳に慎むべき。	西海でウナギの卵を捕食している。ニホンウナギよりも低温耐性が高い。西海では繁殖が実施されている。	④各県:北海道、和歌山、山口、高知	Kottelat and Freyhof(2007)	西海においてウナギへの影響が懸念されることから山梨県が漁協に委託して延縄を用いた駆除を行った。引き続き効果的な捕獲手法が研究されている。	④各県:北海道、和歌山、山口、高知	Global invasive species database: https://www.iucngisd.org/gisd/speciesname/Anguilla	-	-	-
継続	9	未定着	定着防止外来種			レッドホースミノ	<i>Cyprinella lutrensis</i>	I	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アメリカ中央部から中央北部。河川中流域の底質が砂や礫の池や水路に生息。	河川中流域の底質が砂や礫の池や水路に生息。	観賞魚として一般に広く普及している種で、安価で大量に流通している。	野外的な放流は厳に慎むべき。	温帯性であるため、特に、本州中部以南では野外的な放流は厳に慎むべき。	③GISD、④各県:沖縄	Global invasive species database: https://www.iucngisd.org/gisd/species.php?sc=1148	-	-	-			
新規(候補)	10	未定着	定着防止外来種			トンキンダナゴ	<i>Acheilognathus tonkinensis</i>	I、IV	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	中国南部から東南アジア北部。河川の淡水域に生息し、生きた二枚貝に産卵する。	河川の淡水域に生息し、生きた二枚貝に産卵する。	観賞魚として利用され、ネット通販などで販売されている。	野外的な放流は厳に慎むべき。	国内の野外で確認されたことがある。同属のオオタナゴが競争や交雑による被害の可能性が高いとして特定外来生物に指定されている。タナゴ類は比較的容易に異種間で雑種を作ることも知られる。タナゴ類の多くは絶滅危惧種であり、これらの生息地における被害の恐れがある。	⑥観賞魚として流通。国内に近縁の絶滅危惧種が存在。国内での確認記録あり。	FishBase: https://www.fishbase.org/summary/SpeciesSummary.php?si=54709&lang=English	-	-	-			
新規(候補)	11	未定着	定着防止外来種			タイワンタナゴ	<i>Paratanakia himantegus</i>	I、IV	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	台湾。淡水域で、低標高地の河川や湖及び貯水池に生息する。生きた二枚貝に産卵する。	淡水域で、低標高地の河川や湖及び貯水池に生息する。生きた二枚貝に産卵する。	観賞魚として利用され、ネット通販などで販売されている。	野外的な放流は厳に慎むべき。	国内の野外で確認されたことがある。タナゴ類は比較的容易に異種間で雑種を作ることも知られる。タナゴ類の多くは絶滅危惧種であり、これらの生息地における被害の恐れがある。	⑥観賞魚として流通。国内に近縁の絶滅危惧種が存在。国内での確認記録あり。	FishBase: https://www.fishbase.org/summary/SpeciesSummary.php?si=17290&lang=English	-	-	-			
新規(候補)	12	未定着	定着防止外来種			外国産タナゴ亜科(トンキンダナゴ、タイワンタナゴ、オオタナゴ、タイリクバラタナゴ、ロデウス・ノクタータナゴ、パラタナゴ属の一種を除く)	<i>Acheilognathinae spp.</i>	I、IV	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	中国や朝鮮半島に生息する種が多いが、ヨーロッパに広く分布する種も一部ある。	一部の種類が高山帯に生息するほか、野外での確認事例がある種が数種いる。	淡水域。観賞魚として利用され、ネット通販などで販売されている。	野外的な放流は厳に慎むべき。	タナゴ類は比較的容易に異種間で雑種を作ることも知られる。タナゴ類の多くは絶滅危惧種であり、これらの生息地における被害の恐れがある。	⑤検討委員	伊藤ほか(2023)	-	-	-			
新規(候補)	13	未定着	定着防止外来種			ファットヘッドミノ	<i>Pimephales promelas</i>	I、IV	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	カナダからメキシコ北部にかけての地域。東部と神奈川川のため池等2011年ごろから確認されている。	淡水に生息。泥底の池や水路、小川に生息。濁りや低酸素などに強く、他の多くの魚が生息出来ない環境にも棲める。	観賞魚として利用され、ネット通販などで販売されている。	野外的な放流は厳に慎むべき。	実験生物や観賞魚として利用されている。高水温や低酸素に極めて強く、野外に放流された場合に容易に定着する可能性が高いと考えられている。	⑥国内の一部に定着済みの外来種	細谷(編・監修)(2019)	-	-	-			

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名(別名、流通名)	学名	定着理由	評価項目														原産地・分布	日本での分布	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置づけ	関係する感染症									
									定着可能性		生態系被害				分布拡大		特に問題となる被害	進出・拡散																									
									生物	導入	競合	交雑	捕食	共生	繁殖	気候		重要地域	人体	経済	産業	利用													付着	混入							
継続	14	未定着	定着防止外来種	/	特定外来生物	ヨーロッパナマズ	<i>Silurus glanis</i>	I	○	○	○	○	●	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	中央・東ヨーロッパ	-	大きな湖や河川に生息し、汽水域に入ることもある。	観賞魚として飼養されていた。現在は特定外来生物に指定され、輸入・飼養等は規制されている。展示用等で許可を受けた少数が利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	ヨーロッパの侵入地では在来種の減少を引き起こしたとされている。在来の同属種との交雑も懸念されている。在来の同属種と交雑のおそれがあるため、これらの生息域では特に侵入に留意が必要。	①特定外来、④各県：滋賀、沖縄	自然環境研究センター(編者)(2019)	-	-	-	-	-	-	-	-				
新規(候補)	15	未定着(小笠原・南西諸島)	定着防止外来種	/	特定外来生物	アフリカンクララ	<i>Clarias gariepinus</i>	I	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アフリカ全域から中東原産。	-	淡水の湖や河川、沼などに生息する。	観賞魚として利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	インドでは本種を含むいくつかの外来種との競合によって絶滅危惧種への競合による影響が懸念されている。南アフリカ共和国での在来のアマヒシ類の減少は本種の導入によるものとされている。	③GISD	Global invasive species database: https://www.iucngid.org/gisid/species.php?sc=1900	-	-	-	-	-	-	-					
継続	16	未定着(小笠原・南西諸島)	定着防止外来種	/	特定外来生物	オリノコセイロフィンキャットフィッシュ	<i>Pterygoplichthys multiradiatus</i>	I	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	オリノコ川流域。	-	河川・湖沼の底層で水草が生える水域に生息する。	セイロンフンボコなどの名前で複数種が流通している可能性があり、本種がこれに含まれる可能性がある。	特に、南西諸島や沖縄、温泉水の川では野外への放流は厳に慎むべき。	インドやブラジルでは本種が在来種の減少を引き起こした例が知られている。	③GISD、④各県：長崎、沖縄	Global invasive species database: https://www.iucngid.org/gisid/species.php?sc=1656	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
新規(候補)	17	未定着(小笠原・南西諸島)	定着防止外来種	/	特定外来生物	マダラリカリア属(オリノコセイロフィンキャットフィッシュ、スノープレコ、マダラリカリア、アマゾンセイロフィンキャットフィッシュを除く)	<i>Pterygoplichthys</i> spp.	I、IV	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	オリノコ川、アマゾン川、マダラ川水系、マラカイボ川水系、パラナ川水系、サンフランシスコ川水系。	-	河川に生息する。	プレコの名前で多くの種が観賞魚として利用されている。	特に、南西諸島や沖縄、温泉水の川では野外への放流は厳に慎むべき。	本属には沖縄県の複数の河川に定着し、海外で生態系に影響を及ぼしている種を含む。捕食や摂食行動により水生植物帯を減少させ、そこに生息する水生昆虫などに影響を及ぼし、更に穴を穿てることで経済被害を引き起こす可能性が指摘されている。	⑤検討委員	Global invasive species database: https://www.iucngid.org/gisid/speciesname/Pterygoplichthys%20spp	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
継続	18	未定着	定着防止外来種	/	特定外来生物	ノーザンバイク	<i>Esox lucius</i>	I	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アメリカ北部、カナダ、ヨーロッパ、アジア北部。	-	河川緩流域や湖沼に生息し、水草の多い場所を好む。冷水性。	観賞魚として飼養されていた。現在は特定外来生物に指定され、輸入・飼養等は規制されている。展示用等で許可を受けた少数が利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	アメリカのデュービー湖では捕食や競争により在来魚類に影響を与えた事例がある。長寿命であり、最長24年生きた例がある。	①特定外来、③GISD、④各県：佐賀、沖縄	Global invasive species database: https://www.iucngid.org/gisid/speciesname/Esox%20lucius	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
継続	19	未定着	定着防止外来種	/	特定外来生物	マスキーバイク	<i>Esox masquinongy</i>	I	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アメリカ北部とカナダ東部。	-	河川緩流域や湖沼に生息し、水草の多い場所を好む。冷水性。	観賞魚として飼養されていた。現在は特定外来生物に指定され、輸入・飼養等は規制されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	ウィスコンシン州の湖では同所的に生息するオオクチバスを駆逐するなどの特徴が確認されている。長寿命であり、最長30年生きた例がある。	①特定外来、④各県：佐賀、沖縄	自然環境研究センター(編者)(2019)	-	-	-	-	-	-	-	-				
継続	20	未定着	定着防止外来種	/	特定外来生物	バイク科	<i>Esocidae</i> spp.	I	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アメリカ大陸とユーラシア大陸の北部。	-	河川緩流域や湖沼に生息し、水草の多い場所を好む。	かつては観賞魚として流通していた種もある。現在は輸入等が規制されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	マスキーバイクやノーザンバイクと同様に同じ生態系に似ているために、これらと同様の影響を及ぼす可能性が高いと考えられる。	①未判定、④各県：北海道、栃木、佐賀、長崎、沖縄	自然環境研究センター(編者)(2019)	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
継続	21	未定着	定着防止外来種	/	特定外来生物	ガンブシア・ホルブローキ	<i>Gambusia holbrooki</i>	I、IV	○	-	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	-	アメリカ東部の沿岸地域。	-	主に水田帯などの流れの無い用水路に生息するが、河川本流や湖沼にも生息する。	観賞魚として飼養されていた。現在は特定外来生物に指定され、輸入・飼養等は規制されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	オーストラリアでは希少種を含む在来魚の卵や稚魚の捕食、攻撃が確認されており、これらの減少につながっている。卵胎生。	①特定外来、③GISD、④各県：長崎、沖縄	自然環境研究センター(編者)(2019)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
新規(候補)	22	未定着	定着防止外来種	/	特定外来生物	サンシャインバス	<i>Morone chrysops</i> × <i>M. chrysops</i>	I	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	露ヶ浦と東京湾で記録がある。	-	特定外来生物に指定され、輸入・飼養等は規制されている。一部の管理釣り場で利用されているストライパーと呼ばれるものに本交雑種が含まれている可能性がある。	野外への放流は厳に慎むべき。	両方の親種も特定外来生物に指定されている。親種よりも成長が早く環境悪化に耐性があるとされる。	①特定外来	自然環境研究センター(編者)(2019)	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
新規(候補)	23	未定着	定着防止外来種	/	未判定外来生物	パンペンキシード	<i>Lepomis gibbosus</i>	I	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	詳細は不明だが、国内で捕獲したという情報がある。	砂礫底の池や水路から河川まで生息する。水中植物の繁茂する場所を好む。	観賞魚として飼養されていた。現在は未判定外来生物に指定され、輸入は規制されている。国内で繁殖したと思われる個体が少数流通することもある。	野外への放流は厳に慎むべき。	侵襲性は不明だが国内で確認したという情報がある。北米大陸の本来の生息域外へ、ヨーロッパの多数の国に水産利用目的で導入されている。生態系への影響については明らかになっていないが、固有の動物種への捕食が確認されているほか、多様性の低下や在来種への攻撃性が指摘されている。	⑥国内での確認情報のある未判定外来生物	Boschung and Mayden(2004)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
新規(候補)	24	未定着	定着防止外来種	/	未判定外来生物	サンフィッシュ科(ブルーギル、ロングイヤースァンフィッシュ、パンペンキシード、コクチバス、オオクチバスを除く)	<i>Centrarchidae</i> spp.	I、IV	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	北米大陸東部からメキシコ北部。	-	淡水の湖や河川、沼などに生息する。	一部の種が観賞魚や釣りとして利用されている。現在は特定外来生物や未判定外来生物に指定され、利用は指定以前に比べて限られる。	野外への放流は厳に慎むべき。		⑤検討委員	Boschung and Mayden(2004)	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
新規(候補)	25	未定着	定着防止外来種	/	未判定外来生物	ペルキチス科(狭鰭)(マレーコッドとゴールドデンパーチを除く)	<i>Percichthyidae</i> spp.	I、IV	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	オーストラリアと南米。	-	淡水域。	釣魚や観賞魚として利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	釣魚や観賞魚としての価値があり、定着や分布を拡大する可能性がある。オオクチバスやブルーギルが含まれる科であり、同様の生態を持つ種が多いと、同様の生態を持つ種が侵入して、同様の生態を持つ種が侵入すると、同様の生態を持つ種が多いと思われるため生態系への悪影響が危惧される。科全体としての影響の程度について知見の集積が必要。※生態系被害の評価項目については、本科に含まれる現リスト掲載種の評価を適用した。	⑤検討委員	FishBase: https://fishbase.mhnh.fr/summary/family/summary.php?ID=288	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新規(候補)	26	未定着	定着防止外来種	/	未判定外来生物	オヤニラミ属(オヤニラミとコウライオヤニラミを除く)	<i>Coreoperca</i> spp.	I、IV	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	海南島を含む中国南部からベトナム北部にかけて。	-	淡水域から汽水域。	観賞魚として利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	密着最大産川水系でナンエツオヤニラミの確認事例がある。当該水系では同属の近縁種であるコウライオヤニラミが定着して、捕食や競合により生態系被害を及ぼして、ナンエツオヤニラミの確認事例を極めるなど、同様の生態をもつものと考えられる同属他種の侵入や、それに伴う生態系被害の可能性がある。生態系被害について、知見の集積が必要。		FishBase: https://www.fishbase.de/summary/Coreoperca%20whitehead.html	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
継続	27	未定着	定着防止外来種	/	特定外来生物	ケツギヨ	<i>Siniperca chuatsi</i>	I	○	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	アムール川水系、中国。	-	河川緩流域や湖沼に生息する。	観賞魚として飼養されていた。現在は特定外来生物に指定され、輸入・飼養等は規制されている。展示用等で許可を受けた少数が利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	原産地の気候が日本と近いため、日本の湖沼や河川に導入すれば広く定着し、捕食や競争により在来生物に影響を及ぼす恐れがある。中国では養殖池に放れ込んだ場合に他種を捕食する事例が知られ、害魚とされている。	①特定外来、④各県：栃木、長崎、沖縄	自然環境研究センター(編者)(2019)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
継続	28	未定着	定着防止外来種	/	特定外来生物	コウライケツギヨ	<i>Siniperca scherzeri</i>	I	○	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	中国、朝鮮半島、ベトナム。	-	河川や湖沼に生息し、ケツギヨよりも流れのある場所を好む。	観賞魚として飼養されていた。現在は特定外来生物に指定され、輸入・飼養等は規制されている。展示用等で許可を受けた少数が利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	原産地の気候が日本と近いため、日本の湖沼や河川に導入すれば広く定着し、捕食や競争により在来生物に影響を及ぼす恐れがある。	①特定外来、④各県：栃木、長崎、沖縄	自然環境研究センター(編者)(2019)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
新規(候補)	29	未定着	定着防止外来種	/	ケツギヨのみ未判定外来生物	ケツギヨ科(ケツギヨとコウライケツギヨを除く)	<i>Sinipercoidea</i> spp.	I、IV	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	中国、ベトナム、朝鮮半島、日本。	-	淡水域。	観賞魚として利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	観賞魚としての価値があり、定着や分布を拡大する可能性がある。ケツギヨやコウライケツギヨが含まれる科であり、同様の生態を持つ種が多いと思われるため生態系への悪影響が危惧される。科全体としての影響の程度について知見の集積が必要。※生態系被害の評価項目については、本科に含まれる現リスト掲載種の評価を適用した。	⑤検討委員	FishBase: https://www.fishbase.org/search.php	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
継続	30	未定着(小笠原・南西諸島)	定着防止外来種	/	特定外来生物	ナイルパーチ	<i>Lates niloticus</i>	I	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	西アフリカからナイル川流域。	-	湖、河川緩流域、水路などに生息し、湖では沿岸部に分布する。	観賞魚として飼養されていた。現在は特定外来生物に指定され、輸入・飼養等は規制されている。展示用等で許可を受けた少数が利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	肉食性が強く、捕食により在来種を駆逐する可能性がある。アフリカの湖で在来種のシッド200種以上が絶滅した事例がある。	①特定外来、②IUCN、③GISD、④各県：長崎、沖縄	Global invasive species database: https://www.iucngid.org/gisid/species.php?sc=89	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
継続	31	未定着	定着防止外来種	/	特定外来生物	ストライプトバス	<i>Morone saxatilis</i>	I	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	アメリカ大西洋岸とカナダのセントローレンス川流域。	-	内湾や河口域に生息し、産卵のために河川に遡上する。	本種そのものの利用はほぼ無いが、ホワイトバスとの雑種がストライパーという呼称で国内の管理釣り場で利用されている。雑種も特定外来生物に指定され、輸入・飼養等は規制されている。	雑種同士では繁殖出来ないが、長寿命であるため捕食や競合による影響を長期間与える可能性があり、本種のみならず雑種も野外への放流は厳に慎むべき。	肉食性が強く、捕食により在来種を駆逐するため、カリフォルニア州のデュービー湖では駆除対象となっている。	①特定外来、④各県：千葉、長崎、沖縄	自然環境研究センター(編者)(2019)	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名 (別名、流通名)	学名	定着理由	評価項目											原産地・分布	日本での分布	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症							
									定着可能性			生態系被害			分布拡大		特に問題となる被害	逸出・拡散																				
									生物	導入	統合	繁殖	交雑	生態系被害	繁殖	気候		重要地域	人体													経済産業	利用	付帯混入				
継続	32	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	ホワイトバス	<i>Morone chrysops</i>	I	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アメリカ東部とカナダのセントローレンス川流域。	-	河川流域や湖沼に生息し、産卵のために河川を遡上する。	本種そのものの利用は無いが、本種と同じく特定外来生物であるストライプバスとの混交が懸念されている。また、産卵のために河川を遡上する。産卵期には、産卵母魚が産卵のために河川を遡上する。産卵期には、産卵母魚が産卵のために河川を遡上する。	産卵母魚は繁殖力が高いが、長寿命であるため捕食や競争による影響を長期間にわたって受ける可能性がある。また、本種のみならず他の種も産卵母魚への放流は厳に慎むべき。	肉食性が強く、捕食により在来種を駆逐するため、カリフォルニア州のカウエア湖とその下流では駆除対象となっている。	①特定外来、④各県、茨城、長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-			
新規(候補)	33	未定着	定着防止外来種			マーレーコッド	<i>Maccullochella peelii</i>	I, IV	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	オーストラリア東部のマーレー・ダーリング水系。	-	主に河川流域に生息し、淡水や水生植物などの食物を好む。魚の岩場でも見られる。	観賞魚として利用されている。また、管理釣り場での釣魚としての利用も始まっている。	野外への放流は厳に慎むべき。	在来種に対する競争・捕食圧が生じる可能性がある。管理釣り場での利用が広がっており、今後逸出などによって野外へ定着する恐れが高まっている。今後の分布拡大などについて知見の集積が必要。旧要注意外来生物。	⑤委員	自然環境研究センター(編著)(2008)	-	-	-					
新規(候補)	34	未定着	定着防止外来種			ゴールデンパーチ	<i>Macquaria ambigua</i>	I, IV	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	オーストラリア東部のマーレー・ダーリング水系、ドーンソンの川など。	-	河川流域、湖沼、貯水池などに生息し、淡水や水生植物などの食物を好む。	観賞魚として利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	在来種に対する競争・捕食圧が生じる可能性がある。今後の分布拡大などについて知見の集積が必要。旧要注意外来生物。	⑤委員	自然環境研究センター(編著)(2008)	-	-	-					
継続	35	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	ヨーロッパパーチ	<i>Perca fluviatilis</i>	I	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	ヨーロッパとアジア北部。	-	河川流域、湖沼などに生息し、木の根が張り出した水草が豊富な場所を好む。	観賞魚として飼育されている。現在は特定外来生物に指定され、輸入・飼養等は規制されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	オーストラリアで飼育によって在来の希少種を絶滅させた事例がある。スペインのダムでも外来種を含む魚類を減少させた事例がある。長寿命であり、最長10年生きた例がある。	①特定外来、③GISD、④各県、長崎、沖縄	Global invasive species database: https://www.iucngid.org/gisid/species.php?tax=548	-	-	-				
継続	36	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	バイクパーチ	<i>Sander lucioperca</i>	I	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	ヨーロッパ中央部から西アジア。	-	河川流域や湖沼に生息し、深みのある静かな水域を好む。汽水域にも生息。	利用に関する情報は得られなかった。	-	トルコでは本種の導入後に在来種が減少した例がある。アンゴラやスペインなどのヨーロッパ諸国で在来のカワカマス科魚類などの減少を引き起こしていると考えられる。最長16年生きた。	①特定外来、④各県、長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-				
継続	37	未定着(小笠原・南西諸島)	定着防止外来種			スポットティラピア	<i>Tilapia mariae</i>	I, IV	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	アフリカ大陸西部のギニア湾周辺諸国。	-	沿岸域の沼や河川下流域に生息。	国内ではほとんど流通していない。	野外への放流は厳に慎むべき。	卵や産卵基質を運ぶ競争により在来種に競争を及ぼしている。産卵期に親魚が卵と仔魚を保護する。国内での定着可能性について、知見の集積が必要。	③GISD、④各県、長崎、沖縄	Global invasive species database: https://www.iucngid.org/gisid/species.php?tax=1430	-	-	-					
新規(候補)	38	未定着(小笠原・南西諸島)	定着防止外来種			カワズメ属(コンヴェイクトシクリッド、ブルーティラピア、カワズメ、ナイルティラピアを除く)	<i>Oreochromis spp.</i>	I	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	アフリカ大陸と中東地域。	沖縄県。	河川や湖沼、淡水から汽水まで。	食用あるいは観賞魚として利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	本属にはカワズメ、ナイルティラピア等を含み、生態系影響などについてはこれと同様。	③GISD	Global invasive species database: https://www.iucngid.org/gisid/speciesname/Oreochromis	-	-	-					
新規(候補)	39	未定着	定着防止外来種			タイワンドジョウ属(カムルチー、コウタイ、タイワンドジョウを除く)	<i>Channa spp.</i>	I, IV	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	○	-	○	-	アジア地域に広く分布する。	-	淡水域。	観賞魚として利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	国内で既に3種が定着しており、海外においても外来種として定着しているものが数種ある。タイワンドジョウやブルーチン、コブラスネークヘッドでは競争により在来種を駆逐する可能性があると考えられている。空呼吸が可能で干渉や低酸素に強く、卵や稚魚を保護するため、他種との競争で有利になり得る。観賞魚として様々な種が多く利用されている。	⑤検討委員	FishBase: https://www.fishbase.org/Nomenclature/VolidNameList.php?syn=&Channa&syn=&tbl=ScientificNames+where+Genus=Equal+3&CR3EChanna%3C%2F%3E&crit2=COONTAIN%3E&crit1=EGUAL	-	-	-					
総合対策外来種(定着)																																						
防除推進外来種(生態系等へ及ぼす影響が大きなもの)																																						
継続	40	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	①②③⑤	特定外来生物	チャネルキャットフィッシュ(アメリカナマズ)	<i>Ictalurus punctatus</i>	I	○	-	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○	-	アメリカ、カナダ南部、メキシコ。	福島、霞ヶ浦、北浦、利根川水系(茨城、栃木、埼玉、千葉、東京)、琵琶湖(滋賀)、愛知、岐阜、鳥取。	河川下流、湖沼などの流れが緩やかな場所に生息。	現在は特定外来生物に指定され、許可を受けて利用されているものもある。茨城県霞ヶ浦や岐阜県下小島などで養殖されている。地域の名産品として利用されている。この他、展示用の利用も少数ある。	養殖地から自然水域に逸出して定着している。餌資源を奪取し、この他、生態系に悪影響を及ぼしている。	霞ヶ浦ではイサザやハゼ類などの水産利用種を捕食し、これらの漁獲量を減少させている。ヒレのある鯰や鰻など捕食者がいるが、影響がある。	①特定外来、④各県、福島、茨城、千葉、静岡、愛知、滋賀、京都、大阪、長崎、熊本、宮崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	茨城県の霞ヶ浦、滋賀県の琵琶湖、福島県の阿武隈川などで防除が実施されたことがある。 https://www.pref.shiga.lg.jp/attach/ment/5463889.pdf https://www.pref.shiga.lg.jp/attach/ment/5463889.pdf	水産庁 だれでもできる外来魚駆除2: https://www.jfa.maff.go.jp/en/attach/pdf/naisumeninf0-12.pdf 福島県 阿武隈川におけるチャネルキャットフィッシュの駆除方法: https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/261582.pdf 愛知県特定外来生物対策ハンドブック: https://kankyogoh.pref.aichi.jp/Download/Download/3NE69C9AC6E69687.pdf	-	-	-			
継続	41	定着初期/限定分布	防除推進外来種	③	特定外来生物	オオタナゴ	<i>Achelognathus macropterus</i>	I	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	中国、朝鮮半島、アムール川。	霞ヶ浦、北浦、利根川水系の千葉、埼玉、栃木(渡良瀬湖)に分布域大。	湖、水路の沿岸から沖合まで。	観賞魚として飼育されていた。現在は特定外来生物に指定され、輸入・飼養等は規制されている。展示用などで許可を受けた少数が利用されている。	淡水真珠養殖用のヒレイクエウグァイの餌、仔魚の導入の可能性が高い。また、この他、生態系に悪影響を及ぼしている。	茨城県霞ヶ浦、北浦に移入されている。在来のタナゴ類と交雑の恐れがあるため、これらの生息域では特に侵入に留意が必要。知見の集積が必要。	①特定外来、④各県、茨城、千葉、滋賀、長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	霞ヶ浦で駆除が行われたことがある。また、霞ヶ浦で他の外来魚とあわせて釣魚を回収したイベントの際に本種も対象となっていた。 https://www.prefibaraki.jp/sekatsukankyo/kankyo/kasumigaura/lake/kasumi-tsurisakana.html	-	-	-				
継続	42	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①②③		タイリクバラタナゴ	<i>Rhodeus ocellatus ocellatus</i>	I, II	○	○	-	-	○	-	○	-	-	-	○	○	○	-	中国、朝鮮半島、台湾。	北海道、本州、四国、九州。	河川下流域、湖沼、水路。	一般的な観賞魚として大量に流通している。また、釣魚でもある。	移入地では、タナゴの繁殖期には、産卵母魚となるイシガキ科一牧員の移植を控える等配慮が必要。	移入地では、タナゴの繁殖期には、産卵母魚となるイシガキ科一牧員の移植を控える等配慮が必要。	ニッポンバラタナゴとの交雑が進行しているため、これらの生息域では本種の侵入に特に留意が必要。	②日本、④各県、北海道、青森、福島、茨城、千葉、長野、静岡、愛知、滋賀、京都、兵庫、鳥取、奈良、和歌山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、熊本、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	ニッポンバラタナゴ生息域では交雑や競争を助けるために池干しなどの手法で防除が行われている。	福岡県福岡市特定外来生物防除ハンドブック https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/169206.pdf	-	-	-		
新規(候補)	43	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①②③		ロデウス・ノタータス(カラゼータナゴ)	<i>Rhodeus notatus</i>	I, II	○	○	-	-	○	-	○	-	-	-	○	○	○	-	中国、韓国。	岡山県。	河川の淡水域に生息する。国内では主に農業用水路や小川に生息している。生きた二枚貝の卵に産卵する。	観賞魚として利用され、ネット通販などでも販売されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	移入地では交雑によってスイゲンゼータナゴを駆逐している。在来タナゴ類との競合も懸念されている。在来種であるスイゲンゼータナゴに比べて産卵数が非常に多く、繁殖力が高い可能性がある。	⑤検討委員	環境省中国四国地方環境事務所: https://chushikoku.e nv.go.jp/procure/aisnrl.html	岡山県では環境省中国四国地方環境事務所が専門家の協力のもと防除を実施している。	公表されているものは無い。	-	-	-			
継続	44	定着初期/限定分布	防除推進外来種	③	特定外来生物	コウライギギ	<i>Pseudobagrus fulvidraco</i>	IV	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	○	-	東アジア(アムール川から韓国、中国南部)。	霞ヶ浦。	原産地では湖沼や河川に生息する。	利用に関する情報は得られなかった。	-	生態系への影響や漁業被害に関する知見の集積が必要。生態系に甚大な被害を及ぼすとして特定外来生物に指定されているチャネルキャットフィッシュと食性等が似ているため、在来生態系に被害を及ぼす可能性がある。また、分布が拡大した際に、在来種や魚類との競合、交雑が起こることが懸念され、今後の動向に注意する必要がある。生態系影響について、知見の集積が必要。	①特定外来、④各県、茨城、千葉、新潟、愛知、岐阜、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、山口、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	水元公園での外来種防除において国の認定が出されている。実際に捕獲されているかは不明。	-	-	-				
継続	45	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	①③	特定外来生物	カダヤシ	<i>Gambusia affinis</i>	I	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	○	-	アメリカ南部東部。	福島以南の本州、四国、沖縄、小笠原。	主に水田帯など用水路の無い河川に生息するが、河川本流や湖沼にも生息。	観賞魚として飼育されていた。現在は特定外来生物に指定され、輸入・飼養等は規制されている。許可を受けた個体が主に展示用として利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	メダカの生息地に本種が侵入した場合、メダカが減少し、カダヤシに置き換わってしまうケースがある。卵胎生。	①特定外来、②日本、IUCN、③GISD、④各県、茨城、千葉、長野、新潟、愛知、岐阜、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、山口、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	他の外来魚の防除の際に同時に駆除されることがある。	愛知県特定外来生物対策ハンドブック https://kankyogoh.pref.aichi.jp/Download/Download/3NE69C9AC6E69687.pdf 横須賀市: https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5555/bustres/documents/gb_17.pdf	-	-	-			

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名 (別名、流通名)	学名	特定理由	評価項目												原産地・分布	日本での分布	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症		
									定着可能性		生態系被害			分布拡大		特に問題となる被害	逸出・拡散																	
									生物	導入	競争	交雑	捕食	生態系改変	繁殖		気候	重要地域	人体	経済産業													利用	付着混入
継続	46	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	①②③④⑤	特定外来生物	ブルーギル	<i>Lepomis macrochirus</i>	I, II															カナダ南部、アメリカ中東部、メキシコ北部。 全国。	主に流れの緩やかな河川下流域や湖沼に生息。 現在は特定外来生物に指定され輸入・飼養等は規制されているが、許可を受けた個体が主に展示用として多く利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	捕食や競争により国内各地で在来種を駆逐し、優占種となっている。卵や仔魚は視覚によって保護される。寿命は最長10年以上。	①特定外来、②日本、④各県：北海道、青森、福島、茨城、栃木、千葉、長野、静岡県、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫県、奈良、和歌山、鳥取、山口、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄	①特定外来、②日本、④各県：北海道、青森、福島、茨城、栃木、千葉、長野、静岡県、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫県、奈良、和歌山、鳥取、山口、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄	全国各地でオオクチバスとあわせて漁具や人口産卵床、電気ショック等により防除が実施されてきた。池干しによって根絶が可能もある場合もある。 https://www.pref.shiga.lg.jp/ppan/shigotosaygyu/suisan/18881.html	環境省：オオクチバス等の防除の手引き https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/manual_bass.pdf 水産庁：誰でもできる外来種駆除 https://www.jfa.maff.go.jp/enoki/pdf/gairai-gyo.pdf 水産庁：誰でもできる外来種駆除3 https://www.jfa.maff.go.jp/enoki/attach/pdf/naismeninfo-30.pdf				
新規(候補)	47	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①③⑤	未判定外来生物	ロングイヤースァンフィッシュ	<i>Lepomis megalotis</i>	I															五大湖地域からテキサス州にかけての地域。	砂礫底の池や水たまりから河川までに生息する。水中植物の繁茂する場所を好む。	観賞魚として飼養されていた。現在は未判定外来生物に指定され、輸入は規制されている。国内で繁殖したと思われる個体が少数流通している。	野外への放流は厳に慎むべき。	国内の一部の地域で定着していると思われる。北米大陸でも本種の生息域で確認されているが、影響については不明。卵の保護を行うため繁殖力が強い。	USGS: https://nas.er.usgs.gov/queries/FactSheet.aspx?SpeciesID=388	⑤検討委員	-	-	本種のマニュアルが無いが、おそらくブルーギルの防除マニュアルが活用できるとと思われる。		
継続	48	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	①②③④⑤	特定外来生物	コクチバス	<i>Micropterus dolomieu dolomieu</i>	I															カナダ南部、アメリカ中東部、アラスカを除く9都府県。	主に湖沼に生息するが、流れのある河川にも見られる。オオクチバスよりも流水域に適応できる。	かつては管理釣り場や湖でスポーツフィッシングに利用されていた。現在では管理釣り場や湖でスポーツフィッシングに利用されている。山や川などでは漁業種が免許され、放流も行われている。この他、展示用の利用もある。	野外への放流は厳に慎むべき。	南アフリカでは在来種を捕食し、在来種の多くが見られなくなった例がある。ハワイでも在来種をもとより、オオクチバスとブルーギルを含む魚類を駆逐した。国内でも分布を拡大しているため、より上流域での捕食や競合の機会が懸念されている。卵や仔魚は視覚によって保護される。寿命は最長15年。	①特定外来、②日本、④各県：北海道、青森、福島、茨城、栃木、千葉、長野、静岡県、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫県、奈良、和歌山、鳥取、山口、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄	河川やダム湖において漁具による捕獲や釣り、電気ショック、人口産卵床、水中銃などによる防除が実施されている。一部のダム湖では根絶を達成した場所もある。 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/337519.html	環境省：オオクチバス等の防除の手引き https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/manual_bass.pdf 水産庁：誰でもできる外来種駆除 https://www.jfa.maff.go.jp/enoki/pdf/gairai-gyo.pdf 水産庁：誰でもできる外来種駆除2 https://www.jfa.maff.go.jp/enoki/attach/pdf/naismeninfo-12.pdf 水産庁：誰でもできる外来種駆除3 https://www.jfa.maff.go.jp/enoki/attach/pdf/naismeninfo-30.pdf 水産庁：外来魚に立ち向かう https://www.jfa.maff.go.jp/enoki/attach/pdf/naismeninfo-19.pdf				
継続	49	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	①②③④⑤	特定外来生物	オオクチバス	<i>Micropterus nigricans</i>	I, II															カナダ南部、アメリカ中東部、メキシコ北部原産。	主に湖沼や河川下流域など、止水域や流れの緩やかな場所が生息。	特定外来生物に指定され輸入・飼養等は規制されているが、許可を受けた個体が流通しているものもある。一部の管理釣り場や湖でスポーツフィッシングに利用されている。山や川などでは漁業種が免許され、放流も行われている。この他、展示用の利用もある。	野外への放流は厳に慎むべき。	国内各地で捕食や競合により在来種を駆逐するなど、在来生物群集に様々な影響を及ぼしている。卵や仔魚は視覚によって保護される。寿命は最長10年以上。	①特定外来、②日本、④各県：北海道、青森、福島、茨城、栃木、千葉、長野、静岡県、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫県、奈良、和歌山、鳥取、山口、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄	長野県の金原ダム湖では様々な漁具や水中銃を用いた防除によって機能的根絶を達成している。伊豆沼では漁具や人工産卵床などによる防除を行い、低密度管理を実施し、在来種の復元が実現されている。	環境省：オオクチバス等の防除の手引き https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/manual_bass.pdf 水産庁：誰でもできる外来種駆除 https://www.jfa.maff.go.jp/enoki/pdf/gairai-gyo.pdf 水産庁：誰でもできる外来種駆除2 https://www.jfa.maff.go.jp/enoki/attach/pdf/naismeninfo-12.pdf 水産庁：誰でもできる外来種駆除3 https://www.jfa.maff.go.jp/enoki/attach/pdf/naismeninfo-30.pdf 水産庁：外来魚に立ち向かう https://www.jfa.maff.go.jp/enoki/attach/pdf/naismeninfo-19.pdf				
新規(候補)	50	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①③		コウライオヤナミ	<i>Coreoperca herzi</i>	I															朝鮮半島。	宮崎県の大淀川水系原川に定着していると思われる。	川の清流域の石や礫が多い環境に生息する。	観賞魚として利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	一部の地域で定着していると思われる。環境DNAを用いた調査で、捕食や競合によって在来生態系に大きな影響を及ぼしていることが示された。	④各県：宮崎、⑤検討委員	細谷(編・監修) (2019)	大淀川水系では漁協による防除が行われている。	-	-	
防除検討外来種(生態系等へ及ぼす影響が小さなもの)																																		
新規(候補)	51	定着初期/限定分布(小笠原・南西諸島)	防除検討外来種			シルバーアロワナ	<i>Osteoglossum bicirrhosum</i>	I, IV															アマゾン川。	沖縄県で定着。本州でも確認はあるが、定着はしていない。	河川に生息。酸素濃度の低い環境でも適応できる。	観賞魚として多く利用されている。アロワナ類では比較的安全。	野外への放流は厳に慎むべき。	沖縄でのみ定着。分布は局所的。大型になる肉食魚で、沖縄県では生態系に影響があると考えられる防除対策外来種に選定されている。ポロラニの野外への放流も確認され、在来生態系への影響がある可能性が指摘されている。生態系影響について、知見の集積が必要。	FishBase: https://www.fishbase.org/summary/Osteoglossum-bicirrhosum.html	-	-			
新規(候補)	52	分布拡大期～まん延期	防除検討外来種			コイ(飼育型)	<i>Cyprinus carpio</i>	I															中国を中心とした東アジアから黒海・カスプ海沿岸にかけてのユーラシア大陸の温帯域。	湖、河川下流域から汽水域までの底層部に生息。	古くから移殖が盛んで、特に内陸部では除害や食用目的で全国に移殖された。	特に野生型コイのいる場所では、野外への放流は厳に慎むべき。	捕食行動によって底質を巻き上げることでの透明度を低下させ、光が透入することを阻害することで水草の成長を妨げるなど、生態系の改変を引き起こす琵琶湖などの一部の湖沼に在来種との競合が進んでいる。	②IUCN、③GISD、④各県：北海道、福島、茨城、千葉、栃木、愛知、滋賀、兵庫県、奈良、和歌山、鳥取、山口、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄	細谷(編・監修) (2019)	東京都の井の頭公園で池干しによる本種を含む防除が実施された。	横須賀市: https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/555/bustres/documents/gb_18.pdf			
新規(候補)	53	定着初期/限定分布	防除検討外来種			バラナゴ属の一種(ハツカタナゴ)	<i>Rhodeus albomarginatus</i>	IV															中国安徽省の揚子江流域の鄱陽湖への流入河川及び珠江。	兵庫県の数か所で確認されている。	深流の上流部に生息。	観賞魚として少量が流通している。	野外への放流は厳に慎むべき。	兵庫県の数か所に定着しており、生態系被害が懸念されている。現時点での生態系影響は不明。繁殖力は高いとされる。	⑤検討委員	北村私信	-	-		
継続	54	定着初期/限定分布	防除検討外来種			ハクレン	<i>Hypophthalmichthys molitrix</i>	I															中国、アムール川。	自然繁殖は利根川・江戸川水系のみに、北海道と沖縄を除く国内各地。	河川下流域、湖沼、水路。	観賞魚として少量が流通している。釣魚でもある。	本種は大型になるため、飼いきれなくなる可能性もある。野外への放流は厳に慎むべき。	繁殖は利根川等大規模河川に限られる。海外では、生物多様性に影響を及ぼす事例がある。プランクトン食のため、水域での生息密度が高まると、プランクトンが減少し、食物連鎖を通じて大きな影響を与える。アメリカでは深刻化した事例がある。	③GISD、④各県：茨城、千葉、静岡県、滋賀、鳥取、山口、徳島、高知、長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	霞ヶ浦で外来魚の利用を見込んだ事業が行われている。また、池干しの際に捕獲された個体が駆除されることもある。	-	-	
継続	55	定着初期/限定分布	防除検討外来種			コクレン	<i>Hypophthalmichthys nobilis</i>	I															中国、アムール川。	自然繁殖は利根川・江戸川水系のみ、淀川。	河川下流域、湖沼。	観賞魚として少量が流通している。釣魚でもある。	本種は大型になるため、飼いきれなくなる可能性もある。野外への放流は厳に慎むべき。	繁殖は利根川等大規模河川に限られる。海外では、生物多様性に影響を及ぼす事例がある。プランクトン食のため、水域での生息密度が高まると、プランクトンが減少し、食物連鎖を通じて大きな影響を与える。アメリカでは深刻化した事例がある。	③GISD、④各県：茨城、千葉、山口、長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	本種を対象とした防除活動は確認できないが、池干しの際に捕獲された個体が駆除されることもある。	-	-	
新規(候補)	56	定着初期/限定分布	防除検討外来種			ダントウボウ	<i>Megalobrama amblyocephala</i>	I, IV																中国長江水系。	平野部の流れの緩やかな河川や湖沼に生息する。	霞ヶ浦とその周辺の河川に定着している。	-	茨城県では定着とされている。排水植物など由来の外来生物種への影響が懸念されている。	⑤検討委員	細谷(編・監修) (2019)	霞ヶ浦で他の外来魚とあわせて釣魚を回収したイベントの際に本種も対象となっていた。 https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kantai/kasumigaura/lake/kasumi-tsutaikana.html	-	-	
新規(候補)	57	定着初期/限定分布	防除検討外来種			カワイワシ	<i>Hemibarbus leuciscoulus</i>	I, IV																アムール川水系からメコン川水系にかけての中国と台湾、海南島、朝鮮半島。	岡山県百間川に定着している。	平野部の河川、湖沼、灌漑用水路などに生息する。	観賞用に利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	岡山県で定着。繁殖力が強いとされ、国内の広い範囲で定着する可能性が高いと懸念されている。岡山県では近年分布が拡大している。岡山県は遊泳性魚類と競争する可能性が高いと考えられている。分布の拡大やそれに伴う生態系影響について、知見の集積が必要。	⑥WGのご意見	細谷(編・監修) (2019)	-	-	
新規(候補)	58	定着初期/限定分布	防除検討外来種			キクチヒナモロコ	<i>Aphyocypris kikuchii</i>	I																台湾。	静岡県。	淡水域。水深0-5mlに生息。	観賞用に利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	岡山県に導入。静岡県での生態系影響は不明。	⑥WGのご意見	Watanabe et al. (2020) 北原 (2024)	-	-	
継続	59	定着初期/限定分布(小笠原・南西諸島)	防除検討外来種			パールダニオ	<i>Danio albolineatus</i>	I, IV																ミャンマー、タイ、ラオス、マレー半島、スマトラ。	沖縄島北部。	丘陵地の水の流れが速く、河川下流域を好む。日本ではため池に生息。	観賞魚として一般に広く普及している種で、安価で大量に流通している。	特に、南西諸島や沖縄、温泉水の川で野外への放流は厳に慎むべき。	沖縄でのみ定着。生態系等への影響に関する知見の集積が必要。定着河川において、生息密度が局所的に高くなる可能性がある。岡山県は遊泳性魚類と競争する可能性が高いと考えられている。分布の拡大やそれに伴う生態系影響について、知見の集積が必要。	④各県：長崎、⑤検討委員	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名(別名、流通名)	学名	定着理由	評価項目													原産地・分布	日本での分布	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症				
									定着可能性		生態系被害			分布拡大		特に問題となる被害			進出・拡散																		
									生物	導入	競合	交雑	捕食	共生	繁殖	気候	重要地域	人体	経済	産業	利用													付着	混入		
継続	60	定着初期/限定分布(小笠原・南西諸島)	防除検討対象外			ゼブラダニオ	<i>Danio rerio</i>	I, IV																	インド、パキスタン、ネパール、バングラディッシュ、ミャンマー。	沖縄島北部。	丘陵地の緩流や淀み、日本ではため池に生息。	観賞魚として一般に広く普及している種で、安価に大量に流通している。	特に、南西諸島や沖縄、温泉水の川では野外への放流は厳に慎むべき。	沖縄でのみ定着。生態系等への影響に関する知見の集積が必要。定着河川において、生息密度が局所的にかなり高くなること確認されており、水生昆虫等への捕食の影響が危惧される。また、絶滅危惧種であるミナミダカとの競合も懸念される。	④各県:長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)		-	-		
継続	61	定着初期/限定分布	防除検討対象外			アカヒレ	<i>Taniothys albonubes</i>	I, IV																	中国広東省、ベトナム。	沖縄。	清涼な河川緩流域の水質のある場所に生息。	観賞魚として一般に広く普及している種で、安価に大量に流通している。	温帯性であるため、特に、本州中部以南では野外への放流は厳に慎むべき。	沖縄でのみ定着。生態系等への影響に関する知見の集積が必要。定着河川において、生息密度が局所的にかなり高くなること確認されており、水生昆虫等への捕食の影響が危惧される。また、絶滅危惧種であるミナミダカとの競合も懸念される。	④各県:和歌山、長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)		-	-		
継続	62	定着初期/限定分布	防除検討対象外			ソウギョ	<i>Otenophrthygonodon idellus</i>	I																	中国、アムール川。	東北から九州(自然繁殖は利根川・江戸川水系のみ)。	河川下流域、湖沼。	除害目的や釣魚として河川や湖沼、公園などに放流されている。また、観賞魚としてアルビノ個体などが比較的普通に流通している。釣魚でもある。	本種は大型になるため、飼いきれなくなる可能性もある。野外への放流は厳に慎むべき。	<i>Otenophrthygonodon idella</i> としてGISD、利根川・江戸川水系、霞ヶ浦・北浦に定着。繁殖は利根川等大規模河川に限られる。	②日本、③GISD、④各県:北海道、青森、茨城、千葉、長野、静岡、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、山口、徳島、香川、愛媛、高知、長崎、熊本、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	野尻湖や深沼池では除害のために放流したソウギョが水生植物を壊滅させたため、駆除が行われた。また、池干しの際に捕獲された個体が駆除されることがある。		-		
継続	63	定着初期/限定分布	防除検討対象外			アオウオ	<i>Mylopharyngodon piceus</i>	I, IV																	中国、アムール川。	自然繁殖は利根川・江戸川水系のみ、株名湖、岡山。	河川下流域、湖沼。	観賞魚としてごく少量が流通している。釣魚でもある。	本種は大型になるため、飼いきれなくなる可能性もある。野外への放流は厳に慎むべき。	本種の繁殖には利根川のような大河川が必要。海外ではスクリゴガなどの外来種の個体の除去に利用されている例もある。ハンガリーでは捕食による在来生物相への影響の恐れが指摘され、アメリカやドイツでは本種での輸入が禁止されている。全長1m以上になるため、捕食による影響は大きいと思われる。生態系影響については、知見の集積が必要。	④各県:北海道、茨城、千葉、滋賀、徳島、長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	池干しの際に捕獲された個体が駆除されることがある。		-		
継続	64	分布拡大期～まん延期	防除検討対象外			カラドジョウ	<i>Paramisgurnus dabryanus</i>	I, IV																	中国、朝鮮半島。	宮城、栃木、茨城、埼玉、群馬、長野、香川。	水田や周辺の農業用水路に生息。	食用や観賞魚等の餌用として流通している。	在来のドジョウに酷似するため、気づかれずに放流されてしまう恐れがある。	ドジョウとカラドジョウが混在する水域で、後者が優占する場所も知られている。カラドジョウとドジョウの雑種は生後性で、その卵は受精能力があることが示唆されており、遺伝的攪乱が心配される。また、正常な繁殖相手を通る競争が生じており、その影響が懸念される。生態系等への影響に関する知見の集積が必要。	④各県:青森、福島、茨城、千代田、岩手、秋田、山形、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛媛、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島	自然環境研究センター(編著)(2019)	鹿児島県:奄美群島にお住まいの方向けドジョウ、カラドジョウ防除マニュアル https://www.pref.kagoshima.jp/ed04/kurashi-kankyo/gaira/documents/72338_20231017092523-1.pdf		-		
新規(候補)	65	定着初期/限定分布	防除検討対象外			ヒメドジョウ	<i>Lefus costata</i>	I, IV																	アムール川から黄河までの中国東北部、モンゴル、朝鮮半島。	山梨県、静岡県、長野県、富山県で定着。岩手県で記録あり。	湧水や水源とする湿地や湖沼、河川敷内の水たまり、浅い湖沼などに生息。	食用あるいは釣り餌用のドジョウに混入。利用に関する情報は得られなかった。	野外への放流は厳に慎むべき。	徐々に分布を拡大しており、種間競争や交雑による影響が懸念されている。	⑥現行リスト作成時の検討種	細谷(編・監修)(2019)		-			
継続	66	定着初期/限定分布(小笠原・南西諸島)	防除検討対象外			スノープレコ	<i>Pterygoplichthys anisitai</i>	I, IV																	パラグアイ、ブラジル、ウルグアイ、アルゼンチン。	沖縄島に定着している可能性がある。	池原湖や湖沼、河川緩流域に生息。	観賞魚として大量に流通している。	特に、南西諸島や沖縄、温泉水の川では野外への放流は厳に慎むべき。	定着突発及び生態系への影響や農業被害に関する知見の集積が必要。南西諸島や沖縄に定着しているものの中に本種が含まれている可能性が高い。	③GISD、④各県:長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)		-			
継続	67	定着初期/限定分布(小笠原・南西諸島)	防除検討対象外			マダラロリカリア	<i>Pterygoplichthys dijunctus</i>	I																	マデイラ川流域。	沖縄島、東京都。	原産国では池原湖や湖沼、河川敷に生息。生活排水で汚染された水域にも生息。	観賞魚として大量に流通している。	特に、南西諸島や温泉水の川では野外への放流は厳に慎むべき。	<i>Pterygoplichthys dijunctus</i> としてGISD、沖縄でのみ30年以上前から確認。メキキゴビは繁殖行動による湧り等の水質の悪化や水底の捕食の破壊とそれに伴う在来の生態環境悪化と減少を引き起こしている。フナドビでは繁殖期などの漁具を壊すなどの漁業被害が知られている。	③GISD、④各県:千葉、和歌山、長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)		-			
継続	68	定着初期/限定分布(小笠原・南西諸島)	防除検討対象外			アマゾンセイルフィンキャットフィッシュ	<i>Pterygoplichthys pardalis</i>	I, IV																	アマゾン川中下流域。	沖縄島に定着している可能性がある。	河川、湖、湿地。	セイルフィンプレコなどの名前で複数種が流通している可能性があり、本種がこれに含まれる可能性がある。	特に、南西諸島や沖縄、温泉水の川では野外への放流は厳に慎むべき。	海外では同種が繁殖行動による湧り等の水質の悪化や水底の捕食の破壊、それに伴う在来の生態環境悪化と減少を引き起こしている。生態系等への影響に関する知見の集積が必要。沖縄島でマダラロリカリアとされているものの中に本種が含まれている可能性が高い。	③GISD、④各県:長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)		-			
継続	69	定着初期/限定分布(小笠原・南西諸島)	防除検討対象外			ウオーキングキャットフィッシュ	<i>Clarias batrachus</i>	I																	東南アジア、インド。	沖縄島。	湖沼、水田、河川緩流域、運河、湿地などに生息し、汽水域にも侵入する。	観賞魚として安価に大量に流通している。	比較的大型になるため、飼いきれなくなる危険がある。特に、南西諸島や沖縄、温泉水の川では野外への放流は厳に慎むべき。	東南アジアやアメリカ南部では捕食や競争により魚類や甲殻類、カエル類を駆逐しており、特に乾燥で水域が狭まった際に影響が大きくなるとされる。沖縄島に定着しているレナマズは本種の可能性がある。	②IUCN、③GISD、④各県:長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)		-			
継続	70	定着初期/限定分布(小笠原・南西諸島)	防除検討対象外			ヒレナマズ	<i>Clarias fuscus</i>	I, IV																	中国、台湾、フィリピン、ベトナム、ラオス。	沖縄島、石垣島。	河川下流域や湖沼など流れの緩やかな水域を好む。	観賞用として安価に大量に流通している。また、食用として養殖されることもある。	比較的大型になるため、飼いきれなくなる危険がある。野外への放流は厳に慎むべき。	北海道では多くの河川で定着している。本州以南では放流ではなく資源を維持できると考えられていたが、長野県や山梨県などで定着が確認されている。在来のイワナとの交雑個体が確認されているが、遺伝的攪乱の危険性は低いことが報告されている。また、正常な繁殖相手を通る競争が生じており、その影響が懸念される。北海道では他種を駆逐して優占種になっている水域もある。希少種であるニホシザリノ捕食も確認されている。本州でも陸域や野池によりマメやイワナ類の減少要因となっていることが指摘されており、防除が実施されている場所もある。北海道では漁業調整規則で移殖が禁止されており、北海道での分布拡大は私的放流によるものと考えられている。	④各県:長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)		-			
継続	71	分布拡大期～まん延期	防除検討対象外			ブラウントラウト	<i>Salmo trutta</i>	I																	ヨーロッパからアララ海までの西アジア。	北海道、秋田県、栃木県、山梨県、長野県、神奈川県、富山県など。	平地から高地の河川や湖沼の冷水域に生息。降海型もある。冷水性。	古くから養殖・放流がされており、少なくとも3県で漁業種魚種として免許されている。この他、管理釣り場での利用も多い。	北海道では広い範囲で定着しており、いったん定着すると在来種との競争が生じるため、これ以上の分布拡大をしないよう注意が必要。北海道では他種を駆逐して優占種になっている水域もある。希少種であるニホシザリノ捕食も確認されている。本州でも陸域や野池によりマメやイワナ類の減少要因となっていることが指摘されており、防除が実施されている場所もある。北海道では漁業調整規則で移殖が禁止されており、北海道での分布拡大は私的放流によるものと考えられている。	②日本、IUCN、③GISD、④各県:北海道、青森、福島、茨城、長野、滋賀、山口、長崎、宮崎	自然環境研究センター(編著)(2019)	北海道の他、山梨県や長野県、岐阜県、鳥取県などの本州の一部で駆除が実施されている。 https://www.pref.yamanashi.jp/documents/85263/jho45_p30-39.pdf	水産庁:外来魚に立ち向かう https://www.jfa.maff.go.jp/enoki/attach/pdf/naisuimainfo-19.pdf		-		
継続	72	定着初期/限定分布	防除検討対象外			カワマス	<i>Salvelinus fontinalis</i>	I																	カナダ、アメリカ東部。	北海道、栃木、長野。	平地から高地の河川や湖沼の冷水域に生息。	古くから大量に養殖・放流がされており、複数の都道府県で漁業種魚種として免許されている。また、管理釣り場での利用も多い。	北海道や長野県などでは定着しており、定着している種と在来種との競合が生じるため、これ以上の分布拡大をしないよう注意が必要。	北海道や長野県などでは定着しており、いったん定着すると在来種との競争が生じるため、これ以上の分布拡大をしないよう注意が必要。北海道では他種を駆逐して優占種になっている水域もある。希少種であるニホシザリノ捕食も確認されている。本州でも陸域や野池によりマメやイワナ類の減少要因となっていることが指摘されており、防除が実施されている場所もある。北海道では漁業調整規則で移殖が禁止されており、北海道での分布拡大は私的放流によるものと考えられている。	③GISD、④各県:北海道、青森、福島、茨城、長野、滋賀、山口、長崎、宮崎	自然環境研究センター(編著)(2019)		-			
継続	73	定着初期/限定分布	防除検討対象外			ベヘレイ	<i>Odontesthes bonariensis</i>	I, IV																	アルゼンチン、ウルグアイ、ブラジル南部。	丹波湖、霞ヶ浦、北浦。	湖に生息。越冬率は10-20%だが、冬期15°C程度になる場所でも生息できる。	管理釣り場などで放流されることがある。養殖もされている。丹波湖で野食しているものは地域の名物として食用に利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	生態系への影響や農業被害に関する知見の集積が必要。南西諸島や沖縄に定着しているものの中に本種が含まれている可能性が高い。	④各県:茨城、千葉、宮崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)		-			

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名 (別名、流通名)	学名	定着理由	評価項目											産地・分布	日本での分布	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症																																	
									定着可能性		生態系被害		分布拡大		特に問題となる被害			産出・拡散																																														
									生物	導入	統合	交雑	捕食	生息系改変	繁殖	気候	重要地域	人体	経済産業													利用	付着混入																															
継続	74	定着初期/限定分布(小笠原・南西諸島)	防除検討外			グリーンソードテール (ソードテール)	<i>Xiphophorus helleri</i>	I, IV																	メキシコ、グアテマラ、ペルー、ホンジュラス。	山梨、沖縄島、久米島。	比較的流れの遅い河川から水路や池などいろいろな場所が生息している。	一般に広く知られた観賞魚の代表であり、大量に流通している。	特に、南西諸島や沖縄、温泉水の川では野外への放流は厳に慎むべき。	本州では温泉水に局所的に定着。沖縄では1960年代から定着。生態系等への影響に関する知見の集積が必要。沖縄島では河川が増加し、在来魚種への影響が懸念されている。				③GISD、④各県:長崎、鹿児島、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	奄美大島で駆除を実施したことがある。	-																											
継続	75	定着初期/限定分布(小笠原・南西諸島)	防除検討外			グッピー	<i>Poecilia reticulata</i>	I																	ベネズエラ、ガイアナ。	北海道、福島、長野、静岡県、岡山、大分、南西諸島、小笠原。	止水を好むが、比較的流れのある小規模河川に生息している事も多い。流れのある場所では水草のある場所に生息している。	一般に広く知られた観賞魚の代表であり、大量に流通している。	特に、南西諸島や沖縄、温泉水の川では野外への放流は厳に慎むべき。	温泉地や温排水水に局所的に定着。北海道・福島(内部温泉)、長野(戸倉、上山田、湯問温泉)、静岡(鎌倉温泉)、岡山(奥津温泉)、大分(別府温泉)、鹿児島(指宿温泉)、沖縄の各温泉、小笠原に移入。海外の熱帯・亜熱帯域では、年少魚を含むコイ科、メダカ科などの小型魚類を駆逐している。卵胎生。定着は、国内の亜熱帯域のほかは、温泉地や温排水水などのごく一部に限られる。						③GISD、④各県:北海道、茨城、千葉、長野、和歌山、徳島、高知、福岡、大分、熊本、鹿児島、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	北海道のオンネトー湖でナイルティリアピアとあわせて防除が実施され、沢水を引き込んで水温を低下させることで根絶した。 https://www.env.go.jp/press/106377.html	-																									
継続	76	定着初期/限定分布(小笠原・南西諸島)	防除検討外			インディアングラスフィッシュ	<i>Pseudambassis rangi</i>	I																	パキスタン、インド、バングラディッシュ、マレーシア、タイ、マレーシア。	沖縄島。	河川の淡水域から汽水域にかけて生息し、流れの緩やかな深みを好む。	ごく一般的な観賞魚として、広く普及しており、価格も安価で大量に流通している。	特に、南西諸島や沖縄、温泉水の川では野外への放流は厳に慎むべき。	沖縄での定着。動物食性が強く、生息水域が沖縄島内で拡大傾向にある。生態系等への影響に関する知見の集積が必要。									④各県:長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	-																							
新規(候補)	77	定着初期/限定分布	防除検討外			タイリクスズキ	<i>Lateolabrax maculatus</i>	I																	黄海の沿海沿岸、東シナ海と北部南シナ海と九州の沿岸で生息が確認されている。	関東地方以西の本州、四国、九州の沿岸で、淡水域への指向性が強く河川に遡上する。	沿岸域から河口域に生息する。	生息環境は自然水域に生息しないよう注意が必要。	スズキと分布の重複する朝鮮半島で雑種は見つかったが、人工的には容易に雑種を作れる。愛媛県宇和島市の米村川河口ではスズキと雑種が混交したとされる。知見の集積が必要。											⑤検討委員	自然環境研究センター(編著)(2019)	-																						
継続	78	定着初期/限定分布(小笠原・南西諸島)	防除検討外			コンヴェクトシクリッド	<i>Cichlasoma nigrofasciatum</i>	I																		グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラガ、コスタリカ、パナマ。	沖縄島。	主に流れのある河川の浅瀬や小川に生息し、特に岩礁の電気が多い場所や植物の根などが多い場所を好む。	少量ではあるが観賞魚として流通している。	特に、南西諸島や沖縄、温泉水の川では野外への放流は厳に慎むべき。	沖縄では本種の多く生息する水域もあり、競合や卵・仔魚の捕食などによる在来種への影響が心配されている。生態系等への影響に関する知見の集積が必要。										④各県:長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	-																					
継続	79	定着初期/限定分布(小笠原・南西諸島)	防除検討外			ブルーティリアピア	<i>Oreochromis aureus</i>	I																	セネガルからサブサハラにかけての 아프리카中部。	沖縄島。	河川、湖沼に生息し、水温耐性が高く、10℃以下から40℃まで生きられる。	観賞魚として一般的ではないと思われる。	特に、南西諸島、温泉水の川では野外への放流は厳に慎むべき。	観や生育環境の競合によって在来種の減少を引き起していると考え、アフリカや北米各地で侵入後に本種が優占種となつた例がある。マウスブルーダー。沖縄島には本種と思われる表現形を有する個体が確認されている。亜熱帯域に生息する種であり、定着は、国内の亜熱帯域域のほかは、温泉地や温排水水などのごく一部に限られる。ただし、本種は低温耐性が高いため、温帯の特に暖かい地域では注意を要する。													③GISD、④各県:長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	-																			
継続	80	定着初期/限定分布	防除検討外			カワズメ	<i>Oreochromis mossambicus</i>	I																	モザンビークから南アフリカのアルゴア湾にかけての 아프리카大陸南東部。	北海道、鹿児島、南西諸島。	河川下流域や湖沼などの流れる緩やかな場所に好んで生息。	少数が繁殖されている。	特に、南西諸島や沖縄、温泉水の川では野外への放流は厳に慎むべき。	世界の熱帯・亜熱帯の河川や湖沼では競争により在来種や淡水カモシを駆逐した例があるほか、付着藻類、トリノス産生物などを食べる食物網の基盤を改変している。局部的に長期にわたって定着。マウスブルーダー。最長寿命は11年。定着は、国内の亜熱帯域域のほかは、温泉地や温排水水などのごく一部に限られる。									②IUCN、③GISD、④各県:北海道、茨城、長野、和歌山、高知、福岡、鹿児島、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	他の外来魚の防除の際に同時に駆除されることがある。	-																						
継続	81	定着初期/限定分布	防除検討外			ナイルティリアピア	<i>Oreochromis niloticus</i>	I																	アフリカ大陸西部、タンザニア、カネオ湖以北のナイール水系、イスラエルのヤルコン川。	南日本の温泉地や工場排水で温暖な水域、南西諸島。	河川下流域、湖沼、ダム湖、河口域などに生息。	少数が繁殖されている。	特に、南西諸島や沖縄、温泉水の川では野外への放流は厳に慎むべき。	世界の熱帯・亜熱帯域では競争により在来種を駆逐した例があるほか、付着藻類、トリノス産生物などを食べる食物網の基盤を改変している。マウスブルーダー。寿命は約7年。鹿児島県(池田湖)、沖縄、小笠原等に移入。局部的に長期にわたって定着。												③GISD、④各県:北海道、青森、長崎、静岡県、愛知、滋賀、京都、徳島、高知、福岡、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	北海道のオンネトー湖でグッピーとあわせて防除が実施され、沢水を引き込んで水温を低下させることで根絶した。 https://www.env.go.jp/press/106377.html	-																			
継続	82	定着初期/限定分布	防除検討外			ジルティリアピア	<i>Coptodon zillii</i>	I																	アフリカ大陸東部、バハル、パレスチナ。	北海道、鹿児島、南西諸島。	河川下流域、湖沼などに生息。多様な環境に生息し、水温や塩分濃度に対してきわめて広い適性を示す。	過去に繁殖されていたことがあるが、現在の利用態勢は不明。	野外への放流は厳に慎むべき。	滋賀、鹿児島、南西諸島に移入。滋賀・鹿児島(南西諸島除く)では工場の温排水や湧水のある場所など、温度の安定した場所のみ。局部的に長期にわたって定着。沖縄県で本種が侵入している水域は、在来種が駆逐されなくなっているところがある。卵や仔魚は観魚に保護される。																	③GISD、④各県:滋賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	熊本県の江津湖では釣られた魚の回収ボックスや電気ショッカーポートなどによる外来魚の駆除が行われ、本種も駆除が行われている。 https://www.city.kumamoto.jp/hp/kiji/pub/detail.aspx?c_id=5&d=7881	-														
新規(候補)	83	定着初期/限定分布	防除検討外			ヨコシマドンコ	<i>Microperops swinhonis</i>	I, IV																	中国のアムール川水系からベトナム及び島嶼部。	愛知県に定着。関東地方でも確認されている。	湖沼や池、水路などの緩流水域の流れる緩やかな場所に生息する。	観賞魚としての利用はほとんどないと思われるが、中国や韓国産の魚の種苗や釣り餌に混入する。	野外への放流は厳に慎むべき。本種は釣り餌のエビに混入していることが確認されており、これらからの釣り餌の生きかきままたまの遺棄は避けるべき。	関東、東海地方に定着。在来種への影響や捕食の影響が懸念されている。梅田川では在来魚種の状況から特定に在来種に負の影響を有していることは確認できないとの報告もある。釣りエビのエビ類に混入していたことがある。																			④各県:茨城、和歌山	細谷(編・監修)(2019)	-													
新規(候補)	84	定着初期/限定分布	防除検討外			カラドンコ	<i>Odontobutis potamophila</i>	I, IV																		利根川水系江川、飯沼川で定着していると思われる。	湖の沿岸部や河川の流れる緩やかなところに生息する。	-	-	利根川水系の一部で定着とされている。稚魚や成魚による放流が懸念されている。侵入経路は魚種の養殖に混入した可能性も指摘されている。																		④各県:茨城、和歌山	細谷(編・監修)(2019)	-														
新規(候補)	85	分布拡大期～まん延期	防除検討外			カムルチー	<i>Channa argus</i>	I, IV																		アメリカから長江付近までのアジア大陸東部。	北海道東部、本州、四国、九州に定着。	河川下流域、湖沼、用水路などに生息し、注水植物や水草が繁茂した場所を好む。	観賞魚として利用されているほか、アメリカザリガニの駆除に用いられることもある。	野外への放流は厳に慎むべき。アメリカザリガニの駆除に用いられる管理下で行う必要がある。	北海道、本州、四国、九州のほぼ全域に分布。鳥の雛を捕食していることが報告されている。本種が多数生息する場所でも在来魚が減少することはないともされている。卵や仔魚を保護する。																							③GISD、④各県:北海道、青森、茨城、宮崎、愛媛、京都、奈良、和歌山、鳥取、山口、徳島、香川、高知、福岡、熊本、鹿児島	自然環境研究センター(編著)(2008)	他の外来魚の防除の際に同時に駆除されることがある。	-							
新規(候補)	86	分布拡大期～まん延期	防除検討外			コウタイ	<i>Channa asiatica</i>	I, IV																		台湾、海南島、長江流域以南の中国。	大阪府、沖縄島、石垣島に定着しているが、現在はあまり見られない。	流水環境に多いが、池沼にも生息する。	観賞魚として利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	大阪府、石垣島。石垣島の個体群は絶滅した可能性もある。局部的に長期にわたって定着。卵や仔魚を保護する。																								④各県:千葉、愛媛	自然環境研究センター(編著)(2008)	他の外来魚の防除の際に同時に駆除されることがある。	-						
新規(候補)	87	分布拡大期～まん延期	防除検討外			タイワンドジョウ	<i>Channa maculata</i>	I, IV																		福建省以南の中国、ベトナム、台湾、海南島、フィリピン。	愛媛県を除く瀬戸内海周辺の各地と石垣島。	河川下流域、湖沼、用水路などに生息し、注水植物や水草が繁茂した場所を好む。	観賞魚として利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	和歌山、兵庫、石垣島に移入。局部的に長期にわたって定着。捕食や競合による生息環境が懸念されているが、生息数が増えている。影響はほとんどないとの見解もある。																											④各県:千葉、愛媛、奈良、和歌山、山口、高知	自然環境研究センター(編著)(2008)	他の外来魚の防除の際に同時に駆除されることがある。	-			
産業管理外来種																																																																
継続	88	分布拡大期～まん延期	産業管理外来種			ニジマス	<i>Oncorhynchus mykiss</i>	I																	アメリカの太平洋沿岸、カムチャッカ半島。	北海道、東京都、中国地方。	平地から高地の河川や湖沼に生息し、寒帯気候を好む。冷水性。	古くから大量に養殖・放流がされている水産上の重要魚種。多くの都道府県で漁業種として免許されている。また、管理釣り場での利用も多い。	北海道では広い範囲に定着しており、いつの間にか定着している水域が増えている。また、管理釣り場での利用も多い。	北海道では広い範囲に定着しているが、本州以前は釣獲や増水による繁殖失敗でほとんど定着できていないとの見解がある。本種とニジマスの雑種は発生段階で死亡するため、遺伝的攪乱の可能性は低い。ただし、正常な繁殖が阻害される可能性はある。産卵期が長くなるため、産卵後には産卵後の管理が重要である。																			②日本、IUCN、③GISD、④各県:北海道、千葉、和歌山、奈良、静岡県、愛媛、高知、山形、鳥取、徳島、高知、長崎、熊本、宮崎	自然環境研究センター(編著)(2019)	-													
継続	89	定着初期/限定分布	産業管理外来種			レイクトラウト	<i>Salvelinus namaycush</i>	I																	カナダ、アメリカ北部。	中禅寺湖、本栖湖。	水温20℃以下の湖沼に多い。マスの類の中でもっとも低温を好み、過水温は4-10℃。	栃木県中禅寺湖では、かつて放流されたレイクトラウトが定着し、現在も繁殖・放流が行われ、遊漁の対象として利用されており、地域の名物となっている。	特に関東の湖沼に多く定着しているが、近年本湖でも確認された。海外では捕食や競合により在来種の個体数を減少させる事例がある。長寿命。																														③GISD、④各県:長崎	自然環境研究センター(編著)(2019)	本栖湖ではレイクトラウトが侵入してヒメマスが捕食されているため、レイクトラウトの駆除手法を検討している。 https://www.pref.yamanashi.jp/documents/85138/r5_wada_2_laketroutrout.pdf	-		

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 掲載種の付加情報(根拠情報) <動物(魚類)>

継続 : 現行リストに掲載されている種類
 新規(候補) : 現行リストに掲載されておらず、事務局で選定候補と判断した種類

【国内由来の外来種】 現行リスト掲載種のうち、現行リストからカテゴリ区分が変更になるもの(「その他の定着予防外来種-定着防止外来種」といったカテゴリ名の変更によるものは除く)

2025.2.14

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名(別名、流通名)	学名	定着理由	評価項目										原産地・分布	問題となっている地域	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症
									定着可能性(生物/導入)	生態系被害(競合/交雑/捕食/摂食)	分布拡大(繁殖/気候)	特に問題となる被害(重要地域/人体)	逸出・拡散(利用/付着/混入)																	
総合対策外来種(定着)																														
防除推奨外来種(生態系等へ及ぼす影響が大きなもの)																														
継続	1	国内由来の外来種	防除推奨外来種			九州北西部及び東海・北陸地方以東のギキ	<i>Pseudobagrus nudiceps</i>	I									近畿地方以西の本州、四国、九州北西部。	秋田県、新潟県、福島県、山梨県、愛知県、岐阜県、三重県、熊本県。	河川中流域や湖沼に生息。	観賞魚として少量が流通している。	野外に放流しないよう注意が必要。	侵入年代は不明。絶滅危惧種で国の天然記念物である東海地方固有のギキの生息する河川で分布を広げ、また九州西部ではアリアゲギキの生息地へ影響が懸念されている。実際に九州各地でギキの導入後にアリアゲギキが減少または消失し、ギキに置き換わる事例が報告されている。	③各県:青森、茨城、千葉、長野、静岡、愛知、和歌山、高知、福岡、長崎、大分、宮崎。	細谷(編・監修)(2019)古橋ほか(2020)	ネコギキの生息する水域でギキの防除が行われている。	-				
新規(候補)	2	国内由来の外来種	防除推奨外来種	①③		ヒメダカ等のメダカ改良品種	<i>Oryzias sp.</i>	I									原産地は不明だが、起源はミナメダカに由来する。	全国各地。	平野部の河川、池沼、水田、農業水路などの流れが緩やかな場所。	観賞魚や肉食魚の餌などとして古くから大量に利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	在来のミナメダカやキタノメダカと容易に交雑して遺伝的かく乱を引き起こす。	④各県:青森、滋賀、奈良	北川(2017)	-					
新規(候補)	3	国内由来の外来種	防除推奨外来種	③		滋賀県のハリヨ生息地の太平洋系陸封型イトヨ	<i>Gasterosteus aculeatus subsp.</i>	I									北海道大沼、青森県、福島県金沢市、栃木県那須、福井県大野。	青森県内の非分布地域と滋賀県。	夏季水温が20℃以下の湧水や水溜りなどによる。青森県内では細流や池に生息。一生を淡水域で過ごす。	観賞魚として利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	青森県内の非分布地域と滋賀県へ移行し、滋賀県ではハリヨとの交雑により地域的な亜種伝子の消失が起きている。滋賀県では強影響外来種として選定されている。	④各県:青森、滋賀、⑤検討委員	細谷(編・監修)(2019)	滋賀県那須市では本種と交雑したハリヨを取り除く取り組みが行われた。	-				
防除検討外来種(生態系等へ及ぼす影響が小さなもの)																														
新規(候補)	4	国内由来の外来種	防除検討外来種			琵琶湖・淀川以外のゲンゴロウブナ(ヘラブナ、カワチブナ)	<i>Carassius cuvieri</i>	I									琵琶湖・淀川水系。	全国。	湖や池沼、ダム湖などに生息し、河川の下游の流に若魚が生息することもある。	釣りに全国のため池や釣り場などに放流されている。	原則として野外に放流しない。特に現在生息していない水域には放流しないよう注意が必要。	全国に釣りの目的で放流された。植物プランクトン相への影響や交雑により地域的な亜種伝子の消失が起きている。個体数の減少による生態系影響は少ないとの見解もある。	④各県:北海道、青森、茨城、千葉、愛知、滋賀、和歌山、鳥取、山口、徳島、高知、福岡、宮崎、沖縄	細谷(編・監修)(2019)	ため池でのかい網による外来種防除の際に他の外来種とあわせて取り除かれることがある。	-				
新規(候補)	5	国内由来の外来種	防除検討外来種			琉球列島の日本本土産ギンブナ	<i>Carassius sp.</i>	I									琉球列島は移入。熊本県那須塩原市の大沼では持ち込まれた個体が問題になっている。	河川の渓流域を除くほとんどの環境に生息する。	観賞魚として売られていることもある。	本種の生息しない場所への放流はしないよう注意が必要。	自然分布との区別が困難。琉球列島は移入。熊本県ではコサンショウウオやモリアオガエルへの食害が生じており、近年上陸個体が確認できていない。	③GISD、④各県:熊本、鹿児島	細谷(編・監修)(2019)	-						
新規(候補)	6	国内由来の外来種	防除検討外来種			キンギョ	<i>Carassius auratus auratus</i>	I, IV									不明。	全国各地	ため池や水路など。	観賞魚として古くから大量に利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	在来種との競合と駆逐の可能性、在来種との交雑による遺伝的かく乱の可能性が指摘されている。	北海道外来種データベース: http://blue-list.pref.hokkaido.lg.jp/dp/detail.php?c=05&cd=6	-						
新規(候補)	7	国内由来の外来種	防除検討外来種			四国太平洋側や東日本などのアブラボテ	<i>Tanakia limbata</i>	I									濃尾平野以西の本州、淡路、四国、九州の内陸部、香取、福江島。	愛媛県では在来種との交雑が起きている。これら地域では特に野外への放流は厳に慎むべき。	河川中下流域、平野部の細流や農業水路などがある所を好む。	観賞魚として利用されている。	四国太平洋側や東日本などの本種の生息しない地域ではアブラボテとの交雑が起きている。静岡県へ移入。愛媛県では本種が在来種と交雑し遺伝子汚染が起きている。	④各県:愛媛、高知、⑤地方環境事務所	細谷(編・監修)(2019)	-						
新規(候補)	8	国内由来の外来種	防除検討外来種			鹿児島県、宮崎県のヤリタナゴ	<i>Tanakia lanceolata</i>	I									鹿児島県から九州にかけて。	鹿児島県の川内川水系や池田湖では移入とされる。宮崎県では別地域の個体群が侵入している。	河川中下流域、平野部の細流や農業水路などがある所を好む。	観賞魚として利用されている。	鹿児島県などの本種の生息しない地域ではアブラボテとの交雑が起きている。関係地域ではアブラボテとの交雑が起きている。関係地域ではアブラボテとの交雑が起きている。	④各県:千葉、和歌山、鹿児島、⑤地方環境事務所	細谷(編・監修)(2019)	-						
新規(候補)	9	国内由来の外来種	防除検討外来種			中国地方のカゼトゲタナゴ	<i>Rhodeus atramentus atramentus</i>	I									福岡県遠賀川から熊本県球磨川水系までの九州北西部と香取。	岡山県。	平野部を流れる小さな河川の中下流域、水路に生息。	観賞魚として利用されている。	岡山県ではスライゲゼニタナゴとの交雑が起きている。多岐な影響を及ぼす可能性がある。岡山県ではスライゲゼニタナゴへの遺伝子汚染が生じている可能性が高い。	岡山県、山口県に定着。千葉県でも確認。千葉県の外来種リストでは生態系へ不可逆的な影響を及ぼす可能性が示唆されている。岡山県ではスライゲゼニタナゴへの遺伝子汚染が生じている可能性が高い。	④各県:千葉、山口、⑤地方環境事務所	細谷(編・監修)(2019)	スライゲゼニタナゴ生息地において、本種と交雑した個体の取り除きが行われている。	-				
新規(候補)	10	国内由来の外来種	防除検討外来種			中部地方以東のカネヒラ	<i>Acheilognathus rhombus</i>	IV									濃尾平野以西の本州、九州北部、四国、東部、朝鮮半島西部。	関東地方や東北地方。	平野部を流れる大きな河川の緩急流、それと続く水路、湖沼など。	観賞魚として比較的多く流通している。	野外への放流は厳に慎むべき。	在来種との競合や産卵母体をめぐる競争を引き起こす可能性が懸念されている。	⑤検討委員	中村・泉(2022)	-					
新規(候補)	11	国内由来の外来種	防除検討外来種			自然分布域外の日本産タナゴ亜科全種(四国太平洋側や東日本などのアブラボテ、鹿児島県、宮崎県のヤリタナゴ、中国地方のカゼトゲタナゴを除く)	<i>Acheilognathinae spp.</i>	I									国内では本州、四国、日本外では朝鮮半島と中国。	全国各地。	河川中下流域、平野部の細流や農業水路、ため池、池沼など。	日本産タナゴ亜科魚類はほぼ全種が観賞魚として利用されており、これが野外へ放流されると、その地域で在来種との交雑が起きている可能性がある。原種として野外への放流は厳に慎むべき。また、同種に対しても遺伝的かく乱の恐れがあるため、観賞魚の放流は厳に慎むべき。	ほぼ全種が国内外来種として本来の生息域外で確認されており、多くが絶滅危惧種であることもあり、交雑等による在来種に対する負の影響が大きいとされている。	⑥WG後の検討委員意見	細谷(編・監修)(2019)	-						
新規(候補)	12	国内由来の外来種	防除検討外来種			沖縄県や東北地方などのオйкаワ	<i>Opsarichthys platypus</i>	I, IV									関東以西の本州、四国の瀬戸内海側、九州の北部。国内では朝鮮半島西部をこむアジア大陸東北部。	関東地方、東北地方、北海道、九州。	平野部を流れる河川の中下流域とそれと続く水路、きれいな湖沼に生息する。	観賞魚として利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	東北地方、神奈川、四国太平洋側、徳島列島、五島列島、中通島、種子島、徳之島、沖縄島へ移入。ウグイスと競合し、負の影響を与える。自然環境下でカラムシ、ヌマムシ、オイシロワの種間交雑が確認されている。最近沖縄島で確認された。沖縄県北部に侵入しており、絶滅危惧種の卵の食害などの影響が懸念されるため、今後の分布拡大や生態系被害についての知見の集積が必要。	④各県:北海道、青森、和歌山、徳島、高知、福岡、宮崎、鹿児島、⑤検討委員	細谷(編・監修)(2019)	-					
継続	13	国内由来の外来種	防除検討外来種			琵琶湖・淀川以外のハス	<i>Opsarichthys unirostris unirostris</i>	I									琵琶湖・淀川水系、福井県三方湖。	関東、北陸地方、濃尾平野、中国地方、九州。	ダム湖など大きな池沼、湖沼、湖沼と統合した河川、大型河川	琵琶湖では少量が漁獲されているが、一般にはあまり出回らない。	野外に放流しないよう注意が必要。	魚食性のため、捕食による在来魚類への影響が懸念される。	③各県:茨城、千葉、長野、静岡、愛知、和歌山、鳥取、山口、徳島、高知、福岡、宮崎、鹿児島	細谷(編・監修)(2019)	-					
新規(候補)	14	国内由来の外来種	防除検討外来種			関東地方のオシロイ	<i>Rhynchocypris oxycephalus</i>	I									神奈川県西部および新潟県境川水系以西の本州、四国、九州、対馬、五島列島。	関東地方。	河川上中流部に生息。	観賞魚として利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	神奈川県(大岡川)等へ移入。多摩川では交雑によりアブラハヤと置き換わっている。	⑥現行リスト作成時の検討委員	細谷(編・監修)(2019)	-					

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名(別名、流通名)	学名	定着理由	評価項目														原産地・分布	問題となっている地域	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症							
									定着可能性		生態系被害			分布拡大		重要地域	特に問題となる被害	逸出・拡散																							
									生物	導入	競合	交雑	捕食摂食	生態系改変	繁殖				気候	利用	付着混入																				
継続	15	国内由来の外来種	防除検討外来種			東北地方などのモツゴ	<i>Pseudorasbora parva</i>	I, II																関東地方以西の本州、四国、九州。	北海道、東北地方、関東地方、長野県、静岡県。	湖、池沼、それに続く細流、河川下流域、泥堆の堆み。	觀賞魚の飼育などとして比較的普通に流通している。	野外に放流しないよう注意が必要。	シナイモツゴ生息地に侵入後、シナイモツゴを駆逐して優占種となっている。雑種は不稔であり、遺伝子雑種はないもの、繁殖に関する観点により正常な繁殖が阻害されることで影響を及ぼしている。	③各県:北海道、青森、福島、長野、沖縄	細谷(編・監修)(2019)	-	-								
新規(候補)	16	国内由来の外来種	防除検討外来種			関東地方と東北地方及び九州のタモロコ	<i>Gnathopogon elongatus</i>	I																東海地方以西の本州、四国、九州。	東北地方や九州。	河川中・下流域や湖沼、農業水路、ため池などの流れの緩やかな水域に生息。水田地帯の農業水路に多い。	觀賞用に利用されているほか、川魚田などで食用に養殖されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	東北地方、九州。競合による影響が懸念されている。	④各県:北海道、青森、茨城、千葉	細谷(編・監修)(2019)	-	-								
新規(候補)	17	国内由来の外来種	防除検討外来種			琵琶湖以外のホンモロコ	<i>Gnathopogon caerulescens</i>	I																琵琶湖。	湖沼。	琵琶湖以外の地域。タモロコの生息地で交雑する可能性がある。	觀賞用に利用されているほか、体積田などで食用に養殖されていることがある。	野外への放流は厳に慎むべき。	奥多摩湖、山中湖、河口湖、鶴湖、湯原湖に移入。スワモロコの絶滅はホンモロコの種類による交雑もしくは競合が原因とされている。	④各県:茨城、千葉、愛知、奈良、和歌山、山口、愛媛、宮崎	細谷(編・監修)(2019)	-	-								
新規(候補)	18	国内由来の外来種	防除検討外来種			関東地方以北九州などのゼゼラ	<i>Bilvia zezera</i>	I, IV																濃尾平野、琵琶湖、淀川水系、九州(琵琶湖由来)。特に九州では分布が拡大している。	湖沼や河川中・下流域の流れの緩やかな砂泥堆から砂を主な生息場所とする。	觀賞用に利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	関東地方、新潟県、濃尾平野(琵琶湖由来)、九州(琵琶湖由来)で移入。畿ヶ浦では1960年代に初認。九州北西部では在来の同種集団と交雑。その他の影響は不明。九州では分布を拡大している。さらなる分布の拡大を防止し、生態系影響について知見の集積が必要。	④各県:青森、茨城、千葉、和歌山、山口、⑤検討委員	細谷(編・監修)(2019)	-	-									
新規(候補)	19	国内由来の外来種	防除検討外来種			琵琶湖以外のスゴモロコ	<i>Squalidus chankaensis biwae</i>	I, IV																濃尾平野、琵琶湖、淀川水系、山陽地方、九州北部のクウライモロコ分布域では遺伝的攪乱が懸念される。	琵琶湖では水深10m前後の砂底や砂泥堆に群れで生息する。	觀賞用に利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	関東地方や紀伊半島、四国に移入されている。広島県での確認記録もあり、クウライモロコへの遺伝的攪乱が懸念される。	④検討委員	細谷(編・監修)(2019)	-	-									
新規(候補)	20	国内由来の外来種	防除検討外来種			東日本、九州などのクウライモロコ	<i>Squalidus chankaensis tsuchigae</i>	IV																濃尾平野、和歌山、山陽地方、九州北部のクウライモロコ分布域では遺伝的攪乱が懸念される。	九州。	河川の中・下流域とそれに続く水路に生息。	觀賞魚として利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	生態系影響は不明。九州では分布を拡大しており、さらなる分布の拡大や九州での生態系影響について知見の集積が必要。	④各県:千葉、鳥取、高知	細谷(編・監修)(2019)	-	-								
新規(候補)	21	国内由来の外来種	防除検討外来種			琉球列島のドジョウ	<i>Misgurnus anguillicaudatus</i>	I, IV																日本全国、国外ではアムール川水系からインドシナ半島。	沖縄島。	水田や農業水路、湿地帯などの流れのない泥底。	觀賞魚や食用として大量に流通している。	野外への放流は厳に慎むべき。	沖縄県北部のヒョウモンドジョウ生息地に近接する地域に本州や中国由来のドジョウが確認されており、ヒョウモンドジョウに対する遺伝的攪乱が懸念されている。	③GISD、④各県:北海道、奈良、鹿児島	細谷(編・監修)(2019)	-	-								
新規(候補)	22	国内由来の外来種	防除検討外来種			石狩低地より西のフドジョウ	<i>Nemacheilus barbatus toni</i>	I, IV																北海道石狩地方より西部、福島県、神奈川県、宮崎県。	河川上流部から下流域の礫地に生息。	觀賞魚として利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	北海道石狩地方より西部、福島県、神奈川県、宮崎県に移入。水生昆虫への捕食や同所的に生息する底性魚類への競合が懸念されている。本州で分布拡大が顕著であり、今後の分布拡大と生態系被害についての知見の集積が必要。	④各県:福島、茨城	細谷(編・監修)(2019)	-	-									
新規(候補)	23	国内由来の外来種	防除検討外来種			青森県及び秋田県から兵庫県までの日本海側のミナミメダカ	<i>Oryzias latipes</i>	I																京都府以西の日本海側と岩手県以西の本州、四国、九州、琉球列島、琉球列島、琉球列島、琉球列島。	国内各地で遺伝的攪乱が生じている。	平野部の河川、池沼、水田、農業水路などの流れが緩やかな場所。	觀賞魚や肉食魚の餌などとして大量に利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	北海道、関東地方、奈良県を含む生息地(詳細な生息地は不明)に生息している。伝子汚染が問題となっている。	④各県:北海道、千葉、滋賀、和歌山、徳島、⑤地方自治体	細谷(編・監修)(2019)	-	-								
継続	24	国内由来の外来種	防除検討外来種			近畿地方以東のオヤニラミ	<i>Coreoperca kawamabari</i>	IV																保津川、由良川以西の本州、四国、九州、琉球列島、琉球列島。	東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県。	水の澄んだ河川の緩流部、水路に生息。	觀賞魚として稀に流通している。	野外に放流しないよう注意が必要。	侵入年代は不明。滋賀県と愛知県では条例で放流を規制しており、岐阜県美濃加茂市では自治体が研究者と協力して駆除を行っている。東海地方や東京都の移入地は絶滅危惧種の生息地にもなっており、影響が懸念されている。近畿地方でも由良川水系、桂川水系以西には自然分布している。生態系影響についての知見の集積が必要。	③各県:愛知、滋賀、奈良、和歌山、徳島、宮崎	細谷(編・監修)(2019)	-	-					岐阜県において電気ショックとタモ網を用いた防除が実施されたことがある。			

【国内に自然分布域を持つ国外由来の外来種】

総合対策外来種(定着)																																							
防除検討外来種(生態系等へ及ぼす影響が小さなもの)																																							
新規(候補)	1	定着初期/限定分布	防除検討外来種			外国産ギンブナ	<i>Carassius sp.</i>	I																朝鮮半島と中国大陸。	琉球列島。	河川の支流域を除くほとんどの環境に生息する。	現地では食用として利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	国内に同種が存在する。在来種についても自然分布域は不明。琉球列島に中国や台湾産の個体が移入され、琉球列島固有のフナへの遺伝的攪乱や個体群の減少が確認されている。	⑤検討委員	高田ほか(2010) 立原私信	-	-						
新規(候補)	2	定着初期/限定分布	防除検討外来種			外国産ツツキ	<i>Abbottina rivularis</i>	IV																国内では濃尾平野、近畿地方、山陽地方、九州北部、国外では朝鮮半島から中国東部。	九州。	平野部の池沼や農業水路の泥底を好む。	国内産の個体と思われるものは觀賞用として利用されている。中国産の個体はフナの導入に伴って起こったと推測されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	九州に中国由来のツツキが移入しており、在来個体との交雑による遺伝的攪乱が懸念されている。	⑤検討委員	鬼倉私信	-	-						
新規(候補)	3	分布拡大期~まもなく	防除検討外来種			外国産ドジョウ	<i>Misgurnus anguillicaudatus</i>	I																全国各産、関東地方や大阪平野などでは多くが外国産ドジョウが在来種との雑に置き換わっている。	アムール川水系からインドシナ半島。	水田や水路、湿地等の流れの緩い泥底に主に生息。	食用や觀賞魚の餌などとして利用されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	全国各地に定着している。特に関東北部や大阪平野などでは多くが外国産ドジョウが在来種との交雑集団に置き換わっている。	④各県:愛媛、⑤地方自治体	中島(2020)	-	-				鹿児島県、奄美群島にお住まいの方向けドジョウ、カラドジョウ防除マニュアル https://www.pref.kagoshima.jp/ed04/kuurashi-kankyo/gairai/documents/72338_2023101702823-1.pdf		

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 掲載種の付加情報(根拠情報) <動物(昆虫)>

継続: 現行リストに掲載されている種類

新規(候補): 現行リストに掲載されておらず、事務局で掲載候補と判断した種類

【国外由来の外来種】

現行リスト掲載種のうち、現行リストからカテゴリ区分が変更になるもの(「その他の定着予防外来種→定着防止外来種」といったカテゴリ名の変更によるものは除く)

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物(要緊急対策特定外来生物)	和名(別名、流通名)	学名	選定理由	評価項目															原産地・分布	日本での分布	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症
									定着可能性		生態系被害					分布拡大			特に問題となる被害		逸出・拡散														
									生物	導入	競合	交雑	捕食摂食	生体系改変	繁殖	気候	重要地域	人体	経済産業	利用	付着混入														
<p>侵入・定着防止外来種(未定着)</p> <p>侵入予防外来種(まだ侵入していない種)</p>																																			
新規(候補)	1	未定着	侵入予防外来種		特定外来生物(要緊急対策特定外来生物)	ヒアリ属4種群及びその交雑種(ヒアリ、アカミミアリ、ホクベヒアリを除く)	<i>Solenopsis</i> spp.	I, III	○	○	◎	-	◎	-	-	○	-	◎	◎	-	○	北米～南米原産。	-	亜熱帯～暖温帯の草地など比較的に開けた環境。	利用に関する情報は得られなかった。	-	①特定外来(要緊急対策)	東他(2008)、寺山(2018)、根本(編)(2020)、環境省HP(ヒアリ)	要緊急対策特定外来生物ヒアリに関する情報(ヒアリの防除に関する基本的考え方)【URL取得日:2025年1月29日】	要緊急対策特定外来生物ヒアリに関する情報(ヒアリの防除に関する基本的考え方)【URL取得日:2025年1月29日】	植物防疫法(アリ科として、植物防疫法施行規則別表一の一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物)	-			
継続	2	未定着	侵入予防外来種		特定外来生物(要緊急対策特定外来生物)	アフリカミツバチとアフリカ化ミツバチ	<i>Apis mellifera scutellata</i>	III	○	○	○	-	-	-	-	○	-	◎	-	○	-	アフリカ東部～南部原産。オーストラリア、北米南部～中南部、西インド諸島等へ侵入。	-	森林、農耕地、住宅地等	南米等においては養蜂で用いられている。	日本への導入は事実上不可能である。安易な導入を計画すべきではない。	③GISD、④各県・長崎県、沖縄県、⑤その他	自然環境研究センター(編)(2019)	-	-	家畜伝染病予防法(蜜蜂として、指定検疫物)	痘疹病(蜜蜂として、監視伝染病(家畜伝染病))			
<p>定着防止外来種(侵入はしているが定着していない種)</p>																																			
継続	3	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	クモテナゴコガネ属	<i>Euchirus</i> spp.	I	○	-	◎	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	東南アジア。	-	森林	標本は売買されているものの、生体の販売は確認されない。	過去にベトナムとシムラビで生体が流通していた時があった。	昆虫愛好家からの人気は非常に高く、標本の取引が頻繁に行われている。野外への導入・定着の記録は今のところ確認されていないものの、沖縄本島北部のヤンバルテナゴコガネ生息地や、南西諸島のマルバクワガタ類等の生息地に侵入した場合には、生息場所を巡って競合が生じるおそれがある。	①特定外来、④各県・長崎県、沖縄県	自然環境研究センター(編)(2019)、Catalogue of Life(COL)	-	-	植物防疫法(コガネムシ科として、植物防疫法施行規則別表一の一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物) 植物防疫法による生きた昆虫・微生物などの輸入規制について http://www.pps.go.jp/rg/tarich/(輸入規制) 無・備考:属で非有害と判定、外来生物法での規制あり	-	
継続	4	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	ヒメテナゴコガネ属	<i>Propomaerus</i> spp.	I	○	-	◎	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	大陵中国、南欧、西アジア	-	森林	標本は売買されているものの、生体の販売は確認されない。	過去にベトナムとシムラビで生体が流通していた時があった。	昆虫愛好家からの人気は非常に高く、標本の取引が頻繁に行われている。野外への導入・定着の記録は今のところ確認されていないものの、沖縄本島北部のヤンバルテナゴコガネ生息地や、九州以北の地域においても樹洞を利用する他の昆虫に影響を与えるおそれがある。	①特定外来、④各県・長崎県、沖縄県	自然環境研究センター(編)(2019)	-	-	植物防疫法(コガネムシ科として、植物防疫法施行規則別表一の一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物) 植物防疫法による生きた昆虫・微生物などの輸入規制について http://www.pps.go.jp/rg/tarich/(輸入規制) 無・備考:属で非有害と判定、外来生物法での規制あり	-	
継続	5	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	外国産テナゴコガネ属	<i>Cheirotonus</i> spp.	I	○	-	◎	◎	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	東南アジア。	-	森林	標本は売買されているものの、生体の販売は確認されない。	過去にベトナムとシムラビで生体が流通していた時があった。	昆虫愛好家からの人気は非常に高く、標本の取引が頻繁に行われている。野外への導入・定着の記録は今のところ確認されていないものの、沖縄本島北部のヤンバルテナゴコガネ生息地に侵入した場合には、生息場所を巡って競合が生じるおそれがある。ことに加え、近縁種であることから交雑による遺伝的攪乱が生じるおそれがある。	①特定外来	荒谷(2003)、自然環境研究センター(編)(2019)	-	-	植物防疫法(コガネムシ科として、植物防疫法施行規則別表一の一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物) 植物防疫法による生きた昆虫・微生物などの輸入規制について http://www.pps.go.jp/rg/tarich/(輸入規制) 無・備考:属で非有害と判定、外来生物法での規制あり	-	
継続	6	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	外国産クワガタムシ(特定外来生物を除く)	Lucanidae Gen spp.	I	○	◎	○	◎	-	-	-	○	○	-	-	-	◎	-	全動物地理区。	-	森林や農耕地、里山、都市部等多様な環境に生息	ペットとして多様な種が輸入されている。標本でも多様な種が販売されている。	飼育個体の脱走や野外放出による遺伝的攪乱が生じる恐れがある。逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	⑥その他	荒谷(2003)、岩田・小島(2004)、岩田(2024)、自然環境研究センター(編)(2019)	-	-	植物防疫法(クワガタムシ科として、植物防疫法施行規則別表一の一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物) 植物防疫法による生きた昆虫・微生物などの輸入規制について http://www.pps.go.jp/rg/tarich/(検索結果819件が輸入規制) 規制無、うち9件が備考:外来生物法での規制あり	-		
継続	7	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	特定外来生物のマルバクワガタ属10種	<i>Neolucanus</i> spp.	I	○	-	○	◎	-	-	-	○	○	-	-	-	◎	-	東アジア、東南アジア。	-	森林	標本は売買されているものの、生体の販売は確認されない。	過去にベトナムとシムラビで生体が流通していた時があった。	昆虫愛好家からの人気は高く、標本の取引が行われている。野外への導入・定着の記録は今のところ確認されていない。国内の南西諸島に侵入した場合、在来マルバクワガタと交雑することによって遺伝的攪乱を生じさせることが危惧されている。	①特定外来	井岡・田中(2018)、自然環境研究センター(編)(2019)	-	-	植物防疫法(クワガタムシ科として、植物防疫法施行規則別表一の一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物) 植物防疫法による生きた昆虫・微生物などの輸入規制について http://www.pps.go.jp/rg/tarich/(検索結果33件が輸入規制) 規制無、うち9件が備考:外来生物法での規制あり	-	

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名 (別名、流通名)	学名	選定理由	評価項目														原産地・分布	日本での分布	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症		
									定着可能性		生態系被害		分布拡大		特に問題となる被害		進出・拡散																			
									生物	導入	統合	交雑	捕食	共生	繁殖	気候	重要地域	人体	経済	産業	利用	付着													混入	
継続	8	未定着	定着防止外来種			外国産カブトムシ(サイカブトを除く)	Dynastinae Gen spp.	I	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	○	-	全動物地理区。	-	森林や農耕地、里山、都市部等多様な環境に生息	ペットとして多様な種が輸入されている。標本でも多様な種が販売されている。	飼育個体の脱走や野外放出による遺伝的攪乱が生じる恐れがある。選出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	代表的なベト昆虫として広く一般に普及している。野外的に定着はまだ確認されていないが、飼育個体の脱走による野外的な定着が定期的報告されるため、注意が必要である。野外に逸出した場合、在来カブトムシとの交雑や競合による生態影響が懸念されている。	茨城県、長野県、道志市、京都府、長崎県、宮崎県、沖縄県、⑥その他	荒谷(2003)、自然環境研究センター(編著)(2019)、岩田(2022)	-	-	-	-	外為法(サタンオオカブト Dynastes satanas がフシントン条約付属書IIに掲載) 植物防疫法(一部が、法第五條の二(検疫有害動植物)第一項の農林水産省令で定める有害動植物又は有害植物) 植物防疫法(カネムシシ科として、植物防疫法施行規則第一の第一の二の二の項の農林水産大臣が指定する有害動植物) 植物防疫法による生きた昆虫・微生物などの輸入規制について http://www.pps.go.jp/rpt/arch/ (検索結果177件)のうち、29件が輸入規制(検疫有害)
継続	9	未定着	定着防止外来種		特定外来生物(要緊急対応特定外来生物)	ヒアリ(アカヒアリ)	<i>Solenopsis invicta</i>	I, III	○	○	○	-	○	-	○	-	○	○	○	○	-	○	○	南米原産。オーストラリア、北米、台湾、中国南部等に侵入。	-	亜熱帯～暖温帯の草地など比較的開けた環境	利用に関する情報は得られなかった。	-	2017年以降、港湾部で多数確認。防除が実施されている。女王アリの侵入事例もあるが、現時点では定着は確認されていない。他のアリ種を駆逐するだけでなく、集団で攻撃して多くの節足動物、地上生の微生物、爬虫類、小型哺乳類が減少することが知られている。北アメリカでは本種の刺傷によるアナフィラキシーショックでの死亡例が確認されている。	①特定外来(要緊急対応)、②W100: IUCN、③GISD、④各県: 茨城県、栃木県、千葉県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、香川県、高知県、長崎県、熊本県、沖縄県	自然環境研究センター(編著)(2019)	要緊急対応特定外来生物 ヒアリに関する情報(ヒアリの防除に関する基本的考え方)【URL取得日: 2025年1月29日】	要緊急対応特定外来生物ヒアリに関する情報(ヒアリの防除に関する基本的考え方)【URL取得日: 2025年1月29日】	植物防疫法(アリ科として、植物防疫法施行規則第一の第一の二の二の項の農林水産大臣が指定する有害動植物)		
新規(候補)	10	未定着	定着防止外来種		特定外来生物(要緊急対応特定外来生物)	ホクベヒアリ	<i>Solenopsis xyloni</i>	I, III	○	○	○	-	○	-	○	-	○	○	○	○	-	○	○	北米原産。	-	亜熱帯～暖温帯の草地など比較的開けた環境と思われる。	利用に関する情報は得られなかった。	-	岩手県に運ばれた貨物から確認された事例がある。アメリカでは、本種がほかの在来アリの巣が攻撃された例が報告されている。本種が含まれる <i>S. saevissima</i> 種群のアリは極めて攻撃的で、節足動物の他、爬虫類、小型哺乳類をも集団で攻撃し捕食することが知られており、家畜への被害も起きている。	①特定外来(要緊急対応)	寺山(2022)	要緊急対応特定外来生物 ヒアリに関する情報(ヒアリの防除に関する基本的考え方)【URL取得日: 2025年1月29日】	要緊急対応特定外来生物ヒアリに関する情報(ヒアリの防除に関する基本的考え方)【URL取得日: 2025年1月29日】	植物防疫法(アリ科として、植物防疫法施行規則第一の第一の二の二の項の農林水産大臣が指定する有害動植物)		
継続	11	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	コカミアリ	<i>Wasmannia auropunctata</i>	I, III	○	○	○	-	○	-	○	-	○	○	○	○	-	○	○	中南米原産。中米～フロリダ以南、アフリカ、ガラパゴス、ニューカドニア等太平洋諸島、台湾、中国に侵入。	-	森林、瘠地、農耕地等。	利用に関する情報は得られなかった。	-	港湾のコンテナヤードでの確認事例の他、宮道の植物検疫での確認事例がある。海外では、野生動物へ被害を与えたとともに、ヒトや家畜への刺傷被害のほかに、ネコやイヌを失明させた例もある。	①特定外来、②W100: IUCN、③GISD、④各県: 栃木県、徳島県、長崎県、沖縄県	自然環境研究センター(編著)(2019)、寺山(2024)	https://www.env.go.jp/press/press_01905.html 【URL取得日: 2025年1月29日】	-	植物防疫法(アリ科として、植物防疫法施行規則第一の第一の二の二の項の農林水産大臣が指定する有害動植物) 植物防疫法による生きた昆虫・微生物などの輸入規制について http://www.pps.go.jp/rpt/arch/ (輸入規制規程無、備考: 外来生物法での規制あり)		
総合対策外来種(定着)																																				
防除推進外来種(生態系等へ及ぼす影響が大きなもの)																																				
継続	12	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	①	特定外来生物	アカボシゴマダラ大蠶亜種(名義タイプ亜種)	<i>Heistia assimilis assimilis</i>	I																中国、朝鮮半島、ベトナム原産。	都市、里山等	生体の利用に関する情報は得られなかったが、ウェブ上のフリーマーケットサイト等にて標本が取引されている。かつて愛好家により飼養されていた実績がある。	-	在来のアカボシゴマダラ電美亜種との交雑が可能であるため、人為的に導入しないよう注意が必要である。	①特定外来、④各県: 北海道、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、長野県、静岡県、愛知県、兵庫県、徳島県、長崎県、沖縄県	環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室(編)(2015)、自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	植物防疫法(タテハチヨウ科として、植物防疫法施行規則第一の第一の二の二の項の農林水産大臣が指定する有害動植物) 植物防疫法による生きた昆虫・微生物などの輸入規制について http://www.pps.go.jp/rpt/arch/ (アカボシゴマダラ <i>Heistia assimilis</i> として輸入規制規程無、備考: 外来生物法での規制あり)			
継続	13	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	④	特定外来生物	クビアカツヤカミキリ	<i>Aromia bungii</i>	I																中国、朝鮮半島、ベトナム北部。	公園や市街地の街路樹	一部の標本販売サイトや標本商により、本種の標本が売買されているが、生体の販売は確認されない。	-	2012年に国内で確認されて以来、全国各地に次々と分布を拡大している。ウメ、サクラ、モモ、スモモ、での被害が確認されており、分布の拡大が速く、景観被害や農作物被害だけでなく、被害樹の落枝や倒木による人的被害が発生する恐れがある。また野生下に進出した場合、ヤマザクラ等の在来サクラ属植物にも影響が生じおそれがある。	①特定外来、④各県: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県	大府府・大阪府クビアカツヤカミキリ防除推進計画 https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/20300/kubiakakikaku4pdf.1.pdf 大阪府・河内長野市クビアカツヤカミキリ防除実施計画書 https://www.city.kawachinagano.lg.jp/uploaded/attachment/21947.pdf 岩田(2018)、自然環境研究センター(編著)(2019)、国立環境研究所侵入生物データベース	環境省: クビアカツヤカミキリ被害対策の手引書 https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/kubiaka_tebiki_nosuiken.pdf 植物防疫法(法第二十二條[定義]第一項の農林水産大臣の指定する有害動植物) 植物防疫法(カミキリムシ科として、植物防疫法施行規則第一の第一の二の二の項の農林水産大臣が指定する有害動植物) ※その他、複数の県や市区町村のWebサイトにて種の同定方法や防除方法が掲載されている。					
新規(候補)	14	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	④	特定外来生物	ツヤハダゴマダラカミキリ	<i>Anoplophora glabripennis</i>	I, III																中国、朝鮮半島北部。	公園や市街地の街路樹、果樹園(カンキツ類)等	一部の標本販売サイトや標本商により、本種の標本が売買されているが、生体の販売は確認されない。	-	カエデ属、トチノキ属、カバノキ属、ハコヤナギ属、ヤナギ属、ハンノキ属等の多様な在来植物を侵害することが知られているほか、リゾゴウサン、柑橘類などの産果利用される植物に対しても被害をもたらす可能性が示されている。また、在来ゴマダラカミキリと交雑行動をなすことが報告されていることから、分布域の拡大による遺伝的攪乱を引起しおそれがある。	①特定外来、②W100: IUCN、③GISD、④各県: 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、兵庫県、和歌山県、徳島県、香川県、高知県、長崎県、沖縄県	横濱(2002)、森林総合研究所(2022)、国立環境研究所: 侵入生物データベース	林野庁: 令和4年度ツヤハダゴマダラカミキリによる被害や防除方法等に関する調査事業 https://www.rinya.maff.go.jp/j/supply/itaku/attach/pdf/20220601_1-2.pdf ※その他、複数の県や市区町村のWebサイトに実施している事業が掲載されている。 https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/attach/pdf/snotta_R5-1.pdf	植物防疫法(法第五條の二(検疫有害動植物)第一項の農林水産省令で定める有害動植物又は有害植物) 植物防疫法(カミキリムシ科として、植物防疫法施行規則第一の第一の二の二の項の農林水産大臣が指定する有害動植物) 植物防疫法による生きた昆虫・微生物などの輸入規制について http://www.pps.go.jp/rpt/arch/ (輸入規制規程あり)				
新規(候補)	15	定着初期/限定分布	防除推進外来種	④	特定外来生物	サビイロクワカミキリ	<i>Apriona swainsoni swainsoni</i>	I, III																インド、ミャンマー、カンボジア、タイ、ベトナム、ラオス、中国、朝鮮半島等。	市街地の街路樹	一部の標本販売サイトや標本商により、本種の標本が売買されているが、生体の販売は確認されない。	-	街路樹や市街地等に植栽されているイヌエンジュ、エンジュへ加害し、枯損する事例が確認されている。街路樹等の植栽が加害されることで、道路への悪影響等の被害を引起す。市街地など公共の場においては被害木の枯損や落枝等による二次的な人的被害が発生する危険性がある。その他、森林域に侵入定着した場合、樹生や森林生態系への悪影響が懸念される。	①特定外来(各県)、②W100: IUCN、③GISD、④各県: 福島県、⑤農林水産省、環境省地方環境事務所、地方公共団体	武藤ほか(2022)、国立環境研究所侵入生物データベース https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/54/88110.html	福島県、郡山市東山園園における「サビイロクワカミキリ」の防除について https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/54/88110.html	植物防疫法(カミキリムシ科として、植物防疫法施行規則第一の第一の二の二の項の農林水産大臣が指定する有害動植物)				

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名 (別名、流通名)	学名	選定理由	評価項目															原産地・分布	日本での分布	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症		
									定着可能性		生態系被害			分布拡大		特に問題となる被害		進出・拡散																			
									生物	導入	統合	交雑	捕食摂食	生態系改変	繁殖	気候	重要地域	人体	経済産業	利用	付着混入																
継続	16	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	①④	特定外来生物	アルゼンチンアリ	<i>Linepithema humile</i>	I, III																					各地で防除活動が行われており、一部地域での根絶事例のほか、都道府県単位では静岡県が根絶を達成した。国内では競争により在来アリの生息数を減少させている。海外でも強い競争力により、他の節足動物などを駆逐する事例が多数報告されている。本種が好む甘菜を生産するプログラムを確保し、それらの個体数を増加させるとも言われている。家畜に入り込み、食品にたかると、不快害虫として嫌悪されている。	①特定外来、②W100: IUCN、日本、③GISD、④神奈川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、鹿児島県、沖縄県	静岡市の根絶事例 https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/db/detail/60090/shizuoka_houdou.pdf [URL取得日: 2025年1月29日]	https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/manual_argentine.pdf [URL取得日: 2025年1月29日]					
新規(候補)	17	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①④	特定外来生物	ハヤトゲフシアリ(ブラウジングアント)	<i>Lepiota frauenfeldi</i>	I																					国内の港周辺において確認事例が複数ある。沖縄県内においては、初見込みに成功し、根絶を目指している。アルゼンチンアリと同程度の侵略性があると指摘されている。アブラムシなどを保護し、それらの個体数を増加させ、農作物や自然植生等への影響を助長させる。	①特定外来、②各県、愛知県、大阪府、沖縄県、滋賀県、京都府、兵庫県、山口県、徳島県、香川県、高知県、長崎県、沖縄県	熊本(編)(2020)、香山(2017)	https://www.dc.ogb.go.jp/nankoku/topix/rkisyu/240517hayatoge/pdf/siryou.pdf [URL取得日: 2025年1月29日]					
継続	18	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①②④	特定外来生物(要緊急対応特定外来生物)	アカカミアリ(ネツタイヒアリ)	<i>Solenopsis geminata</i>	I, III																						沖縄伊江島の個体群は絶滅した可能性が高い。ヒアリと同一ように2019年以降、港周辺で多数の侵入事例を確認。防除が実施されている。硫黄島では、他のアリ種を駆逐し、優位占拠となっている。死亡例は今のところ確認されていないが、重症のアナフィラキシーショックに陥った例が報告されている。	①特定外来(要緊急対応)、②GISD、③茨城県、栃木県、千葉県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、山口県、徳島県、香川県、高知県、長崎県、沖縄県	自然環境研究センター(編)(2020) 熊本(編)(2020)	https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/02_general/index.html [URL取得日: 2025年1月29日]	要緊急対応特定外来生物ヒアリに関する情報(ヒアリの防除に関する基本的考え方) [URL取得日: 2025年1月29日]			
新規(候補)	19	定着初期/限定分布	防除推進外来種	②③		ツヤオズアリ	<i>Phoidole magaeophala</i>	I, II																						侵入した地域ごとに影響が異なることから、防除にあたっては、侵入した環境ごとに対応を検討する必要がある。	②W100: IUCN、③GISD、④宮城県、鹿児島県、沖縄県	熊本(編)(2020)	https://ogasawara-info.jp/publications/kankyo/gairai/documents/7238_2022061093940-1.pdf				
新規(候補)	20	定着初期/限定分布	防除推進外来種	②?		アシナガキアリ	<i>Anoplolepis gracilipes</i>	I																						現時点では原産地の情報は諸説あり、正確な原産地は判明していない。南西諸島では島ごとに影響も異なり、沖縄本島での影響は特に小さい。	②W100: IUCN、③GISD、④鹿児島県	熊本(編)(2020)		鹿児島新港と谷山港に侵入し、防除が行われた事例がある。			
継続	21	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①④	特定外来生物	ツマアカスズメバチ	<i>Vespa velutina</i>	I, III																						日本に侵入・定着しているツマアカスズメバチは亜種 <i>V. v. nigrithorax</i> 。2015年に北九州市、2016年に日南市、2017年に香川県、2018年に大分市、2020年に防府市、2022年に福岡市、久山町で確認されたことがあるが、対馬以外での定着は確認されていない。海外では在来スズメバチよりも優先する事例が確認されている。また、捕食者として、在来昆虫等への影響が懸念されている。キイロスズメバチが繁殖干渉を受けていることが示唆されている。海外の事例では刺傷被害や死亡事例がある。	①特定外来、④各県、滋賀県、大阪府、徳島県、香川県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県	自然環境研究センター(編)(2019)、九州地方環境事務所(2023)ツマアカスズメバチ防除計画	https://kyushu.env.go.jp/wildlife/mat/m_2_00001.html	環境省九州地方環境事務所(これまでの確認状況と対策) [URL取得日: 2025年1月29日]	ツマアカスズメバチ防除計画(令和9年改定) [URL取得日: 2025年1月29日]		
防除検討外来種(被害の大きさが防除推進外来種には及ばないもの)																																					
継続	22	分布拡大期～まん延期	防除検討外来種			ホソオトコヨウ(ホソオオゲハ)	<i>Sericinus montela</i>	IV																						元々飛翔力が乏しい種だが、1978年に東京都で最初に確認されて以来、その後人為的に分布を拡大し、各地で記録されている。食料が同じのジャコウアゲハとの競合が懸念される。	④各県: 茨城県、神奈川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、山口県、徳島県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県	自然環境研究センター(編)(2019)、日本チョウ類保全体協会(2019)					
新規(候補)	23	定着初期/限定分布	防除検討外来種			ソテツシロカイガラムシ(CAS)	<i>Aulacospis yasumatsui</i>	IV																					本種の非意図的な運搬をしないよう、生息確認地域からのソテツの運搬はできる限り控えろ。十分な注意が必要。	④沖縄県、⑤農林水産省、環境省九州地方環境事務所、地方公共団体	辻本(2024)	https://www.pref.okinawa.jp/res/projects/default_project/_page_001/005/044/kaigaramushi.pdf [URL取得日: 2025年1月29日]					

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名(別名、流通名)	学名	選定理由	評価項目												原産地・分布	日本での分布	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症		
									定着可能性		生態系被害			分布拡大		重要地域	特に問題となる被害	逸出・拡散																
									生物	導入	競合	交雑	捕食摂食	生態系改変	繁殖			気候	人体	経済産業													利用	付着混入
新規(候補)	24	分布拡大期～未定	防除検討対象外			ムネアカハラビロカマキリ	<i>Hierodula sp.</i>	IV														中国大陸原産とされている。	埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、広島県、佐賀県、大分県、宮崎県	中国大陸原産とされている。	比較的に草原や林縁	生体で通サイトで販売されたことがある。	-		中国から輸入された竹ぼうきに卵のうが着いた事例がある。在来種ハラビロカマキリとの競合が懸念される。埼玉県から確認された個体は <i>H. chinensis</i> とされる。本属には類似した特徴を持つ種が存在し、胸部の色と前脚の棘という限られた特徴に基づいて本種と判断することは困難であることが指摘されており、ムネアカハラビロカマキリと呼ばれている種が同一種かは不明とされている。そのため、本リストではspとして取り扱った。	④各県、福島県、茨城県、千葉県、愛知県、京都府、⑤環境省関係地方環境事務所	菊部(2019)、Yamasaki et al.(2022)	-	-	-
継続	25	定着初期/限定分布	防除検討対象外			シロテンハナムグリ台湾亜種(サイキシロテンハナムグリ)	<i>Protaetia orientalis sakaii</i>	I														奄美大島、沖縄諸島、宮古島、八重山諸島、大東諸島	台湾。	林道、農地環境	一部の標本販売サイトや標本商により、本種の標本が売買されている。	-		インガキノシロテンハナムグリやリュウキウオオハナムグリとの交雑による遺伝的攪乱や競合が懸念されている。	④各県、福岡県、長崎県、沖縄県	橋井(2005)、野林(2004)、自然環境研究センター(編著)(2019)、日本列島昆虫全種目録	-	-	-	
新規(候補)	26	定着初期/限定分布(小笠原、南西諸島)	防除検討対象外			サイカブト(タイワンカブト)	<i>Oryotus rhinoceros</i>	II														トカラ列島、奄美群島、沖縄諸島、八重山諸島、大東諸島、尖閣諸島	東南アジア。	農耕地、堆肥場	一部のWebサイトで生体や標本が売買されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。		野生下で捕獲されているヤシ類を食害するため、沖縄県や奄美群島では道路沿いや公園等に植栽されたヤシ類を食害している。また、南大東島ではヒサマツサイカブトとの競合が懸念されているが、実態は不明。	③GISD、④各県、京都府、宮城県、鹿児島県、沖縄県、⑤環境省地方環境事務所	片野田道朗・谷口明(1997)、佐藤嘉一・伊藤英敏(2003)、自然環境研究センター(編著)(2019)、日本列島昆虫全種目録	沖縄県:沖縄県外来種対策行動計画に基づくサイカブト(タイワンカブトムシ)防除計画 https://www.pref.okinawa.jp/res/projects/default_project/_page/001/004/820/05-10sakabuto.pdf	-	-	-
継続	27	定着初期/限定分布	防除検討対象外			フェモラータオオモモトハムシ	<i>Sagra femorata</i>	IV														中国本土南東部から東南アジア、インド亜大陸にかけての熱帯地域。	三重県、愛知県、兵庫県、大分県	河川沿いや都市公園内の草本群落(クズ)	一部の標本販売サイトや標本商により、本種の標本が売買されている。	-		クリーンセンター周辺のクズ群落で多くの個体が確認されることから、生息地の除草作業等により生じたゴミに混入して分散している可能性が高い。これまで国内から報告はないものの、園芸植物であるフジや栽培品種を含むフトクキ、マツバ等の在来種に寄生する性木本植物を寄生する可能性がある。	④各県、茨城県、愛知県、滋賀県、愛媛県、沖縄県、⑤環境省地方環境事務所	秋田ほか(2010)、秋田ほか(2011)、或谷・宮武(2011)、自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	
継続	28	定着初期/限定分布	防除検討対象外			カンショオサゾウムシ	<i>Rhadoscelus obscurus</i>	I、II、III														ニューギニアとされている。	小笠原・大東諸島	サトウキビやヤシ類		-		世界的にサトウキビの大害虫として知られている他、トウモロコシやパパイヤ等の農作物への被害も報告されている。小笠原諸島において、固有種のノヤシを加害している。大東諸島ではヒロウに被害を出している。若齢のノヤシは枯死することが多い。	②W100:日本、④各県、長崎県、沖縄県	菊部ほか(2007)、菊部ほか(2008)、自然環境研究センター(編著)(2019)、国立環境研究所侵入生物データベース	-	-	-	
新規(候補)	29	定着初期/限定分布	防除検討対象外			アジジロヒラフシアリ	<i>Technomyrmex brunneus</i>	IV														インド、スリランカからインドシナ半島、台湾、インドネシア、マレーシア、中国、ニューギニア、朝鮮半島、ニューギニアと朝鮮半島にも移入と考えられている。	本州、四国、九州、伊豆諸島、小笠原諸島、南西諸島	比較的乾燥した草地や林縁にみられ、切り株や朽ち木、枯れ枝等に営巣する。	利用に関する情報は得られなかった。	-		八丈島においては特に問題となっており、食品加害等に加え、家財や電気設備の破壊などが生じている。和歌山県と静岡県では確認事例があるものの、定着しているかは不明。	④各県、宮城県、鹿児島県、⑤環境省地方環境事務所、⑥その他	小林他(2024)	https://www.town.hachijo.tokyo.jp/kakuka/jyumin/jyumin_ar.html	-	-	-
継続	30	定着初期/限定分布	防除検討対象外			チャイロネツタイズバチ	<i>Delta pyriforme</i>	IV														東南アジア、南太平洋諸島原産。	小笠原諸島	森林～住宅地	利用に関する情報は得られなかった。	-		小笠原諸島に侵入している個体群の亜種は特定されず、侵入元は不明である。飼育目の幼虫を持つことから、固有のチョウ類やガ類への影響が懸念される。知見の集積が必要。	④各県、長崎県、沖縄県、⑥その他	日本の外来生物:自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	
継続	31	定着初期/限定分布	防除検討対象外			ナンヨウチビアシナガバチ	<i>Ropalidia marginata</i>	IV														東南アジア、マリアナ諸島原産。	火山列島硫黄島	森林～林縁等	利用に関する情報は得られなかった。	-		硫黄島では島全体に広く分布する普通種となっている。アシナガバチ類は一般に高い捕食力を有しており、在来昆虫に影響を及ぼす可能性が懸念される。知見の集積が必要。	④各県、長崎県、沖縄県、⑥その他	日本の外来生物:自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	
産業管理外来種(適切な管理が必要な産業上重要な外来種)																																		
継続	32	定着初期/限定分布	産業管理外来種		特定外来生物	セイウオオマルハナバチ	<i>Bombus terrestris</i>	I														ヨーロッパ原産。北米、オーストラリア、イスラエルに侵入。	北海道	林縁、草地、農耕地等	ハウス内の作物の授粉用の農業資材として、特定外来生物の使用許可を受けた農家・事業者のみが利用している。なお、本州・四国・九州(奄美以南と高しよ部を除く)については、継続許可のみとなり新規利用は認められておらず、2022年からは規模拡大(飼養数を増やすこと)は認められていない。	使用許可の内容を遵守し、認可の際の条件である、ハウスのネット張りの管理を厳格に行うこと。		在来マルハナバチと餌資源や営巣場所の競合が起きていると考えられる。実験室内では在来マルハナバチの巣を襲う事も確認されている。また、在来マルハナバチとの交雑が野外で確認されている。北海道でのみ確認されている。本州から沖縄までセイウオオマルハナバチが確認された事例はあるものの、定着は確認されていない。	①特定外来、②W100:日本、④各県、北海道、青森県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、兵庫県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県	自然環境研究センター(編著)(2019)	北海道生物多様性保全活動連携支援センター https://www.heco-spc.or.jp/HoBiCC/action/page02.html	-	-	-

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 掲載種の付加情報(根拠情報) <動物(昆虫)>

継続 : 現行リストに掲載されている種類

新規(候補) : 現行リストに掲載されておらず、事務局で掲載候補と判断した種類

【国内由来の外来種】

現行リスト掲載種のうち、現行リストからカテゴリ区分が変更になるもの(「その他の定着予防外来種→定着防止外来種」といったカテゴリ名の変更によるものは除く)

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名(別名、流通名)	学名	選定理由	評価項目														原産地・分布	問題となっている地域	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症
									定着可能性		生態系被害				分布拡大		特に問題となる被害		逸出・拡散															
									生物	導入	競合	交雑	捕食摂食	生態系改変	繁殖	気候	重要地域	人体	経済産業	利用	付着混入													
<p>総合対策外来種(定着) 防除推進外来種(生態系等へ及ぼす影響が大きなもの)</p>																																		
新規(候補)	1	国内由来の外来種	防除推進外来種	①②③		沖縄島のヤエヤマドボタル(オオシママドボタル)	<i>Pyrocoelia atripennis</i>	I, II	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	八重山諸島	沖縄島	林内や草地、農地、緑地のある公園	規制前はネットオークションで生体が取引されていた。 沖縄本島へ侵入・分布を拡大し、国内希少野生動物種であるアマノマカタマイマイへの影響が懸念されている。 沖縄島には、幼虫や卵が植栽木等に附れ持ち込まれたと考えられている。	-	沖縄本島へ侵入・分布を拡大し、国内希少野生動物種であるアマノマカタマイマイへの影響が懸念されている。 ④各県: 沖縄県、⑤環境省地方環境事務所、⑥その他	元藤・森(2022)	沖縄県: 沖縄県外来種対策行動計画に基づくヤエヤマドボタル(自然分布域以外)防除計画 https://www.pref.okinawa.jp/res/projects/default_project_page_001/004/820/yaeyamaadobotaruplan.pdf	-	-	-
<p>防除検討外来種(被害の大きさが防除推進外来種には及ばないもの)</p>																																		
継続	2	国内由来の外来種	防除検討外来種			伊豆諸島などのリュウキュウツヤハナムグリ	<i>Protoetia pryeri</i>	IV	/	/	○	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	奄美群島	東京都、千葉県、神奈川県、伊豆諸島	林道、都市公園	一部のWebサイトで生体や標本が売買されている。	-	移入地では、カナブンやシロテンハナムグリ等の在来種との競合が懸念されている。	⑥その他	大田(2012)、楠本(2014)、岸本(2017)、織谷・織谷(2021)、藤田(2018)、日本列島昆虫全目録	-	-	-	
継続	3	国内由来の外来種	防除検討外来種			北海道・沖縄のカブトムシ本土型	<i>Trypoxylus dichotomus septentrionalis</i>	I	/	/	○	◎	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	本州、四国、九州	北海道、沖縄	里山	全国的にペットショップ等で販売されている他、Webサイト等を通しても販売されている。 養殖場も存在する。	-	全国的にペットショップ等で販売されているため、脱走個体による遺伝的擾乱が起こる可能性がある。 特に沖縄諸島の場合、固有亜種となるオナワカブトムシ(沖縄本島)、メジマカブトムシ(久米島)が生息しているため、侵入した場合の遺伝的擾乱の影響は重大となる。	④各県: 北海道、鹿児島県、沖縄県	小濱・高原(2002)、尾(1996)、日本列島甲虫全目録	輸入規制は、植物防疫法(コガネムシ科として)、植物防疫法施行規則表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物 植物防疫法による生きた昆虫・微生物などの輸入規制について http://www.pps.go.jp/rg/tsrch/ (カブトムシ Allomyrina dichotoma, Trypoxylus dichotomus)として輸入規制・規制無し	-	-	-

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 掲載種の付加情報(根拠情報) <動物(陸生節足動物)>

継続 : 現行リストに掲載されている種類
 新規(候補) : 現行リストに掲載されておらず、事務局で掲載候補と判断した種類

【国外由来の外来種】 現行リスト掲載種のうち、現行リストからカテゴリ区分が変更になるもの(「その他の定着予防外来種→定着防止外来種」といったカテゴリ名の変更によるものは除く)

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名(別名、流通名)	学名	定着理由	評価項目													原産地・分布	日本での分布	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症								
									定着可能性			生態系被害			分布拡大		特に問題となる被害		逸出・拡散																						
									生物	導入	融合	交雑	捕食	競争	気候	重要地域	人体	経済産業	利用	付着	混入																				
侵入・定着防止外来種(未定着)																																									
侵入予防外来種(まだ侵入していない種)																																									
継続	1	未定着	侵入予防外来種		特定外来生物	アトラクス属	<i>Atrax</i> spp.	III	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	オーストラリア原産。	-	主に森林	利用に関する情報は得られなかった。	-	壊死性の強い毒を持ち、原産地では人体への咬傷被害がしばしば起きる。	①特定外来	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	-			
継続	2	未定着	侵入予防外来種		特定外来生物	ハドロニケ属	<i>Hadronyche</i> spp.	III	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	オーストラリア原産。	-	主に森林	利用に関する情報は得られなかった。	-	壊死性の強い毒を持ち、原産地では人体への咬傷被害がしばしば起きる。	①特定外来	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	-			
継続	3	未定着	侵入予防外来種		特定外来生物	特定外来生物のイトゴモ属3種	<i>Lososceles</i> spp.	III	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	北米～南米原産。	-	住宅地等	利用に関する情報は得られなかった。	-	<i>Lososceles reclusa</i> , <i>L. laeta</i> , <i>L. gaucha</i> の3種。壊死性の強い毒を持ち、原産地では人体への咬傷被害がしばしば起きる。	①特定外来	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	-			
継続	4	未定着	侵入予防外来種		特定外来生物	ジュウサンボシゴケグモ	<i>Latrodectus tredecimguttatus</i>	III	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	ヨーロッパ原産。	-	住宅地等	利用に関する情報は得られなかった。	-	強い神経毒を持つが人の死亡例は報告されていない。しかし、筋性萎縮や嘔吐、呼吸困難等の症状を引き起こすとされ、重症化した場合に死亡する可能性が示唆されている。	①特定外来	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-	-			
新規(候補)	5	未定着	侵入予防外来種		特定外来生物	特定外来生物のゴケグモ属の全種(セアゴケグモ、ハイロゴケグモ、クゴケグモ、ツヤクゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモを除く)	<i>Latrodectus</i> spp.	III	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	世界中(南極大陸を除く)。	-	多様	利用に関する情報は得られなかった。	-	ゴケグモ属の種は基本的にα-ラトロトキシンという強い神経毒を持ち、人体被害が懸念される。南西諸島に分布するアカゴケグモは在来種と考えられており、特定外来生物から除外されている。	①特定外来	Dželalija & Medić (2003)	-	-	-	-			
定着防止外来種(侵入しているが定着していない種)																																									
継続	6	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	クゴケグモ	<i>Latrodectus mactans</i>	III	○	◎	-	-	-	-	-	-	○	-	◎	-	-	-	-	-	-	◎	北米原産。	-	都市部、住宅地等	利用に関する情報は得られなかった。	-	2000年10月20日までに、山口県国市の米軍海兵隊基地内で、約60個体捕獲されたことが報告されている。以来、基地側から定期的に情報提供を受け地元新聞に逐一報道されているが定着の報告はされていない。本種はゴケグモ属の中でも強い毒性を持ち、アメリカでは多数の咬傷事例が報告されている他、死亡例も確認されている。	①特定外来	自然環境研究センター(編著)(2019)、ゴケグモ情報センターHP、清水ほか(2014)	-	-	-	-			
新規(候補)	7	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	ツヤクゴケグモ	<i>Latrodectus hesperus</i>	III	○	◎	-	-	-	-	-	-	○	-	◎	-	-	-	-	-	-	◎	北米西部原産。	-	都市部、住宅地等	利用に関する情報は得られなかった。	-	群馬県高崎市などで発見されたことであるが、詳細は不明。クゴケグモと類似した毒性分wを持ち、多数の咬傷事例が報告されている。	①特定外来	ゴケグモ情報センターHP、清水ほか(2014)、Clark et al. (1992)	-	-	-	-			
継続	8	未定着	定着防止外来種		特定外来生物	キョクトウサソリ科	Buthidae Gen. spp.	III	○	◎	-	-	-	-	-	-	○	-	◎	-	-	-	-	-	-	○	世界の熱帯・亜熱帯域に約950種が分布。	-	乾燥地、森林等様々な環境に生息	ベトナムで飼育されていた。現在は特定外来生物に指定され輸入・飼養は規制されている。	-	本科に属するマダラサソリ <i>Isometrus maculatus</i> が先島諸島に生息しているが、在来種もしくは古い時代の外来種の両方の可能性があり、近年、スリランカ原産である可能性が示唆されている。猛毒を有する種を多く含む、人の生命・人体に対する影響が重大である。2006年、沖縄県にて輸入した衣類に付着して侵入したサソリに刺されたという被害が報告されている。	①特定外来	自然環境研究センター(編著)(2019)、国立保健医療科学院(2016)	-	-	-	-			
総合対策外来種(定着)																																									
防除推進外来種(生態系等へ及ぼす影響が大きなもの)																																									
継続	9	定着初期/限定分布	防除推進外来種	④	特定外来生物	ハイロゴケグモ	<i>Latrodectus geometricus</i>	III																			原産地は不明。熱帯～亜熱帯に広く分布。	東京、神奈川県、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、山口、福岡、宮崎、鹿児島、沖縄	都市部、住宅地等	現在は特定外来生物に指定され輸入・飼養は規制されているが、学術研究の目的で許可を受けた個体が飼養されている。	逸出には十分な注意を払うべき。	強い神経毒を持つ人の死亡例は報告されていない。セアゴケグモよりも攻撃性は弱いと言われている。咬まれた場合、激しい痛みと嘔吐、腹部膨満などの症状を引き起こす。	①特定外来、②W100、日本、③各県、茨城、栃木、滋賀、京都、大阪、兵庫、福岡、宮崎、鹿児島、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)、ゴケグモ情報センターHP、清水ほか(2014)	宮城県、宮城県特定外来生物(ハイロゴケグモ)防除対策事業 https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/r1images/124_r1miyazaki_gokegumo.pdf	茨城県等いくつかの市区町村で、セアゴケグモと併せて注意喚起するリーフレットを確認	-	-	-	-	
継続	10	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	④	特定外来生物	セアゴケグモ	<i>Latrodectus hasseltii</i>	III																			オーストラリア原産と考えられている。北米等に侵入。	北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄	都市部、住宅地等	現在は特定外来生物に指定され輸入・飼養は規制されているが、学術研究の目的で許可を受けた個体が飼養されている。	逸出には十分な注意を払うべき。	強い神経毒を持ちオーストラリアで死亡例がある。国内では死亡例はない。	①特定外来、②W100、日本、③各県、福島、茨城、栃木、千葉、石川、長野、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、山口、徳島、香川、高知、福岡、長崎、宮城、鹿児島、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)、ゴケグモ情報センターHP、清水ほか(2014)	三重県四日市市「セアゴケグモの駆除方法等に関する調査研究業務」 https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1723629189386/simple/seakagokegumo.pdf 京都府：京都府外来生物対策マニュアル https://www.pref.kyoto.jp/gairai/manual/documents/manual.pdf 沖縄県：沖縄県外来種対策行動計画に基づくセアゴケグモ 早期発見・防除計画 https://www.pref.okinawa.jp/res/projects/default_project/page/001/004/820/04-08seakagokegumo.pdf その他、多数の市区町村のWebサイトにて、防除の実施に関する情報有り	環境省「特定外来生物セアゴケグモ」 https://www.env.go.jp/nature/intro/4documents/files/r_seakagokegumo_shikoku.pdf 東京都：セアゴケグモ防除指針 https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/16249/seaka_boujoshin.pdf 福岡県：セアゴケグモ対策マニュアル https://www.city.nakagawa.lg.jp/uploaded/attachment/13479.pdf	その他多数	-	-	-	-
防除検討外来種(被害の大きさが防除推進外来種には及ばないもの)																																									
継続	11	分布拡大期～まん延期	防除検討外来種		-	ヤンバルトサカヤスデ	<i>Chamberlinius huailienensis</i>	IV																			台湾原産とされている。	東京都(八丈島)、神奈川県、埼玉県、静岡県、徳島県、鹿児島県、沖縄県(沖縄本島)	住宅地、農地、里山・里山の環境	利用に関する情報は得られなかった。	-	大量発生し不快害虫となる他、毒を持つことの影響が大きい。在来種のヤスデ類を排除している可能性が示唆されている。知覚の集積が必要。	⑤各県、茨城、長崎、鹿児島、沖縄	藤山(2009)、石田・藤山(2010)、新島(2002)、江口ほか(2022)	東京都八丈町 https://www.town.hachijo.tokyo.jp/kakuka/jyumin/yasudetaisaku.pdf 鹿児島県鹿児島市 https://373news.com/news/storyid/154277/ 鹿児島県ヤンバルトサカヤスデの防除対策について https://www.town.hachijo.tokyo.jp/kakuka/jyumin/yasudetaisaku.pdf 鹿児島県ヤンバルトサカヤスデの防除対策 https://www.pref.kagawa.lg.jp/ad03/kuurashi/kankyo/recycle/ippan/yasude/yasude_taisaku.html その他、多数の市区町村のWebサイトにて、防除の実施や協力に関する情報有り	-	-	-	-		
新規(候補)	12	分布拡大期～まん延期	防除検討外来種		-	イトゴモ	<i>Loxosceles rufescens</i>	III																			地中海沿岸地方。	本州、四国、九州、南西諸島	住宅地	利用に関する情報は得られなかった。	-	過去には在来種として扱われていたが、近年の研究から外来種であることが明らかとなった。人への咬傷被害も確認されている。	⑥専門家ヒアリング結果	小野(編著)(2008)、新島(編著)(2017)、Taucare et al. (2018)、森戸(2017)	-	-	-	-			

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 掲載種の付加情報(根拠情報) <動物(その他無脊椎動物)>

継続 : 現行リストに掲載されている種類
 新規(候補) : 現行リストに掲載されておらず、事務局で掲載候補と判断した種類

【国外由来の外来種】 現行リスト掲載種のうち、現行リストからカテゴリ区分が変更になるもの(「その他の定着予防外来種→定着防止外来種」といったカテゴリ名の変更によるものは除く)

2025.2.14時点

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名(別名、流通名)	学名	定着理由	評価項目													原産地・分布	日本での分布	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症							
									定着可能性		生態系被害			分布拡大		重要地域	特に問題となる被害	逸出・拡散																						
									生物	導入	競合	交雑	捕食	生態系改変	繁殖			気候	人体	経済産業	利用													付着混入						
侵入・定着防止外来種(未定着)																																								
侵入予防外来種(まだ侵入していない種)																																								
継続	1	未定着	侵入予防外来種			ムネオプシス・レイディ	<i>Mnemiopsis leidyi</i>	I	○	○	-	-	◎	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	北米・南米の大西洋沿岸産。黒海、カスピ海、地中海等に侵入。	内湾から河口域にかけての海域	利用に関する情報は得られなかった。	-	動物プランクトンや小魚を捕食することで、既存の生態系へ悪影響を与える。	③GISD、④各県：長崎、沖縄	Ivanov et al. (2000)、自然環境研究センター(編著)(2019)、ISSG-GISD	-	-		
継続	2	未定着	侵入予防外来種		特定外来	カワホトギスガイ	<i>Dreissena polymorpha</i>	I, III	○	○	◎	-	-	○	-	○	-	-	-	◎	-	○	-	-	-	○	-	-	○	黒海、カスピ海及び周辺河川原産。ヨーロッパ北東部に侵入。	湖沼、河川	ヨーロッパでは本種の摂食活動を利用して貯水池の水質を浄化させる試みがなされている。	導入は厳に慎むべき。	付着基盤を被覆することで在来生物相に大きな影響を与える。	①特定外来③GISD、④各県：長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-		
継続	3	未定着	侵入予防外来種		特定外来	クワツガイ	<i>Dreissena bugensis</i>	I, III	○	○	◎	-	-	○	-	○	-	-	-	◎	-	○	-	-	-	○	-	-	○	黒海沿岸産。カスピ海、ヨーロッパ、北米等に侵入。	淡水、汽水の岩、人工構造物、泥中	利用に関する情報は得られなかった。	-	付着基盤を被覆することで在来生物相に大きな影響を与える。	①特定外来③GISD、④各県：長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-		
継続	4	未定着	侵入予防外来種			ヨーロッパミドリガニ	<i>Carcinus maenas</i>	I	○	○	○	◎	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	◎	-	-	-	○	ヨーロッパ北東部の大西洋沿岸産。北米大西洋岸、南アフリカ、オーストラリアに侵入。	内湾の岩礁、乾石、干潟、塩性湿地	原産地では食用として利用されている。	導入は厳に慎むべき。	バラスト水への幼生の混入だけでなく、船舶のシーチェストに混入していた事例も知られている。侵入地では、捕食者である在来産貝類の殻を壊すなどの資源被害を短期間で引き起こし、二枚貝群集の組成を大きく変化させたことが知られる。	②W100、IUCN、③GISD、④各県：長崎、沖縄	Cohen et al. (1995)、Trussell (2000)、Groscholz (2005)、自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-		
継続	5	未定着	侵入予防外来種		特定外来	ディケログンマルス・ヴィルロス	<i>Dikerogammarus vilosus</i>	I	○	-	-	-	◎	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	東ヨーロッパ、黒海～カスピ海地方原産。ヨーロッパに侵入。	湖沼、河川、汽水域	利用に関する情報は得られなかった。	-	幅広い水域に侵入し、他のヨーロッパをほぼとする多様な水生生物を捕食。栄養段階を大きく変換させる。	①特定外来	Dick & Platvoet (2000)、Dick et al. (2002)、Noordhuis et al. (2009)	-	-		
定着防止外来種(侵入はしているが定着していない種)																																								
継続	6	未定着	定着防止外来種		特定外来	アスタクス属	<i>Astacus spp.</i>	I	○	-	-	-	◎	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	中央アジア～ヨーロッパ原産。	湖沼、河川等	ペットとして飼養されていた。現在は輸入・飼養は規制されている。	-	<i>Astacus astacus</i> , <i>A. leptodactylus</i> , <i>A. pachypus</i> の3種が含まれる。日本に導入された場合、寒冷地を中心に定着し、希少な在来水産物を切断して減少させる他、捕食により様々な小動物に影響を与える恐れがある。	①特定外来④各県：長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-		
継続	7	未定着	定着防止外来種		特定外来	ミステリークレイフィッシュ(マーモクレス、マールクレイフィッシュ)	<i>Procambarus fallax</i>	IV	○	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	北米南部。	河川等	ペットとして飼養されていた。現在は輸入・飼養は規制されている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	単為生殖により短期間で増殖することが知られており、様々な小動物の捕食や水草の切断により、在来生態系に大きな影響をもたらす可能性がある。また、ザリガニ科に属する種との交雑による近縁種を短期間で引き起こし、二枚貝群集の組成を大きく変化させたことが知られる。	①特定外来④各県：北海道、長崎、宮崎、沖縄	IUCN-red list	-	-		
継続	8	未定着	定着防止外来種		特定外来	ラスティークレイフィッシュ	<i>Oreoneutes rusticus</i>	I	○	-	-	-	◎	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	北米東部原産。北米各地、カナダ、フランスに侵入。	湖沼、河川等	ペットとして飼養されていた。現在は輸入・飼養は規制されている。	-	様々な水生生物を捕食することに加え、摂食量が多いため、定着した場合は水生無脊椎動物や魚類の生息場所である水生植物を破壊し、生態系に大きな悪影響を与える恐れがある。	①特定外来③GISD、④各県：静岡、長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)、ISSG-GISD	-	-		
継続	9	未定着	定着防止外来種		特定外来	ケラクス属	<i>Cherax spp.</i>	I	○	○	-	-	◎	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	オーストラリア、ニュージーランド原産。	河川等	ペットとして飼養されていた。現在は輸入・飼養は規制されている。	-	本属は45種を含む。マロン C. tenuimanus、レッドクロウ C. quadricarinatus、ヤビー C. destructor 等が国内で流通していた。マロンは南アフリカに侵入。大型で攻撃的な種を含む種群であるため、そのような種が導入された場合、小動物を捕食したり、水生植物を破壊することで、在来生態系に大きな影響を及ぼす可能性がある。保持するウイルスが他のザリガニ科に影響を与える可能性がある。	④各県：長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-		
継続	10	未定着	定着防止外来種		特定外来	外国産モクスガニ属	<i>Eriocheir spp.</i>	I	○	◎	◎	○	-	-	-	○	-	-	-	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	中国等原産。ヨーロッパ諸国、北米等に侵入。	生体は河川、幼生は海域で洋遊生活。	「上海蟹」として食用にされるが、特定外来生物に指定されているため、許可を受けた業者のみが取り扱っている。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	侵入地では、産卵による土手の破壊や川底の凍害によって生息場所の物理的構造を大きく変え、遡河内の漁獲物への食害等の漁業被害を生じさせていることが知られる。	①特定外来、②W100、IUCN、③GISD、④各県：静岡、長崎、沖縄	Dittel, A.I., Epanerio, C.E. (2009)、小林哲 (2012)	-	-		
新規(候補)	11	未定着	定着防止外来種		特定外来	ザリガニ科の全種(ウチダザリガニ(タンカイザリガニを含む)を除く)	Astacidaeの全種(<i>Pacifastacus leniusculus</i> を除く)	I	○	-	◎	-	○	○	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	中央アジアからヨーロッパ、北米等に侵入。	冷水性の河川や湖沼等	過去に国内で流通していたことがある。	-	令和2年、特定外来生物に指定。特定外来生物であるアスタクス属やウチダザリガニなど、国内で既に被害を及ぼしている又は被害を及ぼす恐れが指摘されている種を含んでおり、同属他種等と同様の性質を持つ種がある可能性があり、国内に定着すればニホンザリガニとの競合や、植物の切断による環境の改変や在来動物の捕食等により在来の淡水生態系に大きな影響を与える可能性がある。	①特定外来	特定外来生物指定時の資料 https://www.env.go.jp/nature/intro/4doc/ument/data/sentei/12/03_zentai_12_siry03.pdf	-	-		
新規(候補)	12	未定着	定着防止外来種		特定外来	アメリカザリガニ科の全種(アメリカザリガニ、ミステリークレイフィッシュ、ラスティークレイフィッシュを除く)	Cambaridaeの全種(<i>Procambarus olarkii</i> を除く)	I	○	-	◎	-	○	○	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	北米、中米、カナダ、アメリカ、ホンジュラス、ベリーズ、グアテマラ、キューバ。	河川や湖沼等	未判定外来生物であったにもかかわらず、過去、国内で流通していた。	-	令和2年、特定外来生物に指定。特定外来生物であるラスティークレイフィッシュや、海外で在来種に被害を及ぼしているノーザンクレイフィッシュ、ミステリークレイフィッシュなどの種を含んでおり、同属他種等と同様の性質を持つ種がある可能性があり、国内に定着すればニホンザリガニとの競合や、植物の切断による環境の改変や在来動物の捕食等により在来の淡水生態系に大きな影響を与える可能性がある。	①特定外来	特定外来生物指定時の資料 https://www.env.go.jp/nature/intro/4doc/ument/data/sentei/12/03_zentai_12_siry03.pdf	-	-		
新規(候補)	13	未定着	定着防止外来種		特定外来	アジアザリガニ科の全種(ニホンザリガニを除く)	Cambaroididaeの全種(<i>Cambaroides japonicus</i> を除く)	I	○	-	○	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	朝鮮半島、北東アジア	河川や湖沼等	過去に国内で流通していたことがある。	-	令和2年、特定外来生物に指定。ニホンザリガニとの競合や、植物の切断による環境の改変や在来動物の捕食等により在来の淡水生態系に大きな影響を与える可能性がある。	①特定外来	特定外来生物指定時の資料 https://www.env.go.jp/nature/intro/4doc/ument/data/sentei/12/03_zentai_12_siry03.pdf	-	-		
新規(候補)	14	未定着	定着防止外来種		特定外来	ミナミザリガニ科の全種	Parastacidae	I	○	-	◎	-	○	○	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	オーストラリア、ニュージーランド、ニュージーランド、マダガスカル、南米。	河川や湖沼等	未判定外来生物であったにもかかわらず、過去、国内で流通していた。	-	令和2年、特定外来生物に指定。特定外来生物であるケラクス属など、海外で在来種に被害を及ぼしている種を含んでおり、国内でも被害を及ぼす恐れが指摘されている種を含んでおり、同属他種等と同様の性質を持つ種がある可能性があり、また、本科の種は非常に大型になる種を含んでいるため競争力が強い。国内に定着すればニホンザリガニとの競合や、植物の切断による環境の改変や在来動物の捕食等により在来の淡水生態系に大きな影響を与える可能性がある。	①特定外来	特定外来生物指定時の資料 https://www.env.go.jp/nature/intro/4doc/ument/data/sentei/12/03_zentai_12_siry03.pdf	-	-		

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名 (別名、流通名)	学名	選定理由	評価項目										原産地・分布	日本での分布	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症					
									定着可能性 生物 導入	生態系被害 総合 交雑	生態系被害 捕食 摂食	分布拡大 繁殖 気候	重要地域 人 経済 産業	特に問題となる被害 経済 産業	抽出・拡散 利用 付着 混入																				
総合対策外来種(定着)																																			
防除推進外来種(生態系等へ及ぼす影響が大きいもの)																																			
継続	15	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①②③	特定外来種	ウチダザリガニ(シグナルザリガニ、タンカイザリガニ、レイクロブスター)	<i>Pacifastacus leniusculus</i>	I	-	-	-	◎	◎	-	○	-	-	-	-	-	○	-	○	-	北米原産。ヨーロッパに侵入。	北海道、福島、千葉、長野、滋賀、湖沼、河川等	特定外来生物に指定され輸入、飼養等は規制されているが、許可を受けて利用されているものもある。阿寒湖と摩周湖では進業者が設定され食用に漁獲されている。	侵入した水系で小動物の捕食や水草の切断による、既存生態系への悪影響が危惧されている。また、ニホンザリガニと生息地が重なることから、競合によりニホンザリガニを駆逐している可能性が示唆されている。ザリガニカビ病を媒介する可能性がある。	①特定外来、②日本、③GISD、④各県:長野、長崎、沖縄	環境省:然別湖ウチダザリガニ集中防除 https://hokkaido.env.go.jp/blog/page.0012.html 北海道環境財団:北海道ウチダザリガニ防除ネットワーク https://www.heco-spc.or.jp/emizu/contents/contents02_h28re-po/webrepo_uchidazarigani.pdf 国土交通省:春採湖 特定外来生物「ウチダザリガニ」捕獲事業 https://www.city.kushiro.lg.jp/machi/kankyo_u/1004295/1004296/1004298.html その他、複数の地方公共団体にて防除事業を実施している					
継続	16	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	①②③	特定外来種	アメリカザリガニ	<i>Procambarus clarkii</i>	I	-	-	-	◎	◎	-	○	-	-	-	-	-	◎	-	-	米国南部原産。メキシコ、ドミニカ、ヨーロッパ等に侵入。	全国各地	湿地、水田とその周辺等	ペットとして多数飼育されている。かつては食用ウシガエルの餌として輸入された。	逸出には十分な注意を払い、放逐を厳に慎むべき。	①特定外来、②日本、③GISD、④各県:北海道、青森、福島、茨城、栃木、千葉、神奈川、石川、長野、静岡県、和歌山、鳥取、島根、山口、香川、高知、福岡、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	日本自然保護協会:皇居外苑におけるアメリカザリガニ防除事業 https://what-we-do.nacs.or.jp/2022/02/17970/ 農水省:外来生物駆除手法等検討調査業務 https://www.kj.go.jp/d/7L5ja8A-Z292N9tWZzL9Waa3VyakTL2a6MMA4JyMzA24JfMDA0004MDEucGRmGc= その他、多くの地方公共団体やNPOによる防除事業を確認	環境省:アメリカザリガニ防除マニュアル https://hokkaido.env.go.jp/content/000175750.pdf 環境省:アメリカザリガニ対策の手引き https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/r_amezarui_tebiki2.pdf				
継続	17	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①②③	特定外来種	ニューギニアヤリガタリクスムシ	<i>Platydemus manokwari</i>	I, II	-	-	-	◎	-	-	○	◎	-	-	-	-	○	-	-	ニューギニア原産。オーストラリア、太平洋島嶼、モルジブ等に侵入。	琉球列島、小笠原島	森林、草原	利用に関する情報は得られなかった。	-	①特定外来、②W100:IUCN、③GISD、④各県:長崎、鹿児島、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019), Sugiera et al.(2006), Iwai et al.(2010)	環境省:令和4年度ニューギニアヤリガタリクスムシ防除手法開発業務 https://kanto.env.go.jp/procure/2022/post_822.html 4 Action Manual for Responding to Invasion of New Guinea Flatworm in Hahajima Invasion Response Edition FY2020 Revised Version 2020.pdf	小笠原世界遺産センター:母島におけるニューギニアヤリガタリクスムシ侵入時の対応手法防除マニュアル【侵入時対応編】令和2年度改訂版 https://ogasawara-info.jp/wp-content/uploads/2024/10/3-4_Action_Manual_for_Responding_to_Invasion_of_New_Guinea_Flatworm_in_Hahajima_Invasion_Response_Edition_FY2020_Revised_Version_2020.pdf		広東住血線虫症 https://www.niid.go.jp/niid/ja/kanse-nmohanashi/384-kanton-intro.html	
継続	18	定着初期/限定分布	防除推進外来種	④		ヨーロッパザラボヤ	<i>Ascidiella aspersa</i>	III	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	◎	-	-	-	北大西洋ヨーロッパ沿岸、ノルウェー~地中海	北海道南部~東北地方	水深50m程度までの沿岸海域	利用に関する情報は得られなかった。	-	④各県:茨城、長崎、沖縄	金森ほか(2012)	水産庁:漁村活性化推進機構「有害生物漁業被害防止総合対策事業 http://www.fpo.jp-net.net/gyomu/hqjogyo/05yugai/yugai_fm/gyuicide.pdf 世界自然遺産小笠原諸島管理計画(2024年5月) https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/wp-content/uploads/sites/2/2020/01/d99ef775bc58b9dc7eca7f9e94c7857.pdf https://ogasawara-info.jp/pdf/panphlet/panphlet_hahanoyu_r2_1.pdf				
新規(候補)	19	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①②③		エリマキコウガイビル	<i>Bipalium vagum</i>	I, II	-	-	-	◎	-	-	○	◎	-	-	-	-	-	-	○	不明、おそらくアジア起源とするものもある。	小笠原、大東、沖縄	森林内。	利用に関する情報は得られなかった。	-	⑤地方環境事務所、地方自治体、Jones & terror(2005)	世界自然遺産小笠原諸島管理計画(2024年5月) https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/wp-content/uploads/sites/2/2020/01/d99ef775bc58b9dc7eca7f9e94c7857.pdf https://ogasawara-info.jp/pdf/panphlet/panphlet_hahanoyu_r2_1.pdf					
新規(候補)	20	定着初期/限定分布	防除推進外来種	②③		ブラティデス属の1種	<i>Platydemus sp.2</i>	II	-	-	-	◎	-	-	○	◎	-	-	-	-	-	-	○	不明	小笠原、大東、沖縄	森林内。	利用に関する情報は得られなかった。	-	⑤地方環境事務所、SHOJI & KARUBE(2023)	世界自然遺産小笠原諸島管理計画(2024年5月) https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/wp-content/uploads/sites/2/2020/01/d99ef775bc58b9dc7eca7f9e94c7857.pdf https://ogasawara-info.jp/pdf/panphlet/panphlet_hahanoyu_r2_1.pdf					
新規(候補)	21	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①②③		オガサワラリクヒモムシ	<i>Geonemertes palaensis</i>	I, II	-	-	-	◎	○	-	○	◎	-	○	-	○	-	-	○	不明	小笠原、大東、沖縄	森林内。	利用に関する情報は得られなかった。	-	⑤各県:沖縄(オガサワラリクヒモムシ類似種)、⑤地方環境事務所 吉武ほか(2023)、Yoshitake et al.(2024)。	Shinobe et al.(2017)、大林(2021) 吉武ほか(2023)、 Yoshitake et al.(2024)。 https://ogasawara-info.jp/publications/					
新規(候補)	22	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①②③		アジアベッコウ(アジアベッコウマイマイ)	<i>Tanycholmys indica</i>	I, II	○	-	-	◎	-	-	○	◎	-	○	-	-	-	-	○	中国南西部~マダガスカル。	小笠原、大東、沖縄	森林内、畑、集落地等。	利用に関する情報は得られなかった。	-	④各県:沖縄、⑤地方環境事務所、地方自治体	Hirano et al.(2023) (富原研修所)近藤木村(2015)、環境省 https://www.env.go.jp/nature/intro/Zouti/ue/aslist/gairalist/b_vist4/reft02.pdf	https://ogasawara-info.jp/publications/	植物防疫法(ベッコウマイマイ科として、植物防疫法施行規則表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物)			
継続	23	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	①④	特定外来種	カワヒバリガイ属	<i>Limnoperma spp.</i>	I, III	◎	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	◎	-	-	○	東アジア~東南アジアに分布。	利根川水系、大瀬川(群馬県)、天竜川、宇道川・矢作川(愛知県)、木曾川水系、琵琶湖・淀川水系	淡水域の岩の裏、水路等	利用に関する情報は得られなかった。	-	①特定外来④各県:栃木、静岡、長崎、宮崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	農研機構:特定外来生物カワヒバリガイの現状と被害対策 https://www.ktr.mlit.go.jp/kr-content/content/000743212.pdf	農水省:カワヒバリガイ被害対策マニュアル https://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/ka-rikyo_hozen/k_hozen/pdf/kawahibarimuana.pdf			
継続	24	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	④		スクミンゴガイ	<i>Pomacea canaliculata</i>	III	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	◎	-	-	-	南米原産。中国、韓国、東南アジア、ハワイ等に侵入。	関東以南	水田、水路等	かつては食用とされていたこともあるが、現在は利用についての情報は得られなかった。	-	九州等での食害が起きている。アジア諸国ではタイモやレンコンへの食害も起きている。広東住血線虫の中間宿主となる。	②W100 日本-IUCN、③GISD、④各県:北海道、茨城、千葉、長野、静岡、愛知、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、⑤地方自治体	農水省:スクミンゴガイ(ジャンボタニシ)の被害防止について https://www.maff.go.jp/j/syouan/kyokubo/g-aiou/siryou2/sukumi/attach/pdf/sukumi-4.pdf 農水省:ジャンボタニシ(スクミンゴガイ)の被害防止について https://www.maff.go.jp/j/syouan/kyokubo/g-aiou/siryou2/sukumi/attach/pdf/sukumi-9.pdf 滋賀県:スクミンゴガイ(ジャンボタニシ)防除対策マニュアル https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5464094.pdf	農水省:スクミンゴガイ防除対策マニュアル(移殖水稲) https://www.maff.go.jp/j/syouan/kyokubo/g-aiou/siryou2/sukumi/attach/pdf/sukumi-4.pdf 農水省:スクミンゴガイ(ジャンボタニシ)の被害防止として、植物防疫法施行規則表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物)植物防疫法(植物防疫法施行規則表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物。ニまら類した適合に有用な植物に被害を与えるおそれがないことが確認されない有害動物から除かれる有害動物)植物防疫法による生きた昆虫・微生物などの輸入規制について http://www.pps.go.jp/rg/attach/(輸入規制:規制無)	その他、複数の地方公共団体にて防除事業を実施している	その他、複数の地方公共団体にて防除事業を実施している	広東住血線虫症 https://www.niid.go.jp/niid/ja/kanse-nmohanashi/384-kanton-intro.html
継続	25	分布拡大期～まん延期	防除推進外来種	④		ラブラタリゴガイ	<i>Pomacea insularum</i>	III	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	◎	-	-	○	南米原産。	静岡、広島、八重山諸島	水田、水路等	利用に関する情報は得られなかった。	-	輸入について植物防疫法上の規制あり。広東住血線虫の中間宿主となる。	④各県:静岡、長崎、鹿児島、沖縄	Matsukura et al.(2008)	-	植物防疫法(リンゴガイ科として、植物防疫法施行規則表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物)植物防疫法による生きた昆虫・微生物などの輸入規制について http://www.pps.go.jp/rg/attach/(輸入規制:規制有)	可能性として広東住血線虫症 要出典	

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名 (別名、流通名)	学名	選定理由	評価項目														原産地・分布	日本での分布	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症
									定着可能性		生態系被害				分布拡大		特に問題となる被害		逸出・拡散															
									生物	導入	統合	交雑	捕食	寄生	繁殖	気候	重要地域	人体	経済	産業	利用	付着												
継続	26	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①②③④		アフリカマイマイ	<i>Achatina fulnea</i>	I, II, III	-	-	◎	-	-	○	◎	-	-	◎	-	○	東アフリカ原産。マダガスカル、モリシャス、コモロ、インド、東南アジア、中国南部、台湾、ハワイ、バヌアツ等に侵入。	小笠原諸島、沖縄島、奄美諸島、宮古島、八重山諸島	畑地に隣接した草むらや林縁の藪等、小笠原では原生林的な森林にも侵入。	食用とするが、国内での生産の情報はない。	-	輸入について植物防疫法上の規制あり。国内移動について植物防疫法上の規制あり。広東住血線虫の中間宿主となる。小笠原で国内希少野生動物種であるタイヨウフウトウカズラを侵害する。	②W100 日本・IUCN、③GISD、④各県:長崎、鹿児島、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	植物防疫法(法第十六条の三第一項の農林水産省令で定める地域内にある有害動物又は有害植物) 植物防疫法(法第十六条の六(侵入警戒有害動物)の農林水産大臣が指定する有害動物) 植物防疫法(法第五十五条の二(検疫有害植物)の農林水産省令で定める有害動物) 植物防疫法(アフリカマイマイ科として、植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物) 植物防疫法による生き物・微生物などの輸入規制について http://www.pps.go.jp/rpt/taich/輸入規制_規制有)	広東住血線虫症 https://www.niid.go.jp/niid/ja/kaseirohanshi/384-kanton-intro.html		
継続	27	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①②③	特定外来	ヤマヒタチオビ	<i>Euglandina rosea</i>	I, II	-	-	◎	-	-	○	◎	-	-	-	-	○	北米フロリダ、中南米原産。熱帯・亜熱帯の世界各地に侵入。	小笠原島	温暖な地域の森林〜草原	利用に関する情報は得られなかった。	-	ハワイ諸島等で固有種飛鳥の絶滅要因となっている。現在、小笠原ではニュギニアヤリガタウズムシの侵入により激減し、ほとんど見られませんが注意が必要。広東住血線虫の中間宿主となる可能性。	①特定外来、②日本・IUCN、③GISD、④各県:長崎、沖縄	自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	可能性として広東住血線虫症 要出典			
継続	28	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①		ホンビノスガイ	<i>Mercenaria mercenaria</i>	IV	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	北米東海岸原産。北米沿岸、イギリス、フランス、オランダ、日本に侵入。	東京湾	内湾の砂泥底	食用として流通している。千葉県市川市塩浜地先と船橋市地先では漁業種が設定され食用に漁獲されている。	遺棄、放逐を厳に慎むべき。近年食用の利用も増加しているが、導入は慎むべき。	④各県:北海道、千葉、愛知、京都、和歌山、高知、長崎、沖縄、⑤核討委員	種彦・本種(2005)、中村ほか(2009)、中村ほか(2012)、遠藤・佐々木(2020)	-	-	-				
継続	29	定着初期/限定分布	防除推進外来種	①		外国産ハマグリ属(在来のハマグリ、チョウセンハマグリ、トウドウマリアハマグリ以外のメトロックス属)	<i>Meretrix petechialis</i> <i>Meretrix spp.</i>	I, III	-	◎	-	-	-	○	-	-	-	-	○	朝鮮半島、中国、ベトナム原産。	詳細不明	内湾干潟の砂泥底	食用として流通している。	遺棄、放逐を厳に慎むべき。	④各県:北海道、千葉、愛知、京都、和歌山、高知、長崎、鹿児島、沖縄、⑤核討委員	Yamakawa & Imai (2012)、Yamakawa & Imai (2013)、Hsiao & Chuang (2023)、日本生態学会(編)(2002)、自然環境研究センター(編著)(2019)	-	-	-					
新規(候補)	30	分布拡大期〜まん延期	防除推進外来種	①		シナヌマエビ	<i>Neocaridina davidi</i>	I	○	○	-	-	-	◎	-	-	-	-	-	○	中国南部。		河川や湖沼等	水族館で飼育されたり、水槽の掃除として飼育、釣り用餌として販売されている。	野外への放流は厳に慎むべき。	④各県:千葉、滋賀、福岡、⑤(外来カワマユエビ属として)核討委員、地方自治体	西野 & 丹羽(2004)、大貫ほか(2010)、小松(2023)、Kaku&Komai(2022)	石神井公園H30年度かいぼり結果報告書 https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/000046275	-	-	-			
新規(候補)	31	分布拡大期〜まん延期	防除推進外来種	①④		オオマリコケムシ	<i>Pectinatella magnifica</i>	IV	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	北米東部。	本州、四国、九州	湖沼	利用に関する情報は得られなかった。	-	各地の水域で突然大規模な発生が生じることがある。取水施設での取水障害等の被害が生じる可能性がある。都道府県の外來種リストの他、意向調査でも情報を得ている。	④各県:青森、福島、茨城、愛知、京都、高知、福岡、⑤核討委員	宮下ほか(2014) 京都府レッドリスト 福岡県レッドリスト	茨城県大山市大畔池 https://biotope.sand.com/blog/introduction_93/ ※池の流入水路上流部に底面敷設と小堤防を設け、透過・接触浄化	愛知県名古屋市 https://bda.go.jp/calendar/dried.html ※物理的に除去:池干し 佐賀城公園 https://sagajoupark.com/news/archives/114 ※物理的に除去:網で捕獲	-	-	-		
防除検討外来種(被害の大きさが防除推進外来種には及ばないもの)																																		
新規(候補)	32	定着初期/限定分布	防除検討外来種			ウスシジミ	<i>Corbicula nitens</i>	I, III	○	◎	-	-	-	○	-	-	-	-	○	韓国。	利根川河口	汽水域	利用に関する情報は得られなかったが、利根川河口のヤマトシジミ産地では外国産シジミが混在しており、外国産シジミを取り除く選別作業が生じている。	-	増殖事業としてのシジミ放流時に於ける混入が指摘されている。2000年に茨城県北浦の中流域から利根川の河口部で採集されたものが韓国産のウスシジミに形態的・遺伝的に類似しているとしてこの種に同定されており、中国または台湾から持ち込まれたとされる。在来種の汽水性シジミであるヤマトシジミと似た増殖力を持っており、ヤマトシジミと同じ2倍体で両性発生をし、両種の交雑試験ではペリジャー幼生まで正常に発生したことから、ヤマトシジミと混交または交雑する可能性が示唆されている。	④各県:茨城、千葉	根本ら(2003)、横山(2019)	茨城県内で外来シジミが繁殖 https://www.pref.ibaraki.jp/nourinuisan/naisuisi/kawaraban/documents/k176.pdf	-	-	-			
新規(候補)	33	分布拡大期〜まん延期	防除検討外来種			ヒロマキミズマイマイ	<i>Menetus dilatatus</i>	IV	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	北アメリカ原産。	宮城、神奈川、岐阜、新潟、愛知、石川、滋賀、大阪、兵庫	河川	利用に関する情報は得られなかった。	-	河川水辺の国勢調査等により、近年、急速な分布域の拡大が確認され、ハブタエモ/アラガイと同様に生態系被害が想定される。各都道府県の外來種リストに掲載されている他、意向調査でも情報を得ている。	④各県:愛知、京都、福島、滋賀、福岡、⑤核討委員	河川水辺の国勢調査結果等	-	-	-				
継続	34	分布拡大期〜まん延期	防除検討外来種			マツノザイセンチュウ	<i>Bursaphelenchus xylophilus</i>	I, III	-	-	◎	-	-	◎	○	-	-	-	◎	北米原産。東アジア、ホルホルに広がっている。	北海道を除く全都府県	アカマツ、クロマツ、リュウキウマツなどのマツ林	利用に関する情報は得られなかった。	-	マツノザイセンチュウに運ばれて、マツノザイセンチュウに寄生することによりマツ林を枯死させる(松枯れ-松くい虫被害)。輸入について植物防疫法上の規制あり。また、森林病虫害等防除法に基づき防除を実施。	③GISD、④各県:福島、茨城、千葉、長野、静岡県、滋賀、京都、鳥取、香川、高知、福岡、長崎、宮崎、沖縄	日本生態学会(編)(2002)、環境庁(1977)	林野庁研究指導課:森林病虫害等被害対策事業 https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/attach/pdf/2gaisan-8.pdf 森林総研:松くい虫被害ピンポイント防除マニュアル https://www.city.shizuoka.lg.jp/documents/5110_000927852.pdf/nougyo/1006768/1006771/1014688.html その他、複数の地方公共団体に防除事業を実施している	森林総研:マツ材線虫病にどう対処するか-防除対策の考え方と実践 https://www.ffpri.affrc.go.jp/pubs/chukiseika/documents/5th-chukiseika1.pdf 森林総研:松くい虫被害ピンポイント防除マニュアル https://www.ffpri.affrc.go.jp/research/project/documents/matsukumishu-manual.pdf その他に多数のマニュアルを確認	-	-			

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 掲載種の付加情報(根拠情報) <動物(その他無脊椎動物)>

継続 : 現行リストに掲載されている種類
 新規(候補) : 現行リストに掲載されておらず、事務局で掲載候補と判断した種類

【国内由来の外来種】 現行リスト掲載種のうち、現行リストからカテゴリ区分が変更になるもの(「その他の定着予防外来種→定着防止外来種」といったカテゴリ名の変更によるものは除く)

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名 (別名、流通名)	学名	選定理由	評価項目												原産地・分布	問題となっている地域	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症			
									定着可能性		生態系被害			分布拡大		特に問題となる被害	逸出・拡散																		
									生物	導入	競合	交雑	捕食摂食	生態系改変	繁殖		気候	重要地域	人体	経済産業													利用	付着混入	
総合対策外来種(定着)																																			
防除検討外来種(被害の大きさが防除推進外来種には及ばないもの)																																			
新規(候補)	1	国内由来の外来種	防除検討外来種			小笠原諸島のヌメカワニナ	<i>Melanoides tuberculata</i>	I, II		◎	-	-	-	○	○	◎	-	-	-	-	-	-	-	インド、和歌山(移入?)、鹿児島	小笠原	淡水、汽水域、水田	利用に関する情報は得られなかった。	-	小笠原諸島の河川において、固有のオガサワラカワニナとの競合・入れ替わりが確認されている。	④各県: 愛知、虫賀、和歌山、鹿児島、⑤地方自治体	佐々木ほか(2009)	-	-		

【国内に自然分布域をもつ国外由来の外来種】

検討区分	No	定着段階	カテゴリ	対策優先度の要件	特定外来生物	和名 (別名、流通名)	学名	選定理由	評価項目												原産地・分布	問題となっている地域	生息環境等	利用状況	利用上の留意事項	備考	抽出根拠	文献等	防除事例	防除マニュアル	他法令での位置付け	関係する感染症		
									定着可能性		生態系被害			分布拡大		特に問題となる被害	逸出・拡散																	
									生物	導入	競合	交雑	捕食摂食	生態系改変	繁殖		気候	重要地域	人体	経済産業													利用	付着混入
総合対策外来種(定着)																																		
防除推進外来種(生態系等へ及ぼす影響が大きなもの)																																		
継続	1	国内に自然分布域をもつ国外由来の外来種	防除推進外来種	①④		自然分布域外のサキグロタマツメタ	<i>Euspira fortunei</i>	I, III			-	-	◎	-	-	○	-	-	◎	-	◎	-	◎	東アジア、国内では三河湾、瀬戸内海、有明海。	東北～九州の太平洋岸	干潟や泥底の浅海	利用に関する情報は得られなかった。	-	外国産アサリの種苗放流に伴い、各地に侵入したと考えられ、侵入地の二枚貝に大きな影響を与えている。本種が侵入した瀬干干潟では大きなアサリの捕食被害が発生し、閉鎖された事例もある。	④各県: 静岡、長崎	大越(2011)	https://www.pref.miyagi.jp/documents/17715/71874.pdf		
防除検討外来種(被害の大きさが防除推進外来種には及ばないもの)																																		
新規(候補)	2	国内に自然分布域をもつ国外由来の外来種	防除検討外来種			外国産アサリ	<i>Ruditapes philippinarum</i>	IV			-	○	-	-	-	○	-	-	-	◎	-		中国、朝鮮半島沿岸。	日本各地	干潟や泥底の浅海	国内産アサリ漁獲の激減を受けて輸入・養殖がなされている。		アサリは日本だけでなく中国と朝鮮半島の沿岸にも棲息しているが、国内のアサリ漁獲量の激減を受けて、漁獲・漁場・個人単位で外国産アサリが輸入・養殖されてきた。それに伴い、数多くの国外外来種や国外外来種個体群が移入されており、海産外来種の主要な侵入手段の一つになっている。	④各県: 鹿児島、千葉⑤検討委員	大越(2004)、岩崎ほか(2004)	-	-		
新規(候補)	3	国内に自然分布域をもつ国外由来の外来種	防除検討外来種			外国産アゲマキ	<i>Sinonovacula constricta</i>	IV			-	-	-	-	○	○	-	-	-	◎	-		中国、北朝鮮、韓国。	有明海	内湾の河口域や干潟の泥底。	有明海の在来アゲマキ激減を受けて放流されている。有明海のアゲマキは、近年禁漁が続いている。		有明海の在来アゲマキが絶滅寸前であり、中国、北朝鮮または韓国産のアゲマキが1996年頃より放流されている。その種苗に混入して、有明海で漁業被害を発生させた国外外来種であるカラムシロなどが移入された可能性が高い。本種種苗の導入は有明海への海産外来種の主要な侵入手段になっており、固有種または固有種が多い有明海の在来生物の遺伝的固有性や生物多様性を擾乱する可能性が高い。	⑤検討委員	福田(2003)、福田(2004)	-	-		

候補種の抽出

- ①特定外来生物。(下記②～④で抽出された種で未判定外来生物にあたるものはその旨を記した。)
- ②IUCN及び日本のワースト100(在来種を除く全種が既に①に含まれている)。 <http://www.issg.org/database/species/search.asp?st=100ss&fr=1&str=&lang=EN>
- ③Global Invasive Species Database 掲載種を追記する。
- ④都道府県の外来種リストに掲載されている種
- ⑤環境省の地方環境事務所、都道府県、地方公共団体、検討委員への意向調査による候補種
- ⑥その他:過去のリスト作成時の候補種(※)や事務局等の情報収集により、近年問題を及ぼしている/及ぼす可能性が危惧される種
※「外来種ハンドブック」日本生態学会編(2002)の外来種リスト等を元に、日本に定着している外来種をリスト化した上で以下のものについて追記を行い検討されたもの。

資料 3-2 動物リストの凡例

【動物：資料 3 - 2】

検討区分における凡例

色	凡例
	現行リストに掲載されている種類。「継続」と記述。
	現行リストに掲載されておらず、事務局で掲載候補と判断した種類。検討区分は「新規（候補）」と記述。

カテゴリ及び和名における凡例

色	凡例
	現行リスト掲載種のうち、現行リストからカテゴリ区分が変更になるもの（「その他の定着予防外来種→定着防止外来種」といったカテゴリ名の変更によるものは除く）。

※対策優先度の要件：防除推進外来種のみ記入